目 次

第 1 号 3月9日(金曜日)

平成30年第1回下郷町議会定例会会議録(第1号)	1
議事日程第1号	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
町長の施政方針及び提案理由の説明	3
請願・陳情	1 7
議員提出議案第1号 予算特別委員会の設置に関する決議	1 8
日程の追加	1 9
予算特別委員会委員の選任について	1 9
議案第27号 平成30年度下郷町一般会計予算	2 0
議案第28号 平成30年度下郷町国民健康保険特別会計予算	2 0
議案第29号 平成30年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算	2 0
議案第30号 平成30年度下郷町介護保険特別会計予算	2 0
議案第31号 平成30年度下郷町簡易水道事業特別会計予算	2 0
議案第32号 平成30年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算	2 0
休会の件	2 1
散会	2 1
第 2 号 3月14日(水曜日)	
平成30年第1回下郷町議会定例会会議録(第2号)	2 3
議事日程第2号	2 4
開議	2 5
一般質問	2 5
星 輝夫君	2 5
玉川邦夫君	2 9
小椋淑孝君	3 6
猪股謙喜君	3 9
湯田純朗君	4 4
日程の追加	5 2
請願・陳情·····	5 3
休会の件	5 4
散会	5 4

平成30	年第1	[回下郷町議会定例会会議録(第3号)	5 5
議事日程	第3号	1	5 6
開議			5 9
報告第	1号	専決処分の報告について	5 9
		(専決第2号 損害賠償の額の決定及び和解について)	
議案第	1号	専決処分につき承認を求めることについて	6 1
		(専決第1号 平成29年度下郷町一般会計補正予算(第6号))	
議案第	2号	教育長の任命について	6 2
議案第	3号	教育委員会委員の任命について	6 4
議案第	4号	人権擁護委員候補者の推薦について	6 4
議案第	5号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の	
		一部を改正する条例の設定について	6 7
議案第	6号	下郷町特別会計条例の一部を改正する条例の設定について	6 9
議案第	7号	下郷町携帯電話基地局の設置及び管理に関する条例の一部を改正	
		する条例の設定について	7 1
議案第	8号	下郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について	7 2
議案第	9号	下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について	7 2
議案第1	0号	下郷町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の設定	
		について	7 4
議案第1	1号	下郷町小中学校入学祝金支給条例の設定について	7 6
議案第1	2号	下郷町介護保険条例の一部を改正する条例の設定について	8 2
議案第1	3号	下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、	
		設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の設	
		定について	8 4
議案第1	4号	下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事	
		業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス	
		に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する	
		条例の一部を改正する条例の設定について	8 4
議案第1	5号	下郷町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び	
		運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な	
		支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の設定	
		について	8 4
議案第1	6号	下郷町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を	
		定める条例の設定について	9 0
議案第1	7号	下郷町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正す	
		る条例の設定について	9 2
議案第1	8号	下郷町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の設定につい	
		7	9 4

議案第19号 下郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の設定	定について	Ç	9 6
議案第20号 平成29年度下郷町一般会計補正予算(第7号)		(9 8
議案第21号 平成29年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第	第 4 号)	(9 8
議案第22号 平成29年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算	(第3号)	(98
議案第23号 平成29年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第4号	号)	(98
議案第24号 平成29年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第	第 4 号)	(9 8
議案第25号 平成29年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算	算(第3号)…	(9 8
議案第26号 平成29年度下郷町宅地分譲事業特別会計補正予算(第	第 1 号)	(9 8
議案第27号 平成30年度下郷町一般会計予算		1 (Э 7
議案第28号 平成30年度下郷町国民健康保険特別会計予算		1 (Э 7
議案第29号 平成30年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算		1 (0 7
議案第30号 平成30年度下郷町介護保険特別会計予算		1 (0 7
議案第31号 平成30年度下郷町簡易水道事業特別会計予算		1 (0 7
議案第32号 平成30年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算…		1 (Э 7
議員提出議案第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意	意見書の提		
出について		1 (8 C
議員派遣の件		1 (Э
平成30年度行政視察について			
日程の追加		1 .	1 0
閉会中の継続審査申出について		1	1 0
日程の追加		1 .	1 2
議長の辞職許可		1 .	1 2
日程の追加			
議長の選挙・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		1 :	1 3
日程の追加		1 :	1 5
副議長の選挙		1 :	1 5
日程の追加		1 .	1 8
議席の一部変更		1 :	1 8
総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会の所属変更		1 .	1 8
日程の追加		1 :	1 9
議会運営委員会委員の辞任許可			
日程の追加		1 2	2 1
議会運営委員会委員の選任		1 2	2 1
日程の追加		1 2	2 2
南会津地方広域市町村圏組合議会議員の辞職許可		1 2	2 2
日程の追加		1 2	2 3
南会津地方広域市町村圏組合議会議員の選挙		1 2	2 3
日程の追加		1 2	2 3

南会津地方環境衛生組合議会議員の辞職許可	1	2	3
日程の追加	1	2	4
南会津地方環境衛生組合議会議員の選挙	1	2	4
閉会	1	2	5

平成30年第1回下郷町議会定例会会議録第1号

招集年月日	平成30年3	月 9 日					
本会議の会期	平成30年3	月9日から	3月20日	までの12日間			
招集の場所	下郷町役場議場	易					
1	開会 平成30	年3月9日	午前1	0時00分	議長	左藤	勤
本日の会議	散会 平成30	年3月9日	午前 1	1時48分	議長	左藤	勤
応 招 議 員	1番 星	輝		2番 玉 川	邦 夫		
	3番 室	井 亜	男	4番 星	政 征		
	5番 湯	田純」	朝	6番 小 椋	淑 孝		
	7番 小	玉智	和	8番 猪 股	謙喜		
	9番 湯	田健	二 1	0番 山名田	久美子		
	11番 佐	藤盛	雄 1	2番 佐藤	勤		
不応招議員	なし						
出席議員	1番 星	輝	夫	2番 玉 川	邦 夫		
	3番 室	井 亜	男	4番 星	政 征		
	5番 湯	田純」	朝	6番 小椋	淑 孝		
	7番 小	玉 智 🧦	和	8番 猪股	謙喜		
	9番 湯	田健	二 1	0番 山名田	久美子		
	11番 佐	藤盛	雄 1	2番 佐藤	勤		
欠 席 議 員	なし						
会議録署名議員	9番 湯	田健	二 1	0番 山名田	久美子		
地方自治法第	町 長	星	學	副町長	玉川	II —	郎
121条の規定	参事兼総務課長	星	修二	税務課長兼会計管理者	星	健	_
により説明の	町民課長	大 竹	義 則	健康福祉課長	渡音	事	
ため出席した	産業課長	佐 藤	壽 一	建設課長	渡音	羽 芳	夫
者の職氏名	教育委員会教育長	渡 部	岩 男	教育次長	渡音	羽 清	_
	代表監査委員	渡 部	正晴	農業委員会事務局長	横山	山利	秋
本会議に職務	事務局長	室井	哲	書記	荒井	‡ 康	貴
のため出席し	書記	芳 賀	和 也				
た者の職氏名							
議事日程	別紙のとおり						
会議に付した事件名	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

平成30年第1回下郷町議会定例会議事日程(第1号)

期日:平成30年3月9日(金)午前10時開会

 開
 会

 開
 議

諸般の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

9番 湯田健二

10番 山名田 久美子

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長の施政方針及び提案理由の説明

日程第 4 請願・陳情

委員会付託

(産業厚生常任委員会)

陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

提出の陳情

日程第 5 議員提出議案第1号 予算特別委員会の設置に関する決議

追加日程第1 予算特別委員会委員の選任について

追加日程第2 議案第27号 平成30年度下郷町一般会計予算

(予算特別委員会付託)

追加日程第3 議案第28号 平成30年度下郷町国民健康保険特別会計予算

(予算特別委員会付託)

追加日程第4 議案第29号 平成30年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算

(予算特別委員会付託)

追加日程第5 議案第30号 平成30年度下郷町介護保険特別会計予算

(予算特別委員会付託)

追加日程第6 議案第31号 平成30年度下郷町簡易水道事業特別会計予算

(予算特別委員会付託)

追加日程第7 議案第32号 平成30年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算

(予算特別委員会付託)

追加日程第8 休会の件

散 会

(会議の経過)

○議長(佐藤勤君) おはようございます。

開会に先立ちましてご連絡申し上げます。本日の会議が散会後、議会全員協議会を開かせていただきます。案件につきましては、お手元に配付されておりますので、よろしくご協力をお願いします。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第1回下郷町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。 (午前10時00分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会事務局長から諸般の報告を順次行います。

議会事務局長、室井哲君。

○議会事務局長(室井哲君) おはようございます。諸般の報告をいたします。

皆さんのお手元に昨年12月定例会から今定例会までの間の議員の皆さんの活動状況を 記載して配付してございます。

また、議員の派遣内容を記載し、お手元に配付してございます。

さらに、今定例会に説明員として出席されます執行機関の職氏名一覧表につきまして もお手元に配付してございます。

以上、配付をもちまして諸般の報告といたします。

○議長(佐藤勤君) これで諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(佐藤勤君) これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において9番、湯田健二君及び10番、山名田久美子君を指名いたします。なお、両君には、今定例会の会議録についてのご署名をお願いします。

日程第2 会期の決定

○議長(佐藤勤君) 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月20日までの12日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月20日までの12日間と決定いたしました。

日程第3 町長の施政方針及び提案理由の説明

○議長(佐藤勤君) 日程第3、町長の施政方針及び提案理由の説明を行います。

町長から施政方針及び提案理由の説明を求めます。なお、この際当局提案にかかわる

議案を一括上程いたします。

町長、星學君。

○町長(星學君) 皆さん、おはようございます。

本日、平成30年第1回下郷町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては年度末を迎え、大変お忙しいところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

今定例会につきましては、報告1件、議案32件をご提案申し上げますので、慎重なる 審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

提案理由に先立ち、平成29年第4回定例会以降の社会情勢等の動向及び新年度に対する所信の一端を述べ、町議会及び町民の皆様のご理解とご協力をお願いするものであります。

そして、間もなく3月11日を迎え、東日本大震災から7年が過ぎようとしております。 犠牲になられました皆様と被災された方に改めてご冥福とお見舞いを申し上げます。ま た、復旧、復興、さらには風評被害等に対する対策も加速化することを期待していると ころであります。

今年の冬は全国的に大雪となり、特に北陸地方は記録的な大雪に見舞われ、2月6日には福井県内の国道8号線で車約1,500台が約10キロメートルにわたり立ち往生し、同日午後に県の災害派遣要請を受け、陸上自衛隊が出動、除雪作業にあたったことがテレビ等で大きく報道されておりました。本町においても、平成26年度以来の積雪量となっております。町で実施しております高齢者等の除雪支援事業においても、3月7日現在130名が登録し、依頼者は59名を数え、実働時間は180時間に達しているようでございます。3月に入り、ようやく春が近づいてくる気もしますが、まだまだなだれ、落雪の被害も予想されますので、町民の皆様には十分注意していただきたいと思います。

初めに、地方自治法施行70周年記念監査事務功労者表彰において、町代表監査委員、渡部正晴さんが総務大臣表彰を受賞しました。誠におめでとうございます。渡部委員は、平成18年7月に町監査委員に就任後、約11年間従事していただき、すぐれた見識を有し、法令や条例、規則に従い、効率的な行財政の運営の確保に寄与されてきました。表彰を受け、渡部委員は「住民の代弁者として不正などを未然に防ぐことを心がけて取り組みました。皆様のご協力でここまで続けることができました」と感謝の言葉を述べられました。なお、表彰式は去る11月1日にメルパルクホール東京において行われました。

12月16日に、町とNHK福島放送局が主催する「民謡をたずねて」のラジオ公開収録は、ふれあいセンターにおいて開催されました。事前申し込みにより募集した観覧者約400名が来場し、稲庭淳さんが歌う会津磐梯山を皮切りに、原田直之さんら総勢6名の方が県内外の民謡を披露しました。なお、本収録は2月17日、24日、3月3日12時30分よりFMラジオなどにおいて放送されております。

12月18日、28年度から着工しておりました町道沼尾線沼尾シェッドの修繕代行事業完成式が下郷ふれあいセンターで開催されました。主催者を代表して私が「完成により本町の沼尾地区、会津若松市の桑原、舟子地区の生活路線として安全かつ安心して利用できるよう管理に努めていきたい」と挨拶を述べ、続いて国土交通省東北地方整備局の阿

部悟道路部長からも挨拶がありました。式典では、完成を祝してくす玉開きが執り行われました。終了後には、完成したシェッドの現地視察も行われたところであります。本工事は、シェッドの長寿命化と安全性の向上を目的に、事業区間延長189メートルの堆積土砂撤去やひび割れ補修、支柱補強など行われ、12月22日の午後5時より通行止めが解除され、地域住民の生活路線として利用が再開されました。

年が明けて、町新春年始会が1月4日、下郷ふれあいセンターにおいて開かれました。町を初め、議会、教育委員会、農業委員会、商工会、会津よつば農業協同組合、森林組合、土地改良区、区長協議会、老人クラブ連合会の10団体の主催により、約150名の出席がありました。開演と同時に演奏された「春の海」は星勝雄さん、小野、渡部よしえさん、弥五島が演奏、新年らしい音色に会場が包まれました。また、湯田眞佐弘さん、倉村と河合政弘さん、刈林による新年を祝う祝謡も披露されました。主催者挨拶では、私が「各種施策を着実に進めていくことが私に課せられた責務であり、信頼される町政の第一歩と確信しております。全国に誇れる下郷町をつくるため、これからも町民の皆様のご理解とご協力、そしてご支援をお願い申し上げます」と挨拶を述べました。

平成30年町消防団出初め式、無火災祈願祭は、1月7日町役場において執り行われました。町消防団、婦人消防隊から約100名が出席、殉職した消防団員に黙祷をささげた後、高倉神社の長沼秀徳宮司による無火災祈願の神事を行いました。私が「消防団や婦人消防隊の皆様には、日ごろの消防活動に感謝します。昨年町では1件の車両火災のみで、大規模な火災は発生しませんでした。これからも地域住民が安全で安心して生活できるように尽力してください」と挨拶を述べ、続いて星清美町消防団長も「予防消防の重要性を再認識した1年でした」と挨拶を述べました。終了後、出席者全員による直会で1年の無火災を祈願したところであります。

2月10日、11日の2日間にわたり、大内宿雪まつり実行委員会の主催による今年で32回目の大内宿雪まつりが盛大に開催されました。初日は、日本一の団子さしを初め、具止餅拾いや丸太切り競争など、来場者が参加できる行事で盛り上がりを見せておりました。日が暮れると御神火戴火が行われ、松明に火をつけた青年会らがおっせ、おっせとかけ声を発しながら集落内を走り、その火を本陣の御神火台に移すと冬の夜空に大きな花火が舞い上がり、来場者からは「こんなに近くで見る花火は初めて」と冬の花火に興奮をしていました。

日本夜景遺産に認定されている雪月火がなかやま雪月火実行委員会主催により、今年は開催後初めて2月16日、17日と2日間開催され、多くの方が来場しました。今年は夜景を楽しむほか、初日は餅つき大会、2日目はさいの神など、来場者が参加できるイベントも企画されました。午後4時30分になると、来場者、協力者のもと一斉にろうそくに点火され、日が暮れると一つ一つからあふれ出る小さなろうそくの明かりがつくり出す幻想的な夜景が多くの人に感動を与えました。

昨年10月から始まりましたポイントカード事業でございますが、2月16日から3月15日までの間、町内11のポイントカード加盟店の飲食店が参加し、ポイントカードラリーが企画されております。私も利用促進を通じての地域振興を図るため、商工会役員の

皆様と食事会に参加したところであります。現在のところ、約3,900枚のカードが発行されているようでございます。

このような中、国では平成30年度の予算案については、衆議院において2月28日に成立し、参議院に送られ、年度内成立に向け審議中であります。なお、現段階での予算規模は約97兆7,128億円と過去最大となる見込みであります。

日本経済につきましては、直近の内閣府の月例経済報告書によれば、景気は穏やかに 回復しているとされております。先行きにつきましては、雇用、所得環境の改善が続く 中で、各種施策の効果もあって穏やかな回復が続くと期待されている反面、海外経済の 不確実性や金融市場の変動の影響に留意する必要があるとしております。

また、個人消費、雇用情勢や企業活動、特に設備投資関係につきましても総じて改善 しておりますが、実質賃金が低迷する中で、国民誰もが景気回復を実感できる状況には なっておりません。

また、福島県では平成30年度一般会計予算の総額は、復興創生分6,178億円を含め、対前年比2,712億円減の1兆4,472億円を提案し、現在審議中であります。内容については、復興創生分の対前年度マイナス2,572億円が主な減額要因であります。歳出を見ますと、義務的経費、投資的経費、一般行政経費ともほぼマイナス計上でありますが、維持修繕費においては対前年度比12.3%の伸びを示しております。

さて、本町の平成30年度の予算編成に当たっては、第5次下郷町振興計画も4年目を迎えます。厳しい財政状況には変わらないものの、第5次振興計画を着実に進めることを目標に、町の将来像であります「美しく輝く笑顔あふれる交流のまち下郷」の実現のため、全町民の日常生活の充実、産業の発展と子育て支援の整備、高齢者及び障がい者への施策や環境整備、さらには災害対策に配慮することを基本に、私の公約でもあります町民のためにやさしい行政、未来のために強い下郷を実現するため、高齢者福祉、子育て、農林業、雇用、観光の充実を図るための予算編成に取り組んだところであります。

予算総額は、前年度比1.7%、8,300万円減の47億4,700万円としたところであります。 初めに、歳入で主な増額要因は、地方消費税交付金で1,113万7,000円、県支出金で県知 事選挙委託金により1,018万5,000円、財産収入であいづふるさと協議会の解散による基 金返還により7,223万1,000円、諸収入で道路改修事業に伴う負担金として4,800万円、地 方債では南会津広域消防署庁舎建設に伴い、緊急防災・減災事業債で1億5,940万円など の増額が主な要因であります。

また、減額の主な要因は、地方交付税で5,000万円、国庫支出金では公営住宅建替事業関係で1億1,801万1,000円、防災・安全交付金事業国庫補助金で4,757万円、基金からの繰入金、財政調整基金繰入金で1億2,000万円、地方債、過疎対策事業債の沼尾シェッド国直轄代行事業で7,920万円などが主な減額の要因であります。

次に、歳出での主な増額の要因は、補助金関係で南会津広域消防署庁舎建設に伴い、 南会津地方広域市町村圏組合負担金で2億1,481万円、観光公社補助金で1,858万7,000円、 学校給食費補助金で1,379万2,000円、普通建設事業費の林道等維持補修工事で2,077万 5,000円などが増額の主な要因となっております。 減額での主な要因は、扶助費において事業終了による臨時福祉給付金で2,250万円、普通建設事業費において公営住宅建替工事で2億3,275万4,000円、橋梁補修事業で3,960万円、役場庁舎空調改修工事で2,520万8,000円、沼尾シェッド国直轄権限代行事業費負担金で7,923万円などが減額の主な要因であります。

それでは、振興計画の基本目標に沿っての重点事業について説明をいたします。基本目標の一つであります基盤条件整備、「住みやすく美しいまち」になりますが、道路橋梁整備事業での社会資本整備交付金事業として落合音金線などに3億7,300万円、また交通体系の確保としまして、音金線ほか3路線での生活バス路線の確保に5,833万6,000円、また会津鉄道、野岩鉄道などの公共交通機関維持対策事業などとあわせて、全体で4億3,033万6,000円。

2つ目の交流促進、「心ふれあう賑わいと活力を創出するまち」としましては、地域 創生総合支援事業、着地型ツーリズム推進事業の継続や風評被害対策事業、地域おこし 協力隊による集落支援事業、そして景観形成事業などに1億3,866万1,000円。

3つ目の産業経済、「ふるさと産業の創造」としましては、農林業の支援として中山間地域等直接支払事業、多面的機能支払交付金事業の充実、経営所得安定対策推進事業によるがんばる農業支援事業補助金、農林業機械等購入援助対策として利子補給や貸付制度預託金、有害鳥獣対策事業の継続、新たな事業として多彩なふくしま水田農業推進事業、企業支援事業補助金など、2億3,539万5,000円。

4つ目の生活環境、「安全で住みよいまち」としましては、公営住宅建替事業、姫川住宅になりますが、建設工事費、工事監理委託などの継続、雑根地区の携帯電話等エリア整備事業、合併処理浄化槽設置整備事業、高齢者等の除雪支援事業、防災体制の充実としての広域負担分に係る新庁舎建設事業、水槽付消防ポンプ自動車更新事業、また十鶴班の小型動力ポンプ更新事業などに3億4,666万4,000円。

5つ目の健康福祉、「健やかに暮らせるまち」としては、健康保持増進として各種予防接種費用の負担軽減を図るため、高齢者及び子供たちを対象としたインフルエンザワクチン予防接種に係る補助金、また各種検診費用の負担軽減を図るための子宮がん検診、乳がん検診委託事業、子ども・子育て支援事業として放課後児童クラブ事業、こども医療無料化、新規事業として小・中学校入学祝金、高齢者福祉としまして高齢者タクシー助成事業の拡充、また障害者支援事業などに3億4,682万3,000円。

6つ目の教育文化、「思いやりのある教育と文化のまち」としては、教育環境の整備として楢原小学校普通教室床改修工事、中学校グラウンド鉄棒の更新、新規事業としてICT活用による学習環境整備事業の実施、学力向上の推進を図るため特別支援員配置事業の充実、夏休み学習強化合宿事業の継続、家庭教育支援事業、南会津学習サポート事業の実施、生涯学習の推進では放課後子ども教室事業、生涯スポーツ推進関係では市町村対抗駅伝出場助成金事業、文化財の保護と活用の関係では大内宿保存整備事業、中山風穴地特殊植物群落整備事業などに1億2,737万5,000円。

7つ目の行財政、「住民と行政による協働のまち」として、財務書類作成に関する業務として261万2,000円。

以上が平成30年度の重点施策として予算の編成をさせていただいたところであります。 それでは、本定例会に提案いたします報告1件、32議案につきましてご説明をいたします。

初めに、報告第1号 専決処分の報告について(専決第2号 損害賠償の額の決定及び和解)についてでありますが、本件につきましては平成29年12月15日、町道湯野上館本線湯野上橋において、橋アーチ上部から雪の塊が落下し、南会津町湯ノ花390番地の星昭男氏が運転する乗用車を直撃、屋根及びフロントガラスに損害を与えたものであります。過失割合については、相手方がゼロ%、町側が100%であり、車両修繕料83万8,134円を負担したものであります。

以上について地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の 規定により報告するものであります。

次に、議案第1号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第1号 平成29年度下郷町一般会計補正予算(第6号))でありますが、歳入歳出の総額に167万円を追加し、歳入歳出予算の総額を49億8,080万1,000円にするものであります。

初めに、歳入でありますが、総務費国庫補助金において、マイナンバーカードの旧氏 名併記に伴うシステム改修において国からの改修仕様書が年明けに示され、国からの指 示により29年度事業により実施することとされていることから、システム改修費の補助 金として167万円を予算計上しております。

次に、歳出になります。総務費の委託料で今ほど歳入で説明しましたシステム改修費としまして、167万1,000円を予算計上しております。また、土木費において、除雪オペレーター賃金で51万円、除雪委託料で6,500万円、合わせて6,551万円を増額計上しております。これにつきましては、全国的な大雪、本町においても例年に比べ積雪が多く、今後の経費も含め予算不足が想定されるため、予算を計上し、予備費で調整しております。

次に、議案第2号 教育長の任命についてでありますが、現教育長の渡部岩男氏が平成30年3月31日で任期が満了となるため、新たに下郷町大字豊成字楢原2315番地の1に住所を有する星敏惠氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

星氏は、昭和48年3月県立田島高等学校を卒業され、昭和49年8月1日に町教育委員会事務局に臨時職員として雇用され、同年12月5日に町の事務吏員に任命され、平成27年3月31日定年退職しております。この間住民課、保険年金係長、総務課総務班副主幹を兼ねて、管財情報係長、教育振興班教育総務係長、生活課健康福祉班班長、生活課長、平成26年4月からは参事兼総務課長を歴任され、現在は町の社会福祉協議会事務局長を務められております。星氏は、役場職員としての約10年間は教育行政に携わり、特に平成19年4月から平成21年3月までの2年間は教育総務係長として教育改革に取り組むとともに、教育行政に精通しております。経験、職験、人柄ともふさわしい方であると思料されますので、議会の皆様の同意をお願いするものであります。よろしくお願いいたします。

次に、議案第3号 教育委員会委員の任命についてでありますが、県教育委員の五十 嵐紀子氏が平成30年3月21日で任期が満了となるため、新たに下郷町大字弥五島字和田 居村427番地に住所を有する長沼千恵氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関 する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

長沼氏は、昭和63年3月埼玉大学経済学部経済学科を卒業され、現在は家庭教育支援 南会津会の事務局、親業サークル絆の会会長、下郷町学校図書ボランティアの会副代表、 楢原小学校父母と教師の会の監事を務められており、教育行政にも積極的に取り組んで おられる方であり、教育委員としまして町教育行政の発展のためご活躍できる方だと思 料しておりますので、議会の皆様の同意をお願いするものであります。よろしくお願い いたします。

次に、議案第4号 人権擁護委員候補者の推薦についてでありますが、弓田忠夫氏が 平成30年6月30日で任期が満了となるため、新たに下郷町大字澳田字居平253番地に住所 を有する佐藤守孝氏を推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により人権擁護 委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

佐藤氏は、昭和52年3月日本大学文理学部を卒業され、同年4月に福島県立安積高等学校非常勤講師となり、翌53年4月保原高校教員に採用され、平成16年4月からは若松商業高等学校に在籍し、高野連の理事として高校野球の発展のため尽力され、平成26年3月に退職、同年4月から再任用され、平成29年3月に退職されております。その人格、見識は高く、人権尊重の思いは強く、人権侵害による救済、人権の擁護にふさわしい人材でありますので、議会の皆様の同意をお願いするものであります。よろしくお願いいたします。

次に、議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでありますが、地域における固有の歴史及び伝統を反映した歴史的価値の高い建造物及びその周辺の地域が一体となって形成してきた良好な環境の維持向上を図る目的で、平成30年度より下郷町歴史的風致維持向上計画の策定を計画していることから、本計画の策定及び変更等について協議するため、下郷町歴史的風致維持向上協議会の設置が義務づけられております。その委員報酬額等を新たに定めるため、本条例の別表に追加するものであります。

次に、議案第6号 下郷町特別会計条例の一部を改正する条例の設定でありますが、 今回の改正につきましては宅地分譲特別会計において残り1区画となっておりました分 譲地が平成29年度に売却できたことにより、下郷町特別会計条例の一部改正により本会 計を廃止するものであります。

次に、議案第7号 下郷町携帯電話基地局の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでありますが、今回の改正につきましては新たに新開地区に携帯電話基地局が設置されたことにより、第3条に追加するものであります。基地局の名称は新開基地局、設置位置については下郷町字日影235番地の一部となっております。

次に、議案第8号 下郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定についてでありますが、今回の改正につきましては、1点目は国民健康保険法の改正により市町村

国民健康保険運営協議会の文言を市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会に改められたことにより、下郷町国民健康保険運営協議会を下郷町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に改めるものであります。

2点目は、保険給付費等の財源が県となるため、基金を保険給付費に充てる必要がなくなったため、保険給付に使途が限定されていたものを他の国保事業に充てることができるようになることにより、給付費のための積み立てである定義を削除するものであります。

3点目は、附則において国民健康保険運営協議会委員の報酬を規定しております。特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を一部改正し、協議会の名称を改正するものであります。

次に、議案第9号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定についてでありますが、今回の改正の概要につきましては、これまでの課税額は国民健康保険に要する経費と後期高齢者支援金等介護給付金支払い先は社会保険診療報酬支払基金に必要な額と定義されておりましたが、平成30年度からは国民健康保険の財政運営主体が都道府県になるために合わせ、県の国民健康保険の特別会計において負担するため、納付金に充てる課税額とするための改正をするものであります。

次に、議案第10号 下郷町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでありますが、今回の改正の概要については平成30年4月より住所地特例に係る事務の取り扱いが見直され、これまで国保で住所地特例施設入所等の理由により町外への移転の方が、転出先で75歳を迎えた場合は転出先の市町村の後期高齢被保険者になるとされておりましたが、今回の改正により国保で住所地特例のまま75歳を迎えても引き続き後期高齢被保険者となるものであります。

次に、議案第11号 下郷町小中学校入学祝金支給条例の設定についてでありますが、これまで下郷町小学校入学祝金支給条例により小学校入学時のみ祝金を支給しておりましたが、今回経済的な負担の軽減と児童生徒の健全な育成を支援することを目的に中学校入学時においても祝金を支給するため、本条例を制定し、これまでの下郷町小学校入学祝金支給条例を廃止するものであります。祝金の支給額につきましては、一律3万円としております。

次に、議案第12号 下郷町介護保険条例の一部を改正する条例の設定についてでありますが、今回の改正の概要につきましては第7期介護保険事業計画の計画期間における介護保険サービス給付費等の推計や第1号被保険者の負担割合等により算定し、これまでの基準額4,900円を6,200円とし、基準年額を5万8,800円を7万4,400円に改正するものであります。

次に、議案第13号 下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、 設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の設定についてであります が、今回の改正の概要につきましては指定居宅サービス等の業の人員、設備及び運営等 に関する基準等の一部を改正する省令第3条によって、準拠する条例について省令に沿 って改正し、また地域包括ケアシステムの強化のため、介護保険法の一部を改正する法 律により新たに介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法にまたがった共生型サービスが開始されることに伴い、共生型サービスの基準となる規定を追加したものであります。

次に、議案第14号 下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでありますが、今回の改正の概要につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令第6条により、本条例も省令に沿って改正するものであります。

次に、議案第15号 下郷町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び 運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準 に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでありますが、今回の改正の概要に つきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部 を改正する省令第5条により、本条例も省令に沿って改正するものであります。

次に、議案第16号 下郷町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部を改正する条例の設定についてでありますが、今回の改正の概要につきましては地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、関係法律の整備等に関する法律により、これまで都道府県が所管していた指定居宅介護支援事業所の指定制限が市町村に移管されたため、基準となる条例を制定するものであります。

次に、議案第17号 下郷町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部改正する 条例の設定についてでありますが、今回の改正につきましては福島県重度障害者支援事 業費補助金交付要綱の改正に基づき改正を行うもので、改正の内容については、これま での町の条例では重度心身障害者医療費の助成を受けることのできる対象者の中で、他 市町村の施設に入所している方については下郷町国民健康保険の被保険者であることが 条件であり、住所地特例も同様に定められておりましたが、障害者施設の多様化、さら には社会保険に加入する場合や施設を移転する場合のケースもあることから、これらの 場合であっても住所地特例として本町の対象者とするように改正するものであります。

次に、議案第18号 下郷町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の設定でありますが、今回の改正の概要につきましては、これまで井戸水を使用する世帯があり、汚水処理量と有収水量に大きな差異があったことから、今回井戸水にもメーターを設置、使用者が排出する汚水量を正確に把握し、より平等で公正な料金賦課とするため、使用料を改正するものであります。

次に、議案第19号 下郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の設定についてでありますが、今回の改正の概要につきましては県に準ずる改正であります。まず1つ目に、平成27年度に行われた固定資産評価額の評価がえの地価に対する賃料の変動を踏まえ、道路占用料の単価を改正するものであります。

2つ目は、道路占用物件を追加するとともに、占用面積などの端数処理方法等を改正 するものであります。 次に、議案第20号 平成29年度下郷町一般会計補正予算(第7号)でありますが、既 決予算の総額から1億2,480万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ48億 5,599万3,000円とするものであります。

歳入の主なものにつきまして、まず町税関係では入湯税において宿泊者数等の減少により、117万9,000円を減額計上しております。

地方消費税交付金では、見込み額の増により、583万9,000円の増額計上となっております。

分担金及び負担金関係では、農業施設工事受益者負担金で事業費の確定により69万3,000円の減額、携帯電話等エリア整備事業分担金については、供用開始分として事業者分担金70万3,000円を増額計上しております。

次に、使用料及び手数料関係では、クラインガルテン入居者の減少により、444万6,000円を減額計上しております。

次に、国庫補助金関係では、臨時福祉給付金事業補助金で事業費の確定により237万円、その事務費分として9万4,000円、合わせて246万4,000円の減額、公営住宅建替事業国庫補助金では、当初4棟の建てかえを予定しておりましたが、1棟分の補助金が減額され、これにあわせて2,688万円の減額計上となっております。

県補助金につきましては、補助事業等の事業費の確定による予算の整理をしております。

次に、寄附金のふるさと応援寄附金、いわゆるふるさと納税でありますが、今年度からポータルサイトさとふるを利用したことにより大幅増となり、211万の増額計上となっております。

基金繰入金関係では、事業費等の確定により、財政調整基金で8,000万円、ふるさと創生基金で50万円、ふるさと水と土保全基金で10万円、生活環境整備基金で150万円、合わせて8,210万円を減額計上となっております。

次に、雑入関係では、報告第1号で報告しました自動車修繕料が保険の適用となり、 自動車損害賠償共済金として83万8,000円を予算計上しております。また、県発注の道路 工事に伴う移設補償金として、道の駅水道管移設補償金で251万6,000円及び戸石林業集 落排水管移設補償金で30万9,000円を予算計上しております。

次に、町債関係では、新開地区の携帯電話エリア整備事業による過疎対策事業債で 130万円、南会津広域消防庁舎建設事業及び県総合情報通信ネットワーク機器更新事業に より、緊急防災・減災事業債で340万円についてそれぞれ事業費の確定により減額計上し ております。

歳出につきましては、初めに給与、職員手当等、共済費、賃金等については、予算の 精査により減額計上して整理しております。初めに、総務費については文書広報費、財 政管理費、企画費に関してはそれぞれ事業の確定により予算を精査し減額計上し、教育 施設整備基金積立金においては各種事業費の確定により発生した剰余金1,000万円、基金 に積み立てするために増額計上しております。また、ふるさと応援基金積立金では、ふ るさと納税の増により211万円の増額計上となっております。これにつきましては、昨年 10月からポータルサイトさとふるを利用することにより、大幅に増となっております。

民生費については、臨時福祉給付金で事業の確定により237万円の減額となっております。

衛生費については、予防費の各種予防接種委託料、保健事業費のがん検診接種事業委託料関係では、受診者の減によりそれぞれ減額をしております。環境衛生費の委託料では、水質調査測定委託料事業費の確定により46万7,000円の減額、母子衛生費の妊婦健診委託料で受診者の減により減額計上しております。清掃総務費の合併処理浄化槽設置整備事業補助金では、設置基数の減少により283万6,000円の減額計上となっております。簡易水道費の繰出金では、町単工事費分613万5,000円を高料金対策分へ組み替えたものであります。

次に、農林水産業費では、歳入の説明のときにも若干触れましたが、県発注の道路工事に伴う道の駅給水管仮設工事費については、事業費の確定により236万円の減額、備品購入費関係では道の駅へ配置の食器洗浄機の購入に伴う請け差84万3,000円の減額などを計上しております。負担金関係では、事業終了、それぞれの予算の精査により、全体で755万5,000円の減額計上をしております。農地費の工事請負費につきましては、事業費の確定により農道舗装工事及び農業施設工事、合わせて259万5,000円の減額計上となっております。繰出金の農業集落排水事業特別会計繰出金では、昨年雪害により損傷しました大内地区の農業集落排水処理施設屋根の改修に係る建物災害共済金の確定により、一般会計からの繰出金595万円を減額計上しております。

次に、商工費関係でありますが、商工振興費の補助金関係では宿泊施設持続化支援事業補助金については1,000万円の予算措置をしておりましたが、申請件数が1件でありましたので、942万円の減額計上となっております。観光費の委託料では、観光循環バス委託料の精査により、46万5,000円を減額しております。

土木費関係になりますが、道路新設改良費の測量設計委託料、道路新設改良工事費、 用地取得費、立木等補償費について事業費の確定により、合わせて1,510万円の減額計上 となっております。橋梁維持費の橋梁整備基金積立金については、各種事業費等の確定 により予算を整理し、結果発生した剰余金の1,000万円を基金に積み立てするため増額計 上しております。住宅管理費では、移転補償費で当初8世帯を予定しておりましたが、 4世帯となったため128万3,000円の減、工事監理業務委託料では請け差により117万 2,000円の減額となっております。住宅建設費の公営住宅建替工事費につきましては、当 初予定しておりました4棟建てかえに対して1棟分の補助金が減額され、これにあわせ て5,600万円を減額計上しております。

次に、消防費関係では、非常備消防費の負担金で広域消防署庁舎建設事業費の確定により、220万4,000円を減額しております。

教育費関係では、文化財整備費の工事請負費で大内宿防災設備(放水銃)改修工事費及び中山風穴の整備事業費の請け差により、合わせて114万4,000円を減額計上しております。

町並み展示館費では、修繕料で屋根修繕に伴う請け差により111万3,000円を減額し、

予備費で調整しております。

次に、議案第21号 平成29年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)につきましては、既決予算の総額に627万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億1,500万2,000円とするものであります。

初めに、歳入でありますが、療養給付費交付金につきましては、交付見込みの減により、139万7,000円の減額計上をしております。

共同事業交付金では、保険財政共同安定化事業交付金で398万2,000円、交付見込み額の増により増額計上しております。

諸収入の一般被保険者第三者納付金につきましては、平成28年8月発生した交通事故 に伴う損害賠償救済事務の完了により額が確定したため、275万1,000円の予算計上であ ります。

次に、歳出でありますが、保険給付での療養給付費交付金の交付見込みによる財源区 分の補正などのほか、諸支出金については過年度分の還付額の確定により466万5,000円 を増額計上し、予備費で調整しております。

議案第22号 平成29年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)につきましては、既決予算の総額から71万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,468万3,000円とするものであります。

初めに、歳入でありますが、後期高齢者医療保険料の特別徴収分について、見込み額により13万9,000円の減額、繰入金につきましては事業費の確定により一般会計からの繰入金57万4,000円を減額計上しております。

歳出関係では、後期高齢者医療広域連合給付費の負担金について、額の確定により71万 3,000円を減額計上しております。

次に、議案第23号 平成29年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第4号)につきましては、既決予算の総額から1,200万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億9,078万2,000円とするものであります。本会計につきましては、当初財政安定化基金貸付金1,200万円を借り入れし事業費に充てる予定でありましたが、給付額が伸びていないことから借り入れする必要がなくなったため、財政安定化基金貸付金1,200万円全額を減額し、歳出において予備費で調整しております。

次に、議案第24号 平成29年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)につきましては、今回予算総額の2億1,554万7,000円につきましての変更はありません。

歳入について、繰越事業に伴い、一般会計からの繰入金について町単工事費分の613万 5,000円を高料金対策分に組み替えするものであります。

次に、議案第25号 平成29年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号) につきましては、今回予算総額の4,345万6,000円につきましての変更はありません。

歳入になりますが、昨年雪害により生じた大内宿農業集落排水処理施設屋根の改修に係る建物災害共済金の確定により、一般会計からの繰入金595万円を減額し、雑入での建物災害共済金で同額を予算計上したものであります。

次に、議案第26号 平成29年度下郷町宅地分譲事業特別会計補正予算(第1号)につ

きましては、既決予算の総額から16万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 597万1,000円とするものであります。

歳入歳出につきまして、本年度残り1区画が売却できたことにより事業の経費を精査 し、不用額を整理したものであります。

議案第27号の平成30年度下郷町一般会計予算から議案第32号の平成30年度下郷町農業 集落排水事業特別会計予算までの6件につきましては、当初予算となります。

議案第27号 平成30年度下郷町一般会計予算につきましては、歳入歳出の総額をそれぞれ47億4,700万円とするもので、前年比マイナス1.7%、8,300万円の減額計上であります。先ほど平成30年度の予算編成で申し上げましたが、その予算概要を申し上げますと、町税は全体で10億3,240万2,000円を計上し、前年度比0.1%、60万1,000円の減額であります。この内訳でありますが、個人町民税については前年度比5.9%、988万6,000円の増額、法人町民税については前年度比2.1%、60万8,000円の減額であります。

また、固定資産税については、前年度比0.8%、585万9,000円の減額であります。

町たばこ税については、前年度比9.0%、3,941万1,000円の減額であります。たばこ税につきましては、喫煙者の減少により減少傾向が続いております。

地方譲与税については、8,117万1,000円を計上し、前年度比1.7%、132万6,000円の増額であります。

地方消費税交付金については、1億637万6,000円を計上し、前年度比11.7%、1,113万7,000円の増額であります。

地方交付税については、16億円を見込み、前年度比3.0%、5,000万円の減額であります。

国庫支出金については、前年度比37.1%、1億7,270万1,000円減の2億9,265万6,000円を計上したところです。その主な減額の要因は、公営住宅整備に係る公営住宅建替事業国庫補助金で1億1,801万1,000円の減額、防災・安全交付金事業国庫補助金で4,750万円の減額、臨時福祉給付金補助金で2,666万8,000円の減額が主な要因になっております。一方、伝統的建造物群大内保存整備事業国庫補助金については、昨年と比べ1,496万1,000円の増となっております。

県支出金については、2億8,888万5,000円を計上し、前年度比6.1%、1,671万7,000円の増額であります。主な要因でありますが、福島県無線システム普及支援事業補助金で昨年度に比べ836万7,000円の減額、消費者風評対策市町村支援事業交付金で500万円の減額、30年度予定されております福島県知事選挙委託金で1,018万5,000円の増額、森林環境交付金で820万9,000円の増額計上されております。

繰入金については、6億3,130万2,000円を計上し、前年度比12.2%、8,759万3,000円の減額計上となっております。その主な要因は、財政調整基金で4億6,000万円、前年度比1億2,000万円の減額、ふるさと水と土保全基金で150万円、前年度比650万円の減額計上としております。ふるさと創生基金7,220万円、前年度比で2,610万円の増額、橋梁整備基金4,870万1,000円、前年度比1,450万円の増額計上としております。

繰越金については、昨年と同額の6,000万円を計上しております。

地方債については、3億6,630万円を計上し、前年度比23.4%、6,950万円の増額となっております。主な要因でありますが、緊急防災・減災事業債関係の南会津広域消防署庁舎建設事業で1億5,940万円の増額、過疎対策事業債で沼尾シェッド国直轄権限代行事業費で7,920万円の減額、公共事業等債の経営体育成基盤整備事業で1,010万円の減額計上となっております。

次に、歳出につきましては、初めに人件費でありますが、8億2,497万5,000円を計上し、前年度比2.6%、2,084万2,000円の増額計上であります。

物件費については、7億7,820万9,000円で、前年度比0.6%、466万2,000円の増額計上であります。要因としましては、物件費の電算システム使用料で937万円の増、景観形成事業基礎調査業務で704万2,000円の増額計上、空き家対策事業で1,195万5,000円の減額、着地型ツーリズム推進事業については、物件費から補助費等に組み替えしたことから、1,162万9,000円の減額となっております。

維持補修費では、1億1,758万7,000円の計上で、前年度比9.3%、995万6,000円の増額 計上であります。主な要因は、老人福祉センターの修繕料で301万2,000円、コミュニティーセンター修繕料で565万9,000円、いずれも増額計上であります。

扶助費については、2億7,557万7,000円の計上で、前年度比5.0%、1,445万7,000円の減額計上です。要因としましては、昨年度実施しました臨時福祉給付金の終了により2,250万円の減額、児童手当で302万円の減額、障害者自立支援給付事業で1,317万6,000円の増額、また高齢者タクシー助成事業の拡充により220万円の増額となっております。

補助費では、11億2,250万4,000円を計上、前年度比33.8%、2億8,349万3,000円の増額であります。要因としましては、南会津地方広域市町村圏組合負担金で、消防庁舎建てかえに伴い2億1,481万円の増額、南会津地方環境衛生組合負担金で1,716万円の増額、下郷町観光公社補助金で着地型ツーリズム推進事業について公社で実施することとなり1,858万7,000円の増額、学校給食費補助金では今まで3分の1の補助でありましたが、全額補助とすることから、1,379万2,000円の増額計上となっております。

普通建設事業費では、7億4,899万4,000円の計上で、前年度比33.5%、3億7,763万4,000円の減額です。主な減額の要因は、公営住宅建替工事2億3,275万4,000円、橋梁補修工事3,960万円、役場空調設備改修工事2,520万円、沼尾シェッド国直轄権限代行事業7,923万円であります。また、主な増額要因としては、林道等維持補修工事で2,077万5,000円、農村集落基盤再編整備事業負担金で1,500万円、林道改良工事で1,440万円の増額計上となっております。

公債費では、4億1,317万7,000円の計上で、前年度比1.1%、445万円の増額となりました。元金分が1,039万3,000円の増額、利子分が594万3,000円の減額になっております。

積立金については、2,397万9,000円の計上で、前年度比12.3%、262万4,000円の増額計上であります。主な要因でありますが、ふるさと応援基金積立金で200万円の増額計上となっております。

繰出金については、3億6,467万円の計上、前年度比1.1%、402万3,000円の減額計上であります。主な要因でありますが、簡易水道事業特別会計繰出金で613万5,000円、農

業集落排水事業特別会計繰出金で171万7,000円、いずれも減額計上、介護保険事業特別会計繰出金では494万4,000円の増額計上であります。

次に、議案第28号 平成30年度下郷町国民健康保険特別会計予算につきましては、歳 入歳出予算の総額をそれぞれ8億3,779万8,000円とするもので、前年比15.7%、1億 5,649万円の減額計上であります。

議案第29号 平成30年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳 出予算の総額をそれぞれ7,718万7,000円とするもので、前年比2.4%、184万1,000円の増 額計上であります。

議案第30号 平成30年度下郷町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億8,691万6,000円とするもので、前年比3.9%、3,294万3,000円の増額計上であります。

議案第31号 平成30年度下郷町簡易水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出 予算の総額をそれぞれ1億9,760万3,000円とするもので、前年比3.5%、713万4,000円の 減額予算計上であります。

議案第32号 平成30年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,921万7,000円とするもので、前年比2.5%、69万9,000円の増額計上であります。

以上、報告1件、議案32件の概要についてご説明させていただきました。慎重なる審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

- ○議長(佐藤勤君) 町長。
- ○町長(星學君) 誠に申しわけございません。3カ所ほど訂正ございますので、読み直して提案申し上げます。

除雪オペレーター賃金で、50万のところを51万と読み違えましたので、50万ということでございます。

次に、議案第16号の条例の一部改正する条例の設定についてということでございますが、これは一部を改正ではなくて設定ということで読みかえさせていただきます。

それから、一般会計の当初予算の説明の中で、物件費について 7 億7,802万9,000円の ところを 7 億7,820万と読み違えましたので、 7 億7,802万9,000円と訂正いたします。 以上でございます。よろしくご理解ください。

- ○議長(佐藤勤君) ただいまより休憩します。(午前11時13分)
- ○議長(佐藤勤君) 再開いたします。(午前11時25分)

日程第4 請願・陳情

○議長(佐藤勤君) 日程第4、請願・陳情を議題とします。

陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情の件を 議題とします。

ただいま議題となっております陳情第1号を会議規則第36条の規定に基づき、朗読を

省略したいと思います。お手元に配付しました陳情書の写しにてご承知願います。

お諮りします。ただいま議題となっております陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情の件を産業厚生常任委員会に、会議規則第87条及び第90条の規定に基づき付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、さよう決定いたしました。

日程第5 議員提出議案第1号 予算特別委員会の設置に関する決議

○議長(佐藤勤君) 日程第5、議員提出議案第1号 予算特別委員会の設置に関する決議 の件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長(佐藤勤君) お諮りします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号につきましては、会議規則第37条 第2項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、猪股謙喜君。

- ○8番(猪股謙喜君) 提出者、議運の委員長、室井議員に質問となってしまうのですが、この特別委員会の議員の構成上、議長が公式に入っていないという形になっておるのですが、これ多分条例改正まで必要なのかなというふうに思うのですが、何らかの形で今後議長も公式にやはり委員会に、委員としてではなくてもいいのですが、何らかの形で議長、議員12人が全員参加できるような特別委員会にしていただけないかなという質問と提案と兼ねたものなのですが、いかがでしょうか。
- ○議長(佐藤勤君) では、答弁を求めます。 事務局長。
- ○議会事務局長(室井哲君) それでは、お答えを申し上げます。

今ほどの件でございますが、こちらは下郷町議会の運営に関する基準、こちらの110番によりまして、議長は特別委員にならないのを原則とするという規定がございます。今ほどのご指摘につきましては、今後議員の皆さんでご検討されるべき課題かなと思われますので、なおご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤勤君) 了解ですか。

(「はい」の声あり)

○議長(佐藤勤君) ほかにご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員提出議案第1号 予算特別委員会の設置に関する決議の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程の追加

○議長(佐藤勤君) お諮りします。

ただいま予算特別委員会の設置に関する決議が可決されましたので、予算特別委員会委員の選任について、議案第27号 平成30年度下郷町一般会計予算、議案第28号 平成30年度下郷町国民健康保険特別会計予算、議案第29号 平成30年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算、議案第30号 平成30年度下郷町介護保険特別会計予算、議案第31号 平成30年度下郷町簡易水道事業特別会計予算、議案第32号 平成30年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算、休会の件の8件を去る3月6日開催の議会運営委員会で協議された議事運営に沿って直ちに日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加議事日程を配付します。

(資料配付)

○議長(佐藤勤君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 配付漏れなしと認めます。

追加日程第1 予算特別委員会委員の選任について

○議長(佐藤勤君) 追加日程第1、予算特別委員会委員の選任についての件を議題としま す。

お諮りします。予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規 定により、議長を除く議員全員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会の委員は議長を除く議員全員を選任することに決定しました。

暫時休憩し、予算特別委員会の構成等をご協議願いたいと存じますので、予算特別委員会の委員の方々は302号会議室にてご参集願います。

暫時休憩とします。(午前11時33分)

○議長(佐藤勤君) 再開いたします。(午前11時43分)

予算特別委員会の構成等をご協議願いましたところ、委員会条例第6条第2項の規定に基づき、正副委員長が互選されましたので、議会事務局長より報告いたします。

議会事務局長、室井哲君。

○議会事務局長(室井哲君) ご報告を申し上げます。

予算特別委員会委員長に星輝夫君、副委員長に湯田健二君が選出されましたことをご 報告申し上げます。

○議長(佐藤勤君) 予算特別委員会の構成は、さよう決定しました。

追加日程第2 議案第27号 平成30年度下郷町一般会計予算

追加日程第3 議案第28号 平成30年度下郷町国民健康保険特別会計予算

追加日程第4 議案第29号 平成30年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算

追加日程第5 議案第30号 平成30年度下郷町介護保険特別会計予算

追加日程第6 議案第31号 平成30年度下郷町簡易水道事業特別会計予算

追加日程第7 議案第32号 平成30年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算

○議長(佐藤勤君) この際、追加日程第2、議案第27号 平成30年度下郷町一般会計予算から追加日程第7、議案第32号 平成30年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算までの6件を一括議題といたします。

お諮りします。ただいま一括議題となっております議案につきましては、会期中に予算特別委員会に付託され、詳細なる説明を受ける予定でありますので、会議規則第37条第2項の規定により、議案の説明を省略することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認め、議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ただいま議案説明の省略が決定され、議案の質疑についても予算特別委員会に付託の後、詳細に行いますので、これからの質疑は先ほど町長が行いました提案理由の説明の内容について行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。会議規則第37条第1項の規定により、議案第27号 平成30年度下郷町

一般会計予算から議案第32号 平成30年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算までの 6件を予算特別委員会に付託し、審査願いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号 平成30年度下郷町一般会計予算から議案第32号 平成30年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算までの6件を予算特別委員会に付託し、審査することに決定しました。

追加日程第8 休会の件

○議長(佐藤勤君) 追加日程第8、休会の件を議題といたします。

お諮りします。3月10日及び17日は土曜日のため、3月11日及び18日は日曜日のため、3月12日及び13日は議案思考のため、3月16日及び19日は委員会審査のため、それぞれ休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、3月10日から3月13日、3月16日から3月19日までの合わせて8日間を休会とすることに決定しました。

再開本会議は、3月14日であります。議事日程を配ります。

(資料配付)

○議長(佐藤勤君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。(午前11時48分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年3月9日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

平成30年第1回下郷町議会定例会会議録第2号

招集年月日	平成30年3	月 9 日			
本会議の会期	平成30年3	月9日から3月	20日までの12日間		
招集の場所	下郷町役場議場	旦			
	開議 平成30	年3月14日	午前10時00分	議長 佐	藤勤
本日の会議	散会 平成30	年3月14日	午後 0時42分	議長佐	藤勤
応 招 議 員	1番 星		2番 玉 川	郑 夫	
	3番 室	井 亜 男	4番 星	政 征	
	5番 湯	田 純 朗	6番 小椋	淑 孝	
	7番 小	玉 智 和	8番 猪 股	謙喜	
	9番 湯	田健二	10番 山名田	久美子	
	11番 佐	藤盛雄	12番 佐藤	勤	
不応招議員	なし				
出席議員	1番 星	輝夫	2番 玉 川	邦 夫	
	3番 室	井 亜 男	4番 星	政 征	
	5番 湯	田 純 朗	6番 小 椋	淑 孝	
	7番 小	玉 智 和	8番 猪 股	謙喜	
	9番 湯	田健二	10番 山名田	久美子	
	11番 佐	藤盛雄	12番 佐藤	勤	
欠 席 議 員	なし				
会議録署名議員	9番 湯	田健二	10番 山名田	久美子	
地方自治法第	町 長	星	學 副 町 長	玉 川	一郎
121条の規定	参事兼総務課長	星修	二 税務課長兼会計管理者	星	健 一
により説明の	町民課長	大 竹 義	則 健康福祉課長	渡 部	善一
ため出席した	産業課長	佐 藤 壽	一 建設課長	渡 部	芳 夫
者の職氏名	教育委員会教育長	渡 部 岩	男 教育次長	渡 部	清 一
	代表監査委員	渡 部 正	晴農業委員会事務局長	横山	利 秋
本会議に職務	事務局長	室井	哲 書 記	荒井	康貴
のため出席し	書記	芳 賀 和	也		
た者の職氏名					
議事日程	別紙のとおり				
会議に付した事件名	別紙のとおり				
会議の経過	別紙のとおり				

平成30年第1回下郷町議会定例会議事日程(第2号)

期日:平成30年3月14日(水)午前10時開議

開 議

日程第 1 一般質問

追加日程第1 請願·陳情

委員会報告

(産業厚生常任委員会)

陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

提出の陳情

追加日程第2 休会の件

散 会

(会議の経過)

○議長(佐藤勤君) おはようございます。

開会に先立ちご連絡申し上げます。本日午前11時にJアラートの全国一斉情報伝達訓練が実施される予定でありますので、ご承知願います。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。 (午前10時00分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長(佐藤勤君) 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

1番、星輝夫君。

○1番(星輝夫君) 皆様、おはようございます。議席番号1番の星輝夫でございます。今回も一般質問させていただきます。なお、今回3項目ほどございまして、1つ目に簡易水道整備進捗状況について、2つ目に大雪のときの除雪及び対策について、3つ目に集落維持発展支援事業について、この3点を通告どおり一般質問させていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

まず初めに1番に、簡易水道整備の進捗状況について。以前、上水道の整備について 質問しましたが、本町内にいまだ水道未整備地区がありますが、その後の進捗状況を伺 いたいと思います。移住希望者を呼び込むために目的があるならばなおのこと水道整備 は必須課題であると思います。生活用水、防火用水、町民の安心、安全確保のために本 当に必要で私はあると思います。今から15年前に当時助役であった今の町長さんが委員 長となりまして、策定委員会を立ち上げ策定した下郷町第4次振興計画がありますが、 その後の基本計画の第4章、来たくなる町、住みたくなる町、生活環境計画があります。 第2節には、水環境の保全、現状と課題の項では、簡易水道施設の普及率は82.5%、公 共事業により導入された小規模の給水施設を含めると85.2%が整備されているとありま す。また、比較的大きい集落で簡易水道整備が待たれている地区といたしまして、芦ノ 原が上げられております。この芦ノ原地区は、地区を挙げ地域の村おこしを積極的に取 り組んでいる地区であります。移住希望者に好感をいただいてありますが、水道未整備 地区とのことでいま一歩前に進んでいないようであります。町当局が本気で移住者を求 めているならば、早急に水道未整備地区解消に取り組んでいただきたいと思います。簡 易水道施設の普及率85.2%、当時から15年経過いたしましたが、どの程度の100%に近づ いたのかをお尋ねいたします。

2番目、大雪時の除雪状況及び対策について。今年1月、2月に急激な降雪がありまして、その際の除雪は万全であったのか。また、除雪に係る費用が当初の予算額より超過しているのか。超過している場合、今後の除雪作業への影響はないのか。さらに、住民の住宅や空き家などの建物への被害を未然に防止したり、災害予防等の対策はどのよ

うになっているのかをお尋ねいたします。

3番目、集落維持発展支援事業。農地農業用施設水利等の保守と向上を目的として、 集落が自主的にかつ共同で取り組む水路、農地農業用施設等の維持修繕に係る事業でU 字溝入れ、舗装工事などがありますが、町として取り組む考えはないのかをお尋ねいた します。各集落の住人も高齢になっております。それら住人の事故防止、また耕作放棄 地防止対策として取り組むべきではないのかとお伺いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤勤君) 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長(星學君) 議席番号1番、星輝夫議員の質問にお答えします。

まず、第1点目の簡易水道整備の進捗状況についてでございますが、まず芦ノ原地区の水道整備については現在農村集落基盤再編整備事業により、芦ノ原地区、三ツ井地区の水道整備、さらには町内防災無線設備のデジタル化や農業用水路施設の改修、4地区、農地防災施設の改修、1地区など、一体的な整備計画を進めておりまして、ただいま県から国に対し、事業の採択申請中でございます。本事業は、県営事業として県で実施する事業であり、事業採択後、受けた後、事業に係る実施設計業務を平成30年度に実施し、平成31年度から平成35年度の5カ年で各種整備、改修を進める計画でございます。水道事業の実施につきましては、事業全体を勘案しながら、早期着手に向け検討、協議をしてまいります。

また、簡易水道施設の普及率でございますが、水道施設には主に町が管理運営をしている簡易水道施設と小規模で集落管理の給水施設とに分けられております。第4次振興計画策定時の平成15年度データでの町の簡易水道の普及率は82.5%でした。また、給水施設を加えた全体の普及率は85.2%でありましたが、平成28年度の普及率は簡易水道で82.44%、給水施設含みの全体の普及率は85.57%でした。このように平成15年度と28年度の普及率は、大きく違わないものとなっております。

2点目の大雪時の除雪状況及び対策でございますが、まず本町の除雪体制につきましては委託業者14業者、うち若松の委託業者が1件、貸付委託業者2件、借り上げのみの 委託業者7件、借り上げ、貸付委託業者が4件、除雪機械25台にて万全な体制で対応しております。

次に、除雪費用につきましては平成29年度当初予算が4,000万円に対して、本定例会において議案第1号、専決第1号、下郷町一般会計補正予算(第6号)で上程しておりますが、平成30年1月23日付で専決処分として6,500万円を増額し、1億500万円の予算を持って除雪作業を行っておりますので、今後の除雪作業につきましては予算的に大丈夫ではないかと考えております。また、住宅や空き家などの建物がある民地の除雪対策につきましては、原則家主、地区住民のご協力を得て対応していただいているところですが、緊急を要する場合などには県建設事務所、町契約業者の協力をもって対応しております。また、町道において地形的な危険箇所には随時パトロールを実施し、雪庇、倒木等を除去し、通行の安全を確保しているところであります。

3点目の集落維持発展支援事業についてでございますが、町は各行政区からの要望により、毎年その年度の予算に応じてU字溝やU字溝のふたなどを支給しております。水路等に関しましては、土地改良施設として各集落がその管理を行っておりますが、近年星輝夫議員のご指摘のとおり、高齢化により集落によってはその管理が困難になってきている状況も認識しております。しかしながら、水路等の原材料支給費に比べまして、同一箇所を工事などで実施した場合は、概算額で約10倍近くの費用がかかる試算となっており、町の負担も増大し、さらに受益者においてその工事にかかる経費の3分の1の負担が生じるなどあることから、現行の原材料支給による対応は継続しつつ、各集落の現状を把握し、住民サービスの公平性を保ちながら対応を検討してまいりたいと存じます。

よろしくお願い申し上げます。

- ○議長(佐藤勤君) 再質問はありませんか。
 - 1番、星輝夫君。
- ○1番(星輝夫君) それでは、再質問いたします。

ただいまの答弁で1番目の簡易水道整備進捗状況でございますけれども、100%にはまだほど遠い数字でありますけれども、しかし前進しているということで大変にありがたいと思っております。今から26年前には、移住者に対して飲む水はくれる、しかし風呂、トイレの水はくれないという、そういった組織ぐるみの態度をとった時期があったのですけれども、今ではそういったことはないのかお知らせ願いたいと思います。

それから、2年ほど前に所管の産業厚生常任委員会で未整備地区につきまして現地を 見ました。そのところちょうど水質調査をやっていたわけでございますけれども、その データが有効であったのか、わかれば教えていただきたいと思います。

それから、ある集落においては水道整備があります。しかし、もう何十年も過ぎて老 朽化している。町民の安全、安心を守るためにもやはり巡回をして対応していただきた いと思います。

それから、2番目の大雪のときの除雪及び対策についてでございますけれども、最初の予算はかなりオーバーして、今後追加で一応予算組むということで大変にありがたいと思っております。それで、今年大雪ということで、2月の初めに弥五島地内の人から電話をもらいました。国道121号線、歩道の除雪をやってくれと電話あったのですけれども、私は区長さんに言ってくれと。区長さんから町、町から県のほうに行く体制になっていますと言われたのですけれども、通学路になっているところで私は緊急を要すると思いまして、建設課、担当職員の方に連絡をとりまして、そのあした本人から電話ありまして、早朝より除雪やってありがとうございましたという、そういった電話もらいまして、この場おかりいたしまして担当いたしました建設課並びに担当職員の皆さん方に厚く御礼を申し上げます。

しかし、今から5年前にもこういったこともありました。湯野上温泉駅駐車場の雪、 あの近辺の人が私に電話よこしまして、大内宿の雪まつり、そして湯野上の火祭りがあ るから何とか雪を片づけてくれと言われたのですけれども、しかしイベントには間に合 いませんでした。それで、3月入ってから除雪やって、地域住民からは金が余ったから やっているのかと言われたのですけれども、今年も大雪でありましたので、そういった 事例があったのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

それから、ボランティアの関係でございますけれども、町道、歩道など自主的に自分の機械を持ち出しやっている姿を見ております。そういった人たちに感謝状並びに湯野上老人センターの入浴券の無料配布など、ぜひこれは実施してもらいたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

あと、最後の集落発展の維持事業でございますけれども、確かに物品で一応支給しているという現状、今後もそうしたいと言っておりますけれども、ほかの町村ではやはり工事費もやっているところもありますので、常に町長さんはほかの町の整合性を持って対応したいと言っておりますので、そこら辺もひとつよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(佐藤勤君) 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長(星學君) 星輝夫議員の再質問にお答えしたいと思います。

給水関係の確保でございますが、以前の話は私ははっきりと覚えておりませんけれども、今まで私が町長に就任したときから給水施設の確保については相談に乗り、対応に当たっていっていますので、施設の機能、それによっては要望にお応えできない箇所もあることは事実でございます。要望にお応えすることをした場合には、かなり予算的なものもありますし、地形的なものもございますので、その辺は今後検討しながら対応に向かっていきたいと、こう考えております。

それから、水質検査については今後も引き続き水質検査の実施はしていくということだろうと思います。これは、やはり生活する上で水の確保並びにその水質は当然なことでございますから、水質調査については引き続き実施していかなければならないと、こう考えております。

それから、施設修繕の関係につきましては当然これは生活用に使う水道の水でございますので、施設修繕について緊急性の高いものや、それから将来にわたって保全していかなければならない施設等あれば、それは当然予算の投入をしてやっていかなければならないことだと私は思っています。

次に、大雪の対策でございますが、除雪の関係は国が管理するもの、県が管理するもの、町が管理するものと分かれておりまして、歩道の除雪につきましては県が管理している歩道の除雪なのか、町が管理している歩道なのかということでございますが、やはり県と町と協議しながら、除雪体制について協力できるところは協力していくことが原則であると思いますので、その辺はご理解願いたいと。特に通学路等の除雪については、やはり県と町が協力しなければ、なかなか対策が講じられないと考えておりますので、そのように私のほうも考えて実行していきたいと、こう思っています。

それから、5年前の湯野上温泉駅付近のことについては今後そういうことのないように、やはり地域のイベントを盛り上げていくためにも最善の努力をしていきたいという、

これからのことについてですけれども、そのようにお答えしたいと思います。

それから、ボランティアの除雪作業員に対しまして、町で感謝状というようなことも 議員はおっしゃっていますけれども、県のほうのボランティア作業もあることから、そ の辺は県と協議しながら、そういうものを感謝状などを交付することになれば、そのよ うになれればいいなと私は思いますので、これから協議してまいりたいと考えておりま すので、ご理解いただきたいと思います。

次に、集落維持の支援事業での件でございますが、今年の予算にも計上しておりましたけれども、U字溝やU字溝のふたの予算の計上は昨年の倍を確保しております。そうしたところから各行政区から要望のあったところは、最大限に対応していきたいと考えております。しかし、各行政区において高齢者によってなかなか作業ができないというところもございますので、その辺については行政区と協議しながら事業を展開していくということが必要ではないかと、こう思いますので、ご理解いただきたいと思います。以上でございます。

- ○議長(佐藤勤君) 再々質問はありませんか。
 - 1番、星輝夫君。
- ○1番(星輝夫君) 質問はありませんけれども、答弁誠にありがとうございました。ひと つよろしくお願いいたしまして、終わりにいたします。
- ○議長(佐藤勤君) これで1番、星輝夫君の一般質問を終わります。 次に、2番、玉川邦夫君。
- ○2番(玉川邦夫君) 2番、玉川邦夫です。一般質問をさせていただきます。大きく3つです。

1つは、今28年度がまだ出ていませんので、27年度の決算カード、私の質問の中で大きく支障はないので、27年度をベースにしたお話をさせていただきます。今年も決算カードから本町の歳入、歳出についてお尋ねいたします。まず初めに、地方交付税の仕組みについてです。歳入の一般財源は67%、その中の6割近くを地方交付税が占めて、決して豊かな財源ではないということは容易に理解できます。その地方交付税の中に6年前から、いわゆる震災後新設された震災復興特別交付税が入っております。この交付税は、基幹産業の活性化、効果促進事業、地方負担の軽減などなど、さまざまな使い方が可能な、いわゆる柔軟で使い勝手のいい交付税であります。本町でも毎年4,000万円超えるような交付金をいただき、予算の1%を占めるような大きな財源になっております。5年後、10年後、20年後と徐々に少なくなっていくもので、この血税を有効に活用していくことが大事ではないかと思っています。そこで、実際に予算を立てるに当たって、そうした貴重な財源であることを念頭に具体的にどのような予算配分をされたのか、町長に伺います。

2つ目、地方債と公債、いわゆる借り入れと返済についてです。毎年4億円、予算からすると9%弱近い借り入れ、それに近いまた返済をしているわけで、地方債現在高はここ10年間を見ても40億円のまま推移し、減少には至っていない。いわゆる40億円というのは、通称借金という捉え方で私は捉えていますけれども。地方債の機能は、財政の

年度間の調整、世代間の公平の調整、一般財源の補完、さらには地方の経済投資が国の 景気対策にもつながるという大事な機能を持っていることを私たちは承知しているわけ ですが、なかなか膨大な借金について住民には理解できないのが現実です。今までの広 報を見ても難しい財政指標が示されているだけであります。40億円の地方債残高の一部 に臨時財政対策債、後で100%国が填補してくれると言われていますが、これが含まれて いることをもう少しわかりやすく説明し、大丈夫です、安心してくださいといった情報 発信をしてもらうことが必要ではないかな、そう思っていますが、町長はどう思われる か。

3つ目、振興計画に示してある協働による効果的な財政運営についてです。財源の確保では、ふるさと納税の積極的な取り組み、2つ目として効率的な歳出ではスクラップ・アンド・ビルドの徹底検証、3点目として財政状況の公表では広報やホームページによる情報公開といった施策等が上げられ、4年目を迎えます。協働による財政運営という官民一体になった運営を考えたとき、この3年間の取り組みはどうだったのか。本町にとってもう少し時間をかけるべき課題ではなかったのかあるいは取り組みが甘かったのではないかという思いがしてなりません。30年度の計画では、29年度、本年度に引き続き財政書類作成に関する業務の委託が重点に置かれ、260万円の予算計上をしていくようです。そこで、どのような振り返りあるいは反省によって事業計画、予算されたのか、町長に伺います。

大きな2つ目です。28年4月からスタートした人事評価制度に関連して幾つかお尋ねします。人事評価制度の目的は、1つは職務遂行や自己啓発を促し、活性化を図る。2つ目に、適材適所の人材配置や給与等への反映に活かす。3つ目として、これらを通して主体的、自律的な職員を育成し、行政サービスの向上を図る。この内容から読み取れるように、人材育成と個々の能力活用により行政の仕事の効率化を上げることが究極の目的であると捉えています。どうしても管理者には、この制度を人事異動や処遇の資料に利用しようとしている方が多いように思えてなりません。

そこで、質問させていただきます。1つは、職員は人事評価制度についての勉強会を されてきているかどうかです。自分は、どのような観点で評価されているのか、勤務し ていく上でどのようなことが大事なのか、自分として何が力不足で、もっと勉強しなけ ればならないことは何かといったことを振り返らせることが職務改善の第一歩だと思い ます。そのきっかけとして研修等を開いてあげる必要がありますが、町長はどう考えて おられますか。

2つ目ですけれども、政府は働き方改革で20年までに女性管理職の比率を30%にするという目標を掲げました。社会進出だけでなく、女性ならではの視点から会社に新しい改革を期待しているのです。ただ、町村行政における女性の管理職登用の定着にはまだまだ課題が山積しているようです。しかしながら、上司や先輩に当たる方は男女の差別意識を捨てて、これからの町づくりのリーダーになる職員を育てていく使命があるのではないでしょうか。そうした職場の雰囲気が自分たち公務員としての自覚を高め、結果的には行政サービスの向上に波及していくのだろうと私は思います。人事評価制度のス

タートをきっかけに若い職員の成長を期待したいと思います。そこで、女性管理職登用 について町長はどんな構想を持っているかお尋ねします。

最後の3つ目の柱です。生涯学習についてであります。振興計画の施策大綱17で地域の特性を生かした生涯学習、芸術文化の推進を上げています。この具体的な施策で各分野でのエキスパートの人材育成や発掘に努め、多様な人材確保に努める。さらには、少年期における人材形成や郷土愛の精神を育む生涯学習の場を提供するとうたっております。下郷町の生涯学習を進めるに当たって、非常に力強い大綱であり、今後の重点施策であってほしい、そう私は願っています。ところで、国は派遣社会教育主事補助制度によって各町村に人材を派遣し、社会教育をサポートしてきましたが、平成10年に人件費補助の見直しや事業の定着度からその制度を終了させてしまいました。それにより頼りにしていた派遣社会教育主事は各町村から消えてしまいました。幸い本町では、資格を持っている常勤講師の方に長くお世話になっており、どこよりも活発な活動が展開されていますが、その後継者が育成されていないのではないでしょうか。この大事な施策を進めていくために、ぜひ社会教育主事の資格を持った職員の配置または資格がなくても研修の機会を与えてあげるような配慮が必要です。生涯学習に対する町長のお考えをお聞かせください。

以上でございます。

○議長(佐藤勤君) 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長(星學君) 2番、玉川邦夫議員の質問にお答えします。

1点目の決算カードからの地方交付税、地方債の仕組み等についてでございますが、まず地方交付税の仕組みは、地方交付税は本来地方の税収入とすべきですが、地方交付税の目的を果たすために国が国税として地方にかわって徴収し、一定の基準によって配分するものであります。決算カード、一般財源の割合で財政基準の判断はすべきでないと私は思っております。交付税の震災復興特別交付金でありますが、震災復興特別交付税は特定財源ではなく、一般財源としての取り扱いとなるため、予算計上、目に見える形での予算配分はされておりません。例年交付額の算定に当たっては、観光協会補助金、風評被害対策、復興特区における課税免除における減収額等を計上し、交付されております。

次に、地方債、借り入れ、公債、返済でございますが、地方債残高に関する財政指標として将来負担率というものがあります。この指標が早期健全化基準以上の団体は、財政健全化計画を作成しなければなりません。本町におきましては、財政調整基金を初めとする基金の残高が大きいことなどから、将来負担率の数値は算出されておりませんので、地方債残高に関して大きな問題はなく、財政の健全性は足りているものと考えております。なお、これまでの広報紙やホームページ上の地方債残高を含めた財政状況等についてわかりやすい内容での公表に努めておりますが、改めて臨時財政対策債などを含めた地方債残高などの公表内容を見直し、財政の健全性について住民に理解しやすい表現に配慮したいと考えております。

次に、振興計画に示している協働による効果的な財政運営についてでございますが、振興計画の第7章、住民と行政による協働の町、協働における効果的な財政運営、振興計画に掲げる公共事業債、過疎対策債、緊急防災、減災事業債を活用しての財源の確保と効率的な歳入の実行をしております。21年度からの起債の借り入れ状況は、クラインガルテンの起債関係でございます。22年も過疎債でクラインガルテン、23年もクラインガルテンの過疎債を利用されております。24年度からは、倉楢補助整備事業、消防ポンプ自動車の更新事業、過疎基金としてバスの運行事業、25年度は倉楢補助整備事業、パークゴルフ場整備事業、中学校耐震改修事業、過疎基金事業、バス運行、26年度は倉楢補助整備事業、パークゴルフ場整備事業、需寒期間整備事業、道路改良整備事業、過疎基金としてバス運行事業、デジタル無線広域の整備事業、道路改良整備事業、過疎基金としてバス運行事業、デジタル無線広域の整備事業、機世橋、楢原小学校体育館耐震改修事業、高規格救急車更新事業、広域デジタル無線化事業、28年度は倉楢補助整備事業、沼尾シェッド事業、携帯電話のエリア整備事業、道路改良事業、パークゴルフ事業、ポンプ自動車更新事業などにより、効果的な事業の推進に努めておるところであります。

さらに、ふるさと納税に関する取り組みが上げられますが、今年度から新たな取り組みとしてインターネットのポータルサイトを活用しましたところ、前年度実績が111万6,000円だったのに対し、現在のところ今年度は292万円の実績となっております。なお、重点事業に上げました財務書類作成に関する業務の委託に関しましては、企業会計に準じた発生義務による複式簿記の導入で、町有固定資産の評価を数値化することとなり、これまでの現金主義による単式簿記では見られなかった自治体本来の姿を把握することを目的としております。平成29年度からの業務委託を実施しておりますが、この結果を議員が言われるよう計画、実行、評価、改善サイクルなどを活用して、今後の財政運営の判断基準をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

大きな2つ目の人事評価制度についての1つ目、研修会などの開催についてでありますが、まず議員がおっしゃるとおり勉強会などの研修会等の開催は必要だと考えております。地方公務員法の改正により本町でも導入となった人事評価制度ですが、導入時の平成28年度には全職員を対象に勤務体制に配慮し、全5回に分け研修を開催し、29年度には新規採用職員にも同様に研修会を実施してまいりました。また、制度上最も重要な評価者の研修については、導入初年度に外部講師を招き、1日コースの研修を実施。また、ふくしま自治研修センターで開催された評価者研修、管理職全員が受講しているところでございます。

2つ目の女性管理職登用でございますが、ここ3カ年の女性管理職の状況は主幹以上の管理職となりますが、平成27年度は管理職18名中、女性管理職は3名で16.7%、28年度は管理職16名中で女性管理職は4名で25.0%、29年度は管理職13名中、女性管理職は2名で15.4%となっております。平成28年4月1日現在の会津管内女性管理職の割合でも上位に位置しているところでございます。現在女性活躍推進法に基づく下郷町特定事業主行動計画を平成28年4月に策定し、女性職員が十分に能力を発揮し、活躍を推進す

ることとしておるところであります。具体的には、ここ数年の採用職員の男女比率からも40歳以上の男女比率が30.4%に対して、40歳以下の若年層の男女比率は37.25%と女性職員の占める割合が増加しております。この数値からも女性職員数がここ数年増加傾向にあり、女性職員の管理職への登用は今後ますます増加することが予想されるとともに、活躍に期待するところがございます。

次に、大きな3点目の生涯学習の推進についてでございますが、社会教育において生涯学習の役割は大変大きいものと理解しております。青少年の育成やスポーツ活動の推進、男女共同参画など幅広い役割を担っており、多くは公民館事業を核として実施しております。公民館事業の計画策定には、社会教育主事の指導により策定することが決められており、社会教育主事は必ず置くこととなっております。派遣社会教育主事の補助制度がなくなったことにより、多くの市町村で公募による資格者を集めている状況にあるようでございます。有資格者の確保については、県教育委員会から社会教育主事を派遣していただく方法、公募を行うなどの方法があると思いますが、国の動向では平成29年8月31日に社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について提言が図られ、社会教育主事講習科目の改善や分割受講、インターネットなどを活用した講習など、多様な方法により負担軽減を図る新制度が平成32年4月施行予定となっております。青少年教育事業の充実を図ることの課題を実践していくためにも社会教育主事の職員の配置をしなければなりませんので、新制度への移行を見きわめながら、職員の資格取得を含めた社会教育主事の養成を進めていきたいと考えております。

よろしくお願いします。

- ○議長(佐藤勤君) 再質問はありませんか。2番、玉川邦夫君。
- ○2番(玉川邦夫君) 再質問をさせていただきます。

1つ目は、震災復興特別交付税、まさに一般財源の中に入ってくると。昨年度はちょっと違いましたが、地方税の消費税の財源が来ているということでお話ししたかと思うのですけれども。今回も交付税として名前がついて、非常に我々からも住民税、あれは所得税からわずかですけれども、全国の国民からいただいているわけで、やはり一般財源厳しい中で潤いを持たせるという意味ではとても大事だと思うのですけれども、いわゆる防災絡みで来ていますので、そういった防災教育にちょっと予算はどうですかとか、そういう働きがあってほしいなあるいは風評被害については大変詳しくいただきましたけれども、そういったこの金、貴重な金なので、そういったところにちょっと目を向けていただいて、それぞれの課のほうにどうですかと、震災をきっかけにというようなことであっても、されているとは思うのですけれども、そういう回答がちょっと欲しかったかなというふうに思っております。

それから、借金というか、いわゆる地方債のどのぐらいの残高があるのか、40億円。 広報に決済ですので、10月、あれは11月の町の広報に出ているのを、私も四、五年のを ちょっと再度見ましたら、40億円の借金なんてはタイトルは書いていませんけれども、 グラフがあるのです。一番上に折れ線グラフで40億円、これが町債の残額であると。下 のほうにその年のいわゆる公債と市町村を名乗っているのです。その関係って全然変え ていないのです。載せてあるということで、こんなに借金あって下で、いわゆる地方債 発行して4億円、そしてまた4億円をお返しするというようなやりとりだけで進んでい るように見えるのです。ですから、あのグラフからすると町民は何とも、あと安定の数 字を示されても私は正直わからない、40億円の借金。私これずっと調べましたら、40億 円が純粋な借金でないという、総務のほうにもちょっとお聞きしたいのですけれども、 基金の残高ですか、これを見ますと財政調整基金、財調です、あとその他目的がありま す。減債はないと。その金額合わせても三十何億円ありましたか。それから、では借金 はということで40億円あるのですけれども、臨時財政対策債ですか、臨債、これが一体 幾らあるのか私ちょっと知りたいのです。これを引きますと、それから純粋に国からお 金をいただきながら工事をするのだけれども、何%は戻るという形というか、何%納め ればいいと、そういうことを考えていくと、40億円という数字示されているのだけれど も、実際はほとんどかなり借金額としては少ないのかなと思うので、そういう数値を示 すことはできないのかどうか。これは、実はずっと全国、全国ではないですけれども、 インターネットで見ると、ある町村がそれを出しているのです。非常にわかりやすかっ たので。では、町は臨時財政対策債が一体幾らぐらいあるのかという。毎年ここには1 億9,000万円の臨財債が内訳として上がっています、27年度の決算カードでは。ですから、 それらの借金として積み立てが幾らぐらいあるのかなと。それを差し引くことによって 純粋なというか、それほど危機的ではないのだよというのを非常に私たちわかりやすい かなと。これは、後で私も聞きに行きたいと思うのですけれども、ちょっと今示せと私 は申しません。とにかく40億円という残額、これが私だけではなくてひっかかるのかな というふうに思っておりますので、データの示し方をひとつご検討いただければなとい うふうに思います。

振興計画細かく、効率的な歳出ということでスクラップ・アンド・ビルドのところなんか事業ごとにご説明いただきありがとうございます。ポータルサイトになったと。私もちょっと開いたりしているのですけれども、もっと増えてもいいのかなと。111万円から倍になりました。これは、あと増えたというのではなくて、ぜひ行政側では課題にしていただいて、常に。場所によっては1,000万円とか2,000万円という収入がいわゆるふるさと納税であるわけで、何が足りないかと。もっと検討する価値はあるのかな、随時検討していただきたいなというふうに思っております。

それから、これは前もお話ししたと思うのですけれども、パブリックコメントという、今はメール、ネット時代、昔だったら目安箱、これ何人かの住民にもお願いされた部分があるわけですけれども、行政提案の政策についてネットで公表して、これ100%採用するわけではないけれども、検討材料にして、そして進める。そういう町民の意見を公募する制度をぜひ検討していただきたいと。格好いい言葉で言うとパブリックコメント。これは、国は全部やっているわけですけれども、意見を聞く、100%入れるなんて不可能です。数%でもそういう、おお、いいアイデアだなという考えだというのを大事にしてあげたいな。我々でもなかなか限界が、私自身も限界があるものですから、そういった

声を届ける窓口もちょっとお願いできればなというふうに思います。

次、大きな2つ目に評価制度ですけれども、失礼しました、私は1回ぐらいやったのかと思う。もう既に全職員で5回ほど研修されている。それがあとは実効性を伴っているかという問題になると思います。それは、各課の課長クラス、いわゆる管理的な立場に立っている人の問題なわけで、私は先ほどの発表の中にも入れましたけれども、これから職員たち、80名、90名近い職員たちは、町づくりのための大事なスタッフです。だめだなという、今の若い者はという、そういう責任転嫁にならないようにとにかく育てていただきたい。採用では厳しいところをくぐってきた。夢を抱いてやってくるわけですので、それには人事評価制度というのはとってもいいきっかけ、チャンスというか、いい制度だなとやっぱり捉えていかなければならないと思います。ただ、これも忘れてならないことは、やっぱり厳しいところ、昇任とか昇給とか給与にまでいく、これも当然大事なことですので、あとは分限、この辺などもしっかり植えつけて、十分公務員としての自覚を持ってもらう。そういう意味で人事評価制度をひとつ人物を育てる起爆剤にしていただきたいと願っております。

最後に、社会教育主事の件ですけれども、少ないスタッフ、公民館、私もお世話になっているのです、いろいろ行事参加したり、私たちもやりたいなと。スタッフが少ないのです。そんなことを言っても限られた定数の中ですので、ぜひ社会教育というのはデスクワークではないわけで、一緒に町民の中に入って、そういった社会教育主事の研修をしっかり積まれた方あるいは積んでいただいて、私たち町民にそれを還元していく。町長も当初の表明で教育にはしっかり予算をつけるということを言われました。学校教育主体ですけれども、我々これから人生後半のいわゆる生涯学習にも手厚く目を向けていただきたいというふうに思っております。

以上です。

- ○議長(佐藤勤君) ここで先ほど申し上げましたJアラートの件でございますけれども、間もなく11時になりますので、答弁中にかかるものと思いますので、着座のまま、そのまま少しお待ちください。終わり次第再開します。では、皆さん、休憩を挟みますか。 (何事か声あり)
- ○議長(佐藤勤君) では、ただいまより休憩します。(午前10時58分)
- ○議長(佐藤勤君) 再開いたします。(午前11時10分) 2番、玉川邦夫君の再質問の答弁を求めます。 町長、星學君。
- ○町長(星學君) 玉川議員の再質問にお答えしたいと思います。

震災復興特別交付金の今後の利用の仕方について、使い方、予算計上についてでございますが、防災教育にも活用してほしいということでしたけれども、防災教育についても復興基金などを活用しながら取り組むものもございますので、そうした防災教育についても今後とも活用していきたいと考えております。

次に、地方債の関係でございますが、地方債における現在高につきましては議員も質

問の中でおっしゃっておりましたが、直近の28年度の未償還金は40億2,668万4,156円でございます。この40億円については、平成27年、39億5,000万円とか39億3,900万円、39億1,000万円とかと、こうさかのぼっていくと40億円ないし39億円から40億円で推移しているということになっております。その中で直近の財政調整対策債、財債、これについては24億4,600万円です、直近の28年度で。ですから、差し引きますと15億円ぐらいが起債の額になってくるわけです。そうしますと、今現在基金、町でどのくらいあるのかと。直近の30年の2月現在でいきますと、33億4,870万円何がしという基金がございます。特に多いのは財調で18億600万円強ということになっておりまして、下郷町の決算報告やら何かで細かいところまでは広報していませんけれども、29年11月ごろ広報である程度の決算報告をさせていただいております。なお、そのような形で町民の皆さんのためにわかりやすい決算報告の内容にしていただければと私は考えております。

それから、ふるさと納税の関係でございますが、今後ともふるさと納税をしていただくために、向上していくように努力して努めてまいりたいと考えております。

パブリックコメントについては、極力そういう形のものをぜひ町民の方にも意見をいただければと、こう思っておりますので、ご理解いただければと思います。

それから、人事評価の関係でございますが、職員を育てる、これは当然でございます。しかし、職員も育てなくてはならないのですが、職員の自覚も必要でございます。その辺ははっきりとしておかないと、これでいいのかということになってしまっては困りますので、公僕としての町民に奉仕する、宣誓して公務員として自覚をわきまえて入ってもらったわけでありますから、それは当然のことです、個人の問題です。そういうことも含めまして、今後職員を育てていくことは私は考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

社会教育主事の関係で、公民館事業でスタッフが少ないのではないかと、それから社会教育主事になるための研修などを実施してはどうかということのご意見でございますが、生涯学習については町にとって大切な事業でございますので、その辺は今後ともその方向性を持って進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

- ○議長(佐藤勤君) 再々質問はありませんか。
- ○2番(玉川邦夫君) ありがとうございました。
- ○議長(佐藤勤君) これで2番、玉川邦夫君の一般質問を終わります。 次に、6番、小椋淑孝君。
- ○6番(小椋淑孝君) 議席番号6番、小椋淑孝、一般質問をさせていただきます。

1点、公共施設等総合管理計画についてご質問をさせていただきます。昨年下郷町公 共施設等総合管理計画が配付されました。計画の目的としては、公共施設の全体把握を もとに将来の町の姿を見据えながら、戦略的かつ計画的に公共施設の統廃合、長寿命化、 更新等を行うことにより、コストと便益の最適な状態で保有、運営維持する公共施設マ ネジメント推進の方針を作成することとし、また今後の公共施設の個別計画における指 針となる計画に位置づけるとされておりました。現在数多くの公共施設があり、建築年数の古いものから計画をしていくようになっているようですが、建物の用途や使用頻度などによっても傷み方は変わってくることや想定外の修繕なども生じることもあり、実際として計画的に進めていくものも困難ではないかと思われました。現状として旧分校などの古い建物は、トタン屋根がさびたまま放置しているところも見受けられますし、中学校のところにある旧寄宿舎はコンクリートが劣化し、その破片が落下してきている状況です。今年度旧寄宿舎のところにフェンス設置が行われているようですが、これはこれで子供たちの安全性を考慮して急務なものと理解しております。しかしながら、この建物については大規模改修や建てかえ、もしくは解体撤去となっていく施設ではないでしょうか。我々が子供のころには、交通が不便で通学困難な地区の子供たちが大勢利用させていただきましたが、今は車社会、道路整備もよくなり、将来的にもとても重要な建物ではないかと思われます。そこで、町の計画として旧寄宿舎を改修、もしくは解体といった実質的な計画はあるのかどうか、また町長としてはどうお考えなのかをお伺いします。

また、こういった大規模な改修や建てかえ、解体などを行わなければならない優先的 に上位に位置づけしている施設、建物はどのくらいあり、いつごろから取り組む予定な のかもお伺いします。

町の財政事情も厳しいことは十分に承知しておりますが、多額の費用をかけて策定した下郷町公共施設等総合管理計画で、将来の町の姿を見据えながらとしており、旧寄宿舎のように劣化が激しい施設が多数ある状況を考えると、財政事情を理由に放置せず、再利用を視野に入れて町振興施策につなげていくべきではないかと考えますが、町長のお考えをお伺いします。

以上です。

○議長(佐藤勤君) 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長(星學君) 6番、小椋淑孝議員のご質問にお答えします。

公共施設等総合管理計画についてでございますが、1点目の旧寄宿舎の改修もしくは解体についての計画はあるのかについてでありますが、それらについての計画などはありませんが、旧寄宿舎は昭和48年度に完成し、平成9年に休舎となるまで冬期間の寄宿舎としての多くの児童生徒が利用してきました。建設から45年が経過し、コンクリート劣化が目立ち、ひび割れや剥離により一部が落下しております。平成29年度は、子供たちへの安全対策としてフェンスの設置を行いました。現在は、物置と文書庫として使用しており、多くは非常用備品の毛布と廃校になった学校の備品なども入っております。旧寄宿舎の建設に当たっては、3,200万円の国庫補助を受け処分制限期間があります。旧寄宿舎のように鉄筋コンクリートの建物は60年に設定され、あと15年は処分制限がありますので、解体撤去の場合は補助金を返還しなければなりません。概算で約800万円となりますので、当面の間はこのような使用をしていきたいと考えております。

次に、公共施設の劣化の激しい施設の再利用について、振興施策につながることはで

きないのかというご質問でありますが、公共施設等総合管理計画におきましては公共施設等の全体把握とともに、各施設の種類ごとに現状と今後の方針等を示しており、個別の施設についての具体的な方針は示しておりません。特別施設、もとの方針につきましては、今後策定が予定されている個別計画の中で、財政状況を勘案して再利用を含めた方針を策定していく考えでありますので、よろしくお願いいたします。

以上です。よろしくお願いします。

- ○議長(佐藤勤君) 再質問はありませんか。 6番、小椋淑孝君。
- ○6番(小椋淑孝君) 再質問をさせていただきます。

コンクリートの建物、60年間というのはわかりました。あと残り15年。今のままで使うというのもわかるのですが、現在の建物がもう劣化して、コンクリートも町長先ほどおっしゃったようにフェンス設置、確かに私も見てきたのでわかります。でも、その建物が残り15年そのまま建っているかというと、ちょっとこれは厳しい問題でもあるのかなというふうに私は思うのです。ましてあそこは通学路で、子供たちが自転車なり徒歩なりで歩いているわけなので、これは建物を維持するためにはどうしても補修工事等はやっぱり行わなければならないのではないかと思いまして、まして通学路という本当子供たちが通る場所であるので、余計にこういうものは最重要視していただかないと、安全のためには後回しというか、今回フェンス設置されたのもわかるのですが、それだけで全て安全だとはちょっと言えないのかなと思いますので、建物自体の修繕を考えてはいないのか、もう一度その辺をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(佐藤勤君) 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長(星學君) 小椋淑孝議員の再質問について答弁いたしますが、厳しい建物であることは承知しています。このフェンス設置に当たって、私も現状を把握して直すべきではないかという結論をしたところでございますが、それをやることによって29年度の予算は非常に厳しいという判断をしました。かなり劣化が激しいと。一番それは、今29年度において安全を保つならばこの方法しかないだろうと結論を出して、フェンスを張ったところでございます。今後厳しい財政でございますが、そのことは認識しておりますが、安全対策の最大の努力はしてまいりたいと思います。なお、参考までに申し上げますと、RC2階建てで1,247平米あります。平米当たり3万5,000円解体費がかかるそうでございます。これは、概略の数字ですが、アスベストも含んでいる建物だということをお聞きしておりますので、約4,400万円ぐらいの数字が上がってくるのではないかと、こう考えておりますので、この辺はやっぱり財政事情等考えながら、今後の対応をしていくということにしていきたいと思います。

以上です。ご理解願いたいと思います。

- ○議長(佐藤勤君) 再々質問はありませんか。 6番、小椋淑孝君。
- ○6番(小椋淑孝君) ありがとうございました。確かに財政事情も厳しいのも承知してお

りますが、私が何度も言うようなのは子供たちの一応通学路、最終的にはもし危ないと 判断すれば通行どめなりという措置も必要なのではないかと思いますので、そういう対 策はなるべく早目にしていただかないと、やはり今どうしても通学路として中学校へ迎 え行くと、一方通行の状態であそこの道路は保護者の車も通ります。万が一車が通った 場合に当たる可能性もないとは言えないので、そういう安全面に対して今後も考慮して いただかないといけないと思うので、その辺はぜひとも判断遅くならないうちに対策等 の検討はよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長(佐藤勤君) 答弁を求めます。町長、星學君。

○町長(星學君) 小椋議員の再々質問にお答えしたいと思います。

安全対策につきましては、小椋議員が言われるとおり確実に安全に通学できる、一般 車両も通れるというようなことも視野に入れて、そして安全対策を講じてまいりたい、 こう思います。

以上です。

- ○議長(佐藤勤君) 答弁漏れはございませんか。
- ○6番(小椋淑孝君) ないです。
- ○議長(佐藤勤君) これで6番、小椋淑孝君の一般質問を終わります。 次に、8番、猪股謙喜君。
- ○8番(猪股謙喜君) それでは、8番、猪股謙喜、一般質問を行います。2つございます。まず1つ目、下郷町観光公社補助金4,291万6,000円についてでございます。平成29年度補助金、公社に対する補助金です。これは、当初予算で2,432万9,000円でしたが、平成30年度の当初予算では1,858万7,000円を増額して4,291万6,000円としております。増額分については、今回公社に事業を委託するために増額したということを聞いておりますが、この補助金の使途について詳しく教えていただきたいと思います。

また、公社の経営について町はどのように考えているのでしょうか。補助金を少なくするための話し合いをどのように設け、経営改善を促しているのかをお尋ねいたします。次の質問です。エゴマ選別機の購入、貸し付けについてでございます。町は、エゴマに対して生産者に補助金を出しております。エゴマの選別には大変手間がかかりますが、選別機械がございます。この機械を町で購入し、貸し付けるなどして選別の手間の軽減化を図ってはいかがか、こういうことでございます。

以上でございます。よろしくご答弁お願いいたします。

○議長(佐藤勤君) 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長(星學君) 8番、猪股謙喜議員のご質問にお答えします。

1点目の下郷町観光公社補助金4,291万6,000円についてのご質問でございますが、平成30年度の補助金内容を申し上げますと、観光公社運営補助金が1,780万円、会津下郷駅の運営補助金として580万円、着地型ツーリズム推進事業に係る補助金が1,931万6,000円

で、総額4,291万6,000円の予算計上となっております。着地型ツーリズム推進事業については、本年度まで下郷町商工会に委託してきたものを下郷町観光公社で引き続き実施するもので、これまで行ってきた100万年ウォーク等の事業を初め、町内の観光素材を生かした商品造成や教育旅行やふくしまっ子体験事業、合宿誘致、インバウンド推進事業などに取り組む内容となっております。

次に、下郷町観光公社経営等についてでございますが、ご承知のとおり観光公社は指定管理事業を主として経営するので、その運営は厳しいことがこれまでの現状であったかと思います。しかしながら、町としましても負担を最小限に抑えるべく、自治会などの場を通じて経営努力と工夫による収益の確保というものをお願いしてきたところでございます。平成28年度からは、独自にそばまつりを実施しておりますし、今年度からは弁当などの宅配事業に着手し、また町内の食にかかわる関係者を対象に養鱒センターのマスを使った料理講習会など開催するなど、経営努力が形として見られてきたところでございます。平成30年度からは、公社の定款にもございます観光業の充実を目指して、着地型ツーリズム推進事業を展開するということですので、請け負っている指定管理施設の活用も見込まれ、これがまた総合的な経営改善にもつながっていくものと期待しているところでございます。

次に、2点目のエゴマ選別機の貸し付けについてでございますが、ご指摘のとおりエゴマの選別は手作業によるところが多く、ご苦労も多いかと思いますが、他の振興作物等営農されている農業生産者も数多くおります。現状での町の選別機などを購入し、直接貸し付けする事業などは難しいものと考えております。しかしながら、国、県でも6次化へ向けた取り組みなどを実施する農業法人等への機械の補助制度、そして利用、また町の単独事業として法人化支援事業など補助制度がありますので、ご活用いただければと思っております。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長(佐藤勤君) 再質問はありませんか。

8番、猪股謙喜君。

○8番(猪股謙喜君) 答弁ありがとうございました。

新事業といたしまして商工会に委託されていたものが今回、30年度から公社に委託するというご答弁いただきましたが、以前いわゆる着地型ツーリズムという事業に対して公社に委託したいという話を初めて聞いたときに人材の確保はどうなのだというのが一番心配したところでございますが、お話聞きますと同じ人が継続してやるというようなお話も聞いておりますが、やはり費用面で最初は補助があったのですが、近年補助なくなりまして、町で一般財源からほとんど出しているという事業でございますので、なかなか財源の確保というのが大変でありましょうが、人材も含めて今のところ経験された方が入るというお話ですので、継続性という部分では当面問題ないのかなと思いますが、ノウハウをやはり公社に残していかなければならないのではないのかなと、事業を継続する場合に。そうしますと、1人専任というよりもやはりもう一人つけたり、公社全体でノウハウを獲得してこの事業を展開していかなければならないのかなと。専任で1人

でやらせることだけでは、やはりその人が事があればできなくなってしまうという可能性もありますし、初めから事業継続性で過去の資料とか見れば似たようなことはできるのでしょうが、人と人とのつながりというのがやはり観光とかには大変重要になっております。ですから、そういったノウハウも含めて、やはりせっかく公社に新しい収益事業としての可能性も持った事業ですので、そういった部分をやはり公社で生かせるような人材確保、あと育成です、育成も含めてやっていただきたい。

次に、公社の経営全般で指定管理者制度の請負業務が金額的には補助の中身としては 大きいということですが、過去やはり指定管理者制度ができて、コミュニティセンター は除きまして、そのほかの施設管理業務できるところはほとんど当初から公社にお任せ してきたということですが、そのために新しい人を雇い入れたりすることも必要だった ものですから、なかなか業務量は増えたのですが、人も増えてしまったというような状 態になっております。理事会でも補助金に対しては過去2,000万円ぐらいで推移していた のが1,700万円台に戻ってしばらく続いてきまして、駅の業務が入ってからは2,000万円 台に戻りまして、今回4,000万円台になったということですが、基本的に見てみますとや はり1,700万円、800万円くらいが基本的に固定的な公社の補助金かなと考えられるわけ ですが、そこら辺の基本的な部分を今後どうやって圧縮して町から出す補助金を少なく していくのかということで、理事会等でも経営改善いろいろ促して、そばまつりや弁当 宅配等、新事業を立ち上げたということですが、基本的にあそこは大面積を持った生け すとか公園とか持っている施設でありますが、そういったものがあまり公園に関しては 駐車場も含めて無料で遊べるということで、集客の努力をすれば多分いろんな保育園、 幼稚園、小学校の低学年とかで下郷以外に近隣の市町村からも遠足等で集客を見込める のではないのかなと。ただ、売り上げにつながるためには食堂利用とかマスの購入とか、 そういったものがやはり売り上げに結びつくものですから、ただで無料で公園を利用し てもらってもなかなか経営改善とまではいかないと思いますので、そういった食事も含 めた公園利用客をやはり新たに近隣の市町村からの導入も図ってはいかがかなと。以前 十数年前ですか、やはり役場職員の方が公社の管理を任されたときには、営業活動で会 津若松の保育園だとかに積極的に営業をかけて、翌年度は集客、利用者が増えたという 実績がありました。そういったことで営業という部分をやはりもう少し広く考えていか なければならないのかな。特に冬の施設利用というのはなかなか養鱒公園の中では利用 者がないと同じ状態なので、営業活動というのはやはり降雪期、12月から3月ぐらいま では積極的な営業期間としてやはり営業をかけてもらって、こういった経営改善の一つ の方策としてやっていただきたいなと。そういうことでやはり一般財源からの繰り出し ですか、補助金というのが圧縮されていく一つの方法になるのではないかなと思います ので、ぜひとも営業努力、経営改善、積極的に町のほうからも働きかけていただきたい と思います。

それから、着地型ツーリズム、もう一つ新しい、今まで観光施設でなかったところに スポットを当てて、例えば金子牧場さんだとか、そういった6次化成功したところにも 積極的に働きかけて、こういった事業に乗っかっていただいてきたという部分がありま すので、やはり町にどういう、産業ではなくて個人でどういうことをやっているのかというものももう少し調査しまして、こういった着地型ツーリズム事業ももう少しスポットを増やしてもらいたいと思います。それには1人ではなかなか難しいのかなというので、やはり役場のほうでもこれこれこういう人がこういうことをやっているよとか、そういったうまく町と公社と連携して情報の共有化を図って、こういったツーリズム事業に対して積極的にツーリズム事業を利用して集客を図る、下郷町のファンになってもらうと、そして毎年来でもらうと、そういったところまでうまく持っていってもらいたいなと思うところでございますので、そちらのほうの努力もひとつよろしくお願いいたします。

次に、エゴマでございますが、ほかの産物等も考えればエゴマだけ機械導入という、 町が直接購入で導入は難しいよという答弁でしたが、町長の答弁で6次化に向けた補助 金があるということなのですが、皆さんご存じのとおり大変エゴマの選別というのは手 間がかかりますので、選別作業が軽減化されれば1次品として、原料としてエゴマの生 産量が上がるのではないかなと。そうすれば当然加工品への波及効果というのも出てく るかと思いますので、他の産物と区別して特別にとはお願いしたいのですが、そういっ た町でもエゴマの商品開発については商工会等を通じてさまざまな商品開発をしており ますが、現在ふるさと納税に関してもお返しする品物の中にはエゴマの商品というのは なかったかと思います。あれだけ税金を投入して商品開発したのですが、ここ数年で大 分エゴマの加工品というのがなくなってしまいましたので、ぜひともそういったものの てこ入れのためにも生産量を増やし、選別の軽減化を図って、加工に回せる原材料の供 給等が考えられますので、さらに再考していただきまして、購入、貸し付け、貸付先も 法人等いろいろありますが、場合によっては公社の話に戻ってしまいますが、観光公社 あたりに貸し付けて、観光公社で手数料等をいただいて選別をするという方法もあるの ではないかなと思いますので、観光公社でそういった定款の中にないよというのであれ ば仕方ありませんが、そういった点もありますので、ひとつ特別に考えていただきます ようよろしくお願いいたします。

○議長(佐藤勤君) 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長(星學君) 猪股謙喜議員の再質問にお答えしたいと思います。

答弁逆になりますが、エゴマのほうから答弁いたします。エゴマの選別機、軽減を図ってやってくださいと。ふるさと納税の返礼品にもやってください。加工品をつくって、軽減を図ってエゴマの活用をしていただきたいという猪股議員にこういう質問をしていただくことは大変ありがたいと。1回目の答弁では、国、県の法人化した場合はこういう事業あります、町については……ちょっとお待ちください、夢ある農業として組織化した場合に法人化していただく。そのために法人料の登記料だとか、その経費について補助しますよというようなことしか今まで、今年度まではそれしかなかったわけですが、今後やっぱり6次化のことを考えるあるいはエゴマがこれからまた需要が増えていくということであれば、対応してやっていくと。早急に取り組むとすれば観光公社の貸し付

けをして、そして機械や場所やということも設置してくるところもございますので、そんなこともひとつ視野に入れながら対応していきたいなと、こう考えます。また、これもやはり県の事業、国の事業等があるのか、あとサポート事業の活用もあるのかと、そういうことも含めて今後検討してまいりたいと、こう思います。

それから、前に戻りますが、着地型の事業の人材の確保の関係でございます。費用については先ほど申し上げました合計の数字でございますが、やはり町としてはこの事業を継続してやらなければならないという基本姿勢に立って、そしてやっていくと。そのために財源を確保してやっています。それから、財源も30年度で計上しております。また、人です、今までやってきていただいた方が非常にその事業に対して理解をしていただいて進めていただいている、このノウハウをやはり広く観光公社で請け負いますから、観光公社のほうでも理解をしていただいて、協力体制、観光公社も人数が多いわけでございます。また、観光協会の事業費の中にも人件費を確保しましたので、観光協会あるいは公社と一緒になって、そして着地型事業も進めていくようになりますので、時間がかかるかもわかりませんけれども、今までやってきたもののノウハウを確実に引き継いでこの事業を進めていく、こう考えてございますので、ご理解していただきたいと思います。

また、観光公社に対する予算が大きくなったということでございますが、まさしくそのとおりでございます。それは、着地型事業が増えたことも一つ大きな原因でございますが、観光公社の運営につきましてはこれから大切な事業も入ってきますので、ますます頑張らなければならない、頑張っていただきたいと思っていますが、やはり売り上げの増が図れないでは、要するに町の持ち出しが多くなってくるばかりでございますので、その辺の営業努力、経営改善、これは必ず進めていただきたいと、こう私は理事長の立場として公社の職員の皆さんにはお願いしたいということを申し上げておきたいと思います。

着地型ツーリズムの利用の1人では大変ではないかと、こう質問でございますが、そのとおりでございます。1人では大変ですので、観光公社の職員あるいは観光協会における予算の確保をしたところで、今年はその体制でやってみて、そして結果が出たときには必ず反省点といい点もございますので、その辺を確実に進めていくということにしていきたいと思いますので、ご了解願いたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(佐藤勤君) 再々質問はありませんか。8番、猪股謙喜君。
- ○8番(猪股謙喜君) ありがとうございます。

公社の経営改善では、売り上げ増という部分は必要な部分でございます。着地型で公 社で食事をしてもらうとか、そういった機会もあるでしょうし、そういうのは着地型の 集客の人数からすれば、なかなか全体の公社の集客数からすれば少ない人数かもしれま せんが、やはり観光公社、養鱒公園というのが下郷町にあるのだよということを知って いただくのも一つの営業の一部で、またでは個人で来てみようかとか、そういった部分 でのお客さんをいかに増やすかという部分も、これは観光全体に言えることです。一度来て飽きられて、もう行かなくていいやではなくて、一回来たら、また来たいね、リピーターをどうやって増やすかというのがやはり観光の受け入れ側の施設の基本でございますので、公社の職員の皆さんにはやはり愛想というのは決して悪くはないと思います、一生懸命やっていると思います。なお、さらにやはり来てもらえるような受け入れ態勢、それから商品の品ぞろえなども含めて、町のほうでも経営の部分でやはりしっかりと理事会等もありますし、場合によっては町長が公社のトップですので、現場の指揮官を呼んでいろいろ聞くこともできるでしょうから、そういったのを小まめにして、連携を密にして、いかに補助金の圧縮を図っていくかという部分をやはり小まめ、町長も忙しいでしょうが、密にして圧縮に向けて努力していただきたいと思います。

エゴマの部分は、いろんな補助金等も調べるということですので、場合によっては選別機を据えつけるということですので、ほこり等も出てくるので、独立した施設なども必要になってくるかと思いますので、そこら辺も機械代だけでなくて、施設等の補助等もやはりもし希望者、団体があれば、そういったものを含めて親身にというか、できるだけ導入図れるような形で持っていってもらいたいと思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

- ○議長(佐藤勤君) 答弁漏れはございませんか。 (何事か声あり)
- ○議長(佐藤勤君) 次、再々質問はありませんか。では、答弁を求めます。済みません、間もなく正午となりますが、このまま会議を続行したいと思います。ご協力をお願いいたします。

答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長(星學君) 猪股謙喜議員の再々質問にお答えしたいと思います。

観光公社の営業努力及び町の観光全体の振興、基本的に考えていただくということですので、私も基本的なことを精査しながら、観光公社に努力していただく、それから観光振興に努力していくということをお約束したいと思います。また、入り込み数やあるいは受け入れ態勢、商品品ぞろえについても今後ますます充実するように努力してまいります。

それから、エゴマの関係については施設等の整備、その補助についても導入を図られるように県と国等における補助事業があるのかどうか、これを探っていきたいと、こう考えておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

- ○議長(佐藤勤君) 答弁漏れはございませんか。
- ○8番(猪股謙喜君) ありません。
- ○議長(佐藤勤君) これで8番、猪股謙喜君の一般質問を終わります。 次に、5番、湯田純朗君。
- ○5番(湯田純朗君) 5番、湯田純朗、一般質問をさせていただきます。3点ほどござい

ます。

まず初めに、町所有の公有財産の企業への貸し付け状況についてお尋ね申し上げます。 現在町が所有する旧南小学校跡地には、有限会社南会津高原ファーム、株式会社香精、 旧役場庁舎跡地にはレジデンスふじの郷が存在しておりますが、これらの当初の計画の 内容及び今現在の契約の状況はどのような状況であるのかお尋ね申し上げます。

1つ目としまして、有限会社南会津高原ファームの件でありますが、この会社につきましては平成20年に元気な地域づくり交付金及び耕作放棄再生利用緊急対策事業で本町に進出されました。下郷町より5年間の期限で無償供与し、5年間が経過した後に協議の上、賃借料については決定するという取り決めがなされたというふうに聞き及んでいますが、既に10年を経過しようとしておりますが、どのような経緯になっているのかお聞き申し上げます。

2つ目としまして、平成24年に会津高原ファームと同敷地内に株式会社香精さんが工場を新設され、これも既に5年を経過しており、また特別養護老人ホームレジデンスふじの郷が平成24年12月に設置敷地貸与契約締結後、平成26年6月に現地法人として設立されておりますが、いずれも5年を経過しているわけであります。ただいま申し上げた企業につきましては、本町の労働力の雇用と福祉の面で多大なる貢献をいただいているところでありますが、今後貸与契約が有償となるといろいろな問題が生じてくることが懸念されますが、町としましてどのようなお考えでいるのかお伺いいたします。

次に、町有地内における児童のけがについて、その後の対応についてでありますが、 昨年の5月21日、町道敷地内における楢原小学校女子児童の転倒事故発生から既に10カ 月が経過しようとしておりますが、その後の対応はどうなされたのか。また、示談とい う段階に至っているのかいないのか。もしいないとするならば、町として今後どのよう な対処をするのか町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

3点目の最後になりますが、会津下郷観光循環バスについてでございますが、昨年の9月定例議会、12月定例議会でも質問申し上げましたが、その後の実績及び効果はどのような数字で結果が出たのかお聞き申します。昨年の議会で町長の答弁でありますが、2次交通としての巡回バスの運行を含めた今後検討していくという考えでありますというご答弁をいただきましたが、どのような検討がなされたのか、どのような形でまた新年度の予算に反映されているのか、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。よろしくお願いします。

○議長(佐藤勤君) 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長(星學君) 5番、湯田純朗議員のご質問にお答えします。

大きな1点目の町所有の公有財産の企業への貸借の状況でございますが、まず1つ目の有限会社南会津高原ファームでございますが、有限会社南会津高原ファームは本町の旧南小学校を事務所に平成20年度から国の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金、元気な地域づくり交付金を活用し、農地の整備、加工施設の施設整備を図りながら、ブロッコリー、高原大根、トウモロコシ、加工トマトなどの栽培、出荷をしているようでござい

ます。ご質問の賃借料でございますが、貸付開始から5年間無償とし、その後については町と相手方との協議により決めることとしております。具体的には、相手方から直近の決算書を提出していただき、黒字経営であれば賃借料が発生するとなっております。南会津高原ファームとの賃借契約状況は、当初平成21年1月から10年間とし、途中土地、建物の面積の変更や契約期間を10年間から30年間に変更するなどとしております。賃借料については、当初契約から5年を満了する平成26年1月から1年ごとの協議により無償期間を延長し、現在に至っております。

次に、2つ目の有限会社南会津高原ファーム、株式会社香精、レジデンスふじの郷との町有地の賃借につきましては、3社とも同じ条件で契約を締結しております。賃借料については、先ほど説明したように貸付開始から5年間を無償とし、その後については町と相手方の協議により決めることとしております。具体的には、相手方からの直近の決算書を提出していただき、黒字経営であれば賃借料を納めてもらうこととしております。現在のところ南会津高原ファームと香精につきましては、当初の設備投資による負担や原発事故による風評の被害により業績が伸び悩んでいることなどから、1年ごとに無償期間を延長している状況が続いております。レジデンスふじの郷につきましても今月末で5年の無償期間が終了する予定であります。これまでの契約においては、黒字経営についての具体的な基準などが示されておりません。今後賃借料などにつきましては、3社とも町が誘致した企業でありますので、誘致企業の支援の観点や公有財産審議会の審議などを踏まえ、今後の取り扱いなどについて検討していく考えでございます。

次に、2点目の町有地内における児童のけがについて、その後の町の対応はでございますが、議員の質問の児童のけがでございますが、平成29年5月21日に発生しました町有団地内の事故でございます。現在10カ月が経過しようとしておりますが、示談には至っておりません。昨年12月22日に保険会社から賠償額試算書を持参の上、示談交渉をし、一旦和解する意向でまとまりましたが、親族の意見を聴取した結果、賠償額の再算定の依頼を受け、現在保険会社と協議を行っているところであります。事故後の女子児童のけがの状況でございますが、左中部両膝から下腿部の擦過傷については完治しております。左胸部の傷については、ほとんど傷跡が残っていない状況で、通院等による治療は行っていないようでございます。事故発生後の町の対応でございますが、3月9日現在、お見舞いを兼ねけがの治癒状況確認のため、訪問を担当職員が14回、電話による確認を3回、うち副町長訪問が1回、課長訪問が4回訪問し、和解するまで継続訪問していきたいと考えております。今後も和解及び示談に向け、最後まで誠心誠意対応してまいりたいと存じます。

3点目の会津下郷観光循環バスでございますが、会津下郷観光循環バスの実績と効果でありますが、4月22日から11月19日まで70日間で利用人数は延べ732人で、乗車券販売額は46万5,210円となっております。延べ利用者は732人のうち、10月が277人、11月が116人と運行後半の利用者が増加したのは、夏に行った町観光キャンペーンや首都圏でのイベント等で循環バスの周知、PRを行った成果のあらわれだと感じております。また、観光循環バスを運行したことで、利用者によるある程度の地域経済の波及効果も果たせ

たのではないかと考えております。これらの状況を踏まえ、30年度については北循環を 1日4便から3便に減らす一方で、乗降の実績が多かった大内、湯野上温泉駅、塔のへ つり間を充実する意味から、新ルートとして3便を運行を予定しています。南循環バス については、1日4便から3便とし、乗降実績の多かった紅葉シーズンに限っての運行 を行います。また、新たに12月から2月において湯野上温泉駅から大内宿間の循環バス の運行を行い、冬期間の2次交通の充実を図りたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いします。

- ○議長(佐藤勤君) 再質問はありませんか。 5番、湯田純朗君。
- ○5番(湯田純朗君) まず初めに、1点目でございますが、これ決算書を提出をお願いしているということで、この会社、黒字ではなかったのですか。昨年、ちなみに世間のうわさですともうかったと、こういう話聞いているのですけれども。もうかれば当然賃借料をもらうというのが今町長の答弁ですから、その後の対応はどうなのか。それ無償で貸すのは全然別に悪くはないと思いますが、ただ1年1年でなったということでございますが。例えばこういう企業というの、レジデンスのふじの郷はとりあえずあれは福祉が目的ですから、当然それは別格でしょうけれども、会津高原ファームさんと香精さんは営利です、要するに農産物販売、加工販売ですから。そういう会社ですと、当然企業、香精さんはどうかわかりませんけれども、高原ファームさんなんかは農地を相手にして植栽して栽培しているわけです、ブロッコリー、メーンが。規模拡大とか何かになると、当然会社の資本を投資してやるわけです。その1年1年の更新となると、再来年はわからないとかになってくると、先行き不透明だとなかなか設備投資もできない。あとは県のいろんな復興とかそういうものからの事業は認定受けられないというような状態が出てくるわけです。ですから、やっぱりこれちゃんとした5年、5年でやってきたわけですから、5年間の契約、さらにやっていかないとまずいのかな。

それから、もう一点、これも私聞いた話ですけれども、27年に会津高原さんから役場担当者から部分分の測量を行うよう指示されて、簡易ながら面積を測量したと。それを役場に報告したと。そして、28年に再測量を指示されたと。2度目の測量を指示されたと。3度目が総務課立ち会いで再測量をまた指示されたと。4度目が総務課及び建設課立ち会いで再測量をしたそうです、4度目です。これまではよろしいのでしょうけれども、ここから問題なのです。それまで測量した結果をなしにして、測量を営む専門の業者に委託するよう指示されたと、こういうことなのです。それは、その会社がある業者に依頼して測量を実施、総務課立ち会いをお願いしたけれども、立ち会っていただけなかったと、こうなるわけです、最後の結末。役場から測量を依頼しておいて、2度、3度、4度とやっているわけです。ある業者って私わかりませんけれども。それ当然対価を支払わなければならないわけです。そういうことをさせておいて、しまいに総務課が立ち会わなかったと、こういうような状態であったというふうに聞いております。そこら辺はどうなのですか、総務課長、お答えください。

それから、これ会津高原さんの後に香精さんが入ってきました。多分南小学校跡、莫

大な面積だと思うのです。林地があって、林地は実際使えないわけです。グラウンド、校庭というのですか、あそこ見ると草ぼうぼうだったり、資材置いたり、どちらの業者がどこら辺を使用しているのかな。それとも、あそこは無償にして、ただどんどん使ってくださいというふうな使用状況なのか、そこら辺がちょっと私わからないのですけれども。やっぱり林地部分については、それは使用面積から当然省かなければならないとは思うのですけれども、グラウンドについていろいろ資材があったりすると、どちらがどれだけ使っているのか。逆に言うと、工場地とグラウンドの資材置き場というのですか、そこら辺が飛び地になっているということになると、2つの会社の間の土地なんかもどちらがどこまで使って、そういうような区切りがあるのかないのか。そこら辺をもう一度お答えください。

それから、今ほどの児童のけがについて、大体はそれはそれなりに誠意を示してやっ ているのかと思いますけれども。建設課長、ちょっとお答えください。損害慰謝料とい うのは、これはどういう部分を含んでいるのでしょうか。そこら辺ちょっとわからない ので。それから、町長、今答弁にございましたが、膝、肘には傷は残りませんと、こう いうふうにお答えいただきましたけれども、顔に私見たときにここに3点ほどちょっと 残っているのです、3点。ちなみに、参考的に私申し上げますと、交通事故の場合は3 センチいくと大体何百万円だそうです。特に男と女、また違うそうです。そこら建設課 長、多分知っていると思いますので、お答えください。3点ほど残っているのです、跡 が。何センチとは言わない、残っているのです。ちなみに、医者が言うのには、この子 の傷が将来残るか残らないかというのは皮膚細胞によって違うそうですから、これは将 来にわたっていかないとわからないということの診察でしたと、こういうふうな話でし たけれども、残るかもしれないし、残らないかもしれない。そういう場合に例えば私き ょうちょっと確認して聞いてみたのですけれども、私のちょっと知り合いの方が美容整 形におりますので、そういう場合美容整形、その経費というふうに手術料というものが 入ってくるのですけれども、それが一番大きいのだそうです。ガソリン代とかそんなの はもう、キロ何ぼとかそんなの大体保険会社がやるのは決まっているそうですけれども、 その点どうなのか。

あともう一点、これは総務課長が出した賠償額試算書という、その中に過失相殺割合 1割と、こういうふうにあったそうですけれども。私ちなみに、郡山の大きい会社に聞いたらば、町のそういう公共団体とかそういう方たちが転んでけがしたから過失本人であろうと、そういうふうな過失責任って普通は考えられませんねというふうな答弁をいただいたのです。例えば車で行ってどんと落として、今回も上がっています、どんと落として側溝のふたがあいている、はめ込んで落としてしまった。これ車の運転手、過失責任、あなた1割ある、2割あると言いますか。壊した分全額払うわけですよね、示談で。人が転んだからって過失割合というの、私はあまり聞かないですけれども。そこら辺確実なところをお答えください。

それから、最後になりますけれども、会津下郷観光循環バスですか、これについては 減らしたり増やしたりとなるのでしょうけれども、私が思うにやっぱり最後に町長、そ

ういう紅葉シーズンにやるということであれば、私はいいと思いますけれども、ただ私 何回も言いますけれども、あるところでそこ観光地なのかと私毎回言っているわけです。 人もおりたことないと、こう言っているわけですから。そこら辺はもう少し見直して、 なるべくさっき議員もいろんな方が言っていますけれども、町の支出を、目的は大きく 持っても支出はなるべく少なくするというような考えで、何でもかんでも金かけてやれ ばいいということではないでしょう。私はそう思います。これから高齢化でどんどん、 どんどん税収も減ってくるわけですから、もう少しやっぱり町がやりますから、必ず利 益が黒字になるとかならないとか、それは別にしましても、やっぱり再見直しするとこ ろはもう少しもっと見直し、私するのではないかと思って期待したのです。ここに昨年 度のこれ私調べた結果ありますけれども、全く乗っていないわけです。もう少しシーズ ンのみの運行ということもやっぱりそれは一つの進歩だと私は発展だと思っています が、全体的にもう少し見直ししないといけないのではないかなというふうに思っていま す。ちなみに、今年から南会津町は西部に送るバスを走らせるそうです。要するに下郷 に持っていかれないように。あそこは西部に持っていくそうです。それもリバティとか そういうふうな受け入れ態勢の姿勢のあらわれかなと私は決して否定はしませんけれど も、それは下郷町も同じだと思います。でも、やっぱりもう3年目です、今年。やっぱ りもう少し検討してやっていただけませんか。下郷に税金払っている方が逃げ出すよう では仕方ないので。そこら辺もう一度お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(佐藤勤君) 答弁を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長(星修二君) ただいまの湯田議員さんのご質問でございますが、測量の件でございますが、当初南会津高原ファームさんにおきましては登記面積3筆によりまして2万7,956平米で契約をしております。当時5年間無償ということで登記面積で契約しておりましたが、5年間を経過して有償になる可能性があるということで、高原ファームさんに配慮しまして、必要な部分を測量していただきまして面積を確定していただきたいというようなお願いをしまして、面積を確定しております。経過がそういうことでございますので、何度も測量をさせたということはございません。正式には1回だけだと思っております。

それから、土地の利用につきましては、同じ敷地内に香精さんがおりますので、2社で協議していただきまして、使い勝手のいい方法で土地は借用してもらいたいということで伝えております。なお、香精さんと高原ファームさんの間につきましてもなかなか境界が確定しなくて何度も私立ち会いましたが、業者2社さんのいいところで、町としては入らないから、いいところで境界を確定してくださいということで私2度ほど行きましたが、先般やっとここでいいというようなことで境界が確定しましたので、それによりまして今度は南会津高原ファームさんの土地についても明確な面積が出されると思っております。現在はまだ出ておりませんが、測量の確定が大体3,780平米ということで、当初からしますとかなり3分の1近くに面積が減ります。そうしますと、例えば有償になった場合ですと、金額についても約3分の1になるということで、そういうことがあ

りますので、町のほうではあくまでも有償になる場合は正確に業者にお願いして測量をしていただきたいということでお願いした経緯でございます。

- ○議長(佐藤勤君) 建設課長。
- ○建設課長(渡部芳夫君) 女子児童のけがの内容についてご説明いたします。

賠償額試算の内容の内訳でございますが、医療品費、通院費、休業損害、傷害慰謝料の内容となっております。

それから、女子児童の傷の状態でございますが、今現在1ミリから2ミリ程度、確かに傷が確認できます。これを確実に消すには、先ほどのご質問のとおり整形手術等が考えられますが、これは保護者さんとの今後の協議になると思いますので、これから相手方と協議内容とさせていただきたいと思います。

それから、過失相殺につきましては、事故当時、保護者も同伴であったということでありますので、保険会社の判断の内容となっておりますので、ご理解していただきたいと思います。

以上です。

- ○議長(佐藤勤君) 産業課長、佐藤壽一君。
- ○産業課長(佐藤壽一君) 湯田議員の町の支出は少なくするようにというふうなご指摘でございましたけれども、昨年より今年は約100万円近くの支出の減をさせていただいております。先ほど紅葉時期はいいだろうとお褒めいただきましたが、そのような検討をしまして、さらに今回は100万円と言いましたけれども、100万円プラス新規の部分で50万円ほどの新しい冬期間の2次交通の充実を図るためということで、差し引き40万円程度ではございますが、支出の減をさせていただいているところでございます。また、全体的に3年目であるからというご指摘でございましたけれども、このルートにつきましては昨年度から県のサポート事業を受けて、30年度は2年目の事業になりますので、今回ご指摘のとおりいろいろ検討させていただきまして、このような結果で進めたいと考えてございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

- ○議長(佐藤勤君) 再々質問はありませんか。5番、湯田純朗君。
- ○5番(湯田純朗君) さっきの再質問で申告書だか何かのご提示いただいたということ、 それ中身は黒字か赤字かって、ちょっともしわかれば、これ答えていませんので。
- ○議長(佐藤勤君) 総務課長、星修二君。
- ○参事兼総務課長(星修二君) 黒字でございませんでした。赤字でした。
- ○議長(佐藤勤君) 次、よろしいですか、再々。
- ○5番(湯田純朗君) はい。
- ○議長(佐藤勤君) 再々質問の5番、湯田純朗君。
- ○5番(湯田純朗君) まず、観光循環バス100万円マイナスということで大変努力してもらって。それを先に町長から言ってもらうと再質問しなかったのです。そういうやっぱり数字にあらわれたことをこれからはやらないと、こんなのに使って何しているのだとな

りますから、何回も口悪く無駄遣いするなと言っていますけれども、そういうことであればいいのかなと。また、今後会津下郷観光循環バスにおきましては、さらに来年、再来年どうなるかわかりませんけれども、必要にて需要が減ってきた場合には、それは見直ししていただきたいというふうに思っています。

それから、児童のけがについてでございますが、建設課長、傷害慰謝料というのは中身何ですかと私多分聞いたと思ったのですけれども。治療費とか通院費とか休業補償とかと今申し上げていただきましたけれども、私先ほど質問したのは傷害慰謝料というものはどういう意味の中身なのかという、ちょっとそこら辺漏れたような気がしますけれども、それも含めて再々質問にお答えください。

それから、1番目の公有財産の企業への貸し付けでございますが、私の記憶、知識で申しわけございませんけれども、公有財産の貸し付けに関しては普通財産と多分なるわけですが、その場合、地方自治体によって各種の特例が認められたと思うのです。下郷町では貸し付けに関する賃料の規定があるのかないのか。あるとすれば賃料が路線価に基づくものなのか、でなければどうなのかと、こういうふうになります。また、誘致企業、その他業種に対する賃借料設定の特例がない自治体は少なく、そのことも考慮して規定の見直しがあればですが、なければ作成しなければならないのかというふうに思っております。その辺をお聞かせください。

なお、本町におきまして香精さんは加工専門でございますが、高原ファームさんの場合は下郷の遊休農地を開墾しながらやっている会社なのです。要するに下郷でも町長がいつも言っている耕作放棄地というの、高齢化社会による一因とするものではございませんが、どこを見ても耕作放棄地が多いと。特に289号の大松川地区なんか国道からほとんどなかなか草ぼうぼうで耕作放棄地が多いと。そういうことをまた音金地区、落合地区においてもそういう農地を大規模的に耕作しているわけです。それも結構落合の上のほうでワインブドウを栽培した跡地なんかはかなりの石礫があるわけです。それを取り除きながらいよいよ農地にしていただいているわけですから、そういうところを考えると契約が1年ごとの無償期限の延長という形にしかあらわせないということは、私非常に残念でございます。この企業の場合、この前若干いつでしたか、テレビでちょっとやっていましたけれども、南相馬のほうにそれは多分冬作付してと、下郷でできない期間を作付して借り受けてやると。だから、南相馬では農地を復元してもなかなかやる人がいないというようなことで、そちらのほうにも進出してというふうにテレビでちょっとやっておりました。

いずれにしても、このまま特に下郷はブロッコリーなのでしょうけれども、これが下郷のブロッコリーとして地域特産農産物として幅広く県内外にPRしているわけです、大規模的に。だから、その辺を考慮していただいて、農地利用に関する特例、賃料の免除や減免とか、そういうものが多分私はあってもよろしいのかなと。今のところは無料だというでしょうけれども。いずれにしても、香精さんも含めてレジデンスもそうですけれども、下郷町の雇用の場になっているわけです、少なからずもう。やっぱりそこら辺を考えて、もう少し1年1年ではなくて、とりあえず5年5年とかやっていかないと、

あと面積もまだ確定していないという話でしたので、確定して契約をしないと、やっぱり金融機関とか県とか国の補助金をもらってやるとなると、何も確定していないと、それはなかなか補助対象の企業にはならないのかなと思いますけれども、そこら辺をもう一度ちょっとお考えあればお聞かせいただきたいと思います。 以上です。

○議長(佐藤勤君) 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長(星學君) 誘致企業の場合は、私は先ほど第1回目の答弁でもしたように誘致企業の支援の観点から、平成20年の12月25日に開催して、審議をして了承されている内容についても今後も尊重しなければならないということは認識しております。しかし、今後収益が上がった場合については、進出企業の支援対策等について検討して、公有財産審議会にも報告して、新しい基準について考えなければならないと思っていますので、その点はご了解願いたいと思います。

以上です。あとは総務課長に答弁させます。

○議長(佐藤勤君) 答弁を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長(星修二君) 普通財産の貸し付けに対します料金に関する規定でございますが、普通財産貸付料算定に関する規定というものがございます。その中でまず料金でございますが、土地の面積に対しまして土地の評価額掛けまして、それに100分の4を掛けた額が賃借料ということになっております。また、賃借料の減免につきましては、町長が公益上、またその他特に必要があるときは減免を認めるというような条項になっております。

以上でございます。

- ○議長(佐藤勤君) 建設課長、渡部芳夫君。
- ○建設課長(渡部芳夫君) 先ほどの児童のけがの損害賠償額に含まれます傷害慰謝料の中身でございますが、賠償額に含まれます医薬品、通院費、休業損害額を合わせた相当額が傷害慰謝料となっておりまして、これは保険会社が算定した金額となっております。いわゆるお見舞金という形になっております。
- ○議長(佐藤勤君) ほかに答弁はありませんか。答弁漏れはございませんか。 (「なし」の声あり)
- ○議長(佐藤勤君) これで5番、湯田純朗君の一般質問を終わります。 これで一般質問を終わります。

日程の追加

○議長(佐藤勤君) お諮りします。

過般産業厚生常任委員会に付託の陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情の件につきましては、3月9日に開催されました産業厚生常任委員会において審査を終了し、その結果について産業厚生常任委員会委員長より請願

・陳情審査報告書の提出がなされております。また、一般質問が本日で全部終了しましたので、あす3月15日を議案思考のため休会にしたいと思います。以上の2件につきましては、去る3月6日開催の議会運営委員会で協議された議事運営に沿って直ちに日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議事追加日程を配付します。

(資料配付)

○議長(佐藤勤君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 配付漏れなしと認めます。

追加日程第1 請願・陳情

○議長(佐藤勤君) これから、追加日程第1、請願・陳情を議題といたします。

産業厚生常任委員会に付託の陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について、お手元に配付のとおり請願・陳情審査報告書が提出されておりますので、委員長より報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長、星輝夫君。

○産業厚生常任委員長(星輝夫君) 産業厚生常任委員会委員長の星輝夫でございます。皆様のお手元に配付してあります報告書に基づきましてご報告申し上げます。

本委員会に付託の請願・陳情を審査した結果、下記のとおり決定したから会議規則第89条第1項の規定により報告申し上げます。

記といたしまして、付託年月日、平成30年3月9日。件名、陳情第1号 福島県最低 賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情。審査の結果、採択すべきものと 決しました。審査日、平成30年3月9日。出席委員は、湯田純朗君、室井亜男君、猪股 謙喜君、小椋淑孝君、佐藤盛雄君、そして私であります。欠席委員はありませんでした。

以上でご報告申し上げます。

- ○議長(佐藤勤君) これから委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑ありませんか。 (「なし」の声あり)
- ○議長(佐藤勤君) 質疑なしと認めます。
 - これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳 情についての件を採決します。 この陳情に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出 の陳情についての件は採択することに決定しました。

追加日程第2 休会の件

議ありませんか。

○議長(佐藤勤君) 追加日程第2、休会の件を議題とします。 お諮りします。あす3月15日は議案思考のため休会にしたいと思います。これにご異

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、あす3月15日は休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

再開本会議の議案審議の日程は3月20日であります。

議事日程を配ります。

(資料配付)

○議長(佐藤勤君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 配付漏れなしと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。 (午後 0時42分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年3月14日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

平成30年第1回下郷町議会定例会会議録第3号

招集年月日	平成30年3月	月 9 日						
本会議の会期	平成30年3月9日から3月20日までの12日間							
招集の場所	下郷町役場議場	员						
オロの会業	開議 平成30	年3月20日	午前10時00分	議長 佐	藤勤			
本日の会議	閉会 平成30	年3月20日	午後 6時14分	議長 佐	藤盛雄			
応 招 議 員	1番 星	輝夫	2番 玉 川	邦 夫				
	3番 室	井 亜 男	4番 星	政 征				
	5番 湯	田 純 朗	6番 小椋	淑 孝				
	7番 佐	藤勤	8番 猪 股	謙喜				
	9番 湯	田健二	10番 山名田	久美子				
	11番 小	玉 智 和	12番 佐藤	盛雄				
不応招議員	なし							
出席議員	1番 星	輝夫	2番 玉川	邦 夫				
	3番 室	井 亜 男	4番 星	政 征				
	5番 湯	田 純 朗	6番 小椋	淑 孝				
	7番 佐	藤勤	8番 猪 股	謙喜				
	9番 湯	田健二	10番 山名田	久美子				
	11番 小	玉 智 和	12番 佐藤	盛雄				
欠 席 議 員	なし							
会議録署名議員	9番 湯	田健二	10番 山名田	久美子				
地方自治法第	町 長	星	學 副 町 長	玉川	一郎			
121条の規定	参事兼総務課長	星修	二 税務課長兼会計管理者	星	健一			
により説明の	町民課長	大 竹 義	則 健康福祉課長	渡 部	善一			
ため出席した	産業課長	佐 藤 壽	一 建設課長	渡 部	芳 夫			
者の職氏名	教育委員会教育長	渡 部 岩	男 教育次長	渡部	清一			
	代表監査委員	渡 部 正	晴 農業委員会事務局長	横山	利 秋			
本会議に職務	事務局長	室井	哲 書 記	荒井	康貴			
のため出席し	書 記	芳 賀 和	也					
た者の職氏名								
議事日程	別紙のとおり							
会議に付した事件名	別紙のとおり							
会議の経過	別紙のとおり							

平成30年第1回下郷町議会定例会議事日程(第3号)

期日:平成30年3月20日(火)午前10時開議

開	議			
日程第	1	報告第	1号	専決処分の報告について
				(専決第2号 損害賠償の額の決定及び和解について)
日程第	2	議案第	1号	専決処分につき承認を求めることについて
				(専決第1号 平成29年度下郷町一般会計補正予算(第
				6 号))
日程第	3	議案第	2号	教育長の任命について
日程第	4	議案第	3号	教育委員会委員の任命について
日程第	5	議案第	4号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第	6	議案第	5号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
				条例の一部を改正する条例の設定について
日程第	7	議案第	6号	下郷町特別会計条例の一部を改正する条例の設定について
日程第	8	議案第	7号	下郷町携帯電話基地局の設置及び管理に関する条例の一部
				を改正する条例の設定について
日程第	9	議案第	8号	下郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定につ
				いて
日程第二	1 0	議案第	9号	下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定に
				ついて
日程第二	l 1	議案第1	0 号	下郷町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
				の設定について
日程第二		議案第1		下郷町小中学校入学祝金支給条例の設定について
日程第二		議案第1	-	下郷町介護保険条例の一部を改正する条例の設定について
日程第二	1 4	議案第1	3 号	下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業
				の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改
				正する条例の設定について
日程第二	15	議案第1	4号	下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービ
				スの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護
				予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法
				に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の設定につ
D 4D 65		=>4		
日程第二	l 6	議案第1	5 号	下郷町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人
				員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のた
				めの効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を
				改正する条例の設定について

日程第17		議案第16号	下郷町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する
			基準を定める条例の設定について
日程第18		議案第17号	下郷町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を
			改正する条例の設定について
日程第19		議案第18号	下郷町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の設定
			について
日程第20		議案第19号	下郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の設定に
			ついて
日程第21		議案第20号	平成29年度下郷町一般会計補正予算(第7号)
日程第22		議案第21号	平成29年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第4
			号)
日程第23		議案第22号	平成29年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第
			3 号)
日程第24		議案第23号	平成29年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第4号)
日程第25		議案第24号	平成29年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第4
			号)
日程第26		議案第25号	平成29年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算
			(第3号)
日程第27		議案第26号	平成29年度下郷町宅地分譲事業特別会計補正予算(第1
			号)
日程第28		議案第27号	平成30年度下郷町一般会計予算
			(予算特別委員会報告)
日程第29		議案第28号	平成30年度下郷町国民健康保険特別会計予算
			(予算特別委員会報告)
日程第30		議案第29号	平成30年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算
			(予算特別委員会報告)
日程第31		議案第30号	平成30年度下郷町介護保険特別会計予算
			(予算特別委員会報告)
日程第32		議案第31号	平成30年度下郷町簡易水道事業特別会計予算
			(予算特別委員会報告)
日程第33		議案第32号	平成30年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算
			(予算特別委員会報告)
日程第34		議員提出議案第	第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見
			書の提出について
日程第35		議員派遣の件	
日程第36		平成30年度行	テ政視察について
追加日程第	1	閉会中の継続署	審査申出について
追加日程第	2	議長の辞職許可	ıj

追加日程第 3 議長の選挙

追加日程第 4 副議長の選挙

追加日程第 5 議席の一部変更

追加日程第 6 総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会の所属変更

追加日程第 7 議会運営委員会委員の辞任許可

追加日程第 8 議会運営委員会委員の選任

追加日程第 9 南会津地方広域市町村圏組合議会議員の辞職許可

追加日程第10 南会津地方広域市町村圏組合議会議員の選挙

追加日程第11 南会津地方環境衛生組合議会議員の辞職許可

追加日程第12 南会津地方環境衛生組合議会議員の選挙

散 会

閉 会

(会議の経過)

○議長(佐藤勤君) 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。 (午前10時00分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第1 報告第1号 専決処分の報告について

(専決第2号 損害賠償の額の決定及び和解について)

○議長(佐藤勤君) 日程第1、報告第1号 専決処分の報告について(専決第2号 損害 賠償の額の決定及び和解について)の件を議題といたします。

職員に報告第1号を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長(佐藤勤君) 本件について説明を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長(星修二君) 皆様、おはようございます。それでは、説明させていただきます。

議案書の1ページをごらんください。報告第1号 専決処分の報告について(専決第2号 損害賠償の額の決定及び和解について)でございますが、次のページをごらんください。平成29年12月5日に町道湯野上館本線湯野上橋において橋、アーチ上部から雪の塊が落下し、住所、南会津町湯ノ花390番地、氏名、星昭男が運転する乗用車を直撃し、屋根およびフロントガラスに損害を与えたものでございます。過失割合につきましては、相手方がゼロ%、町側が100%でございます。車両修繕料83万8,134円を負担したものでございます。

以上につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上でございます。

- ○議長(佐藤勤君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。 6番、小椋淑孝君。
- ○6番(小椋淑孝君) ちょっとお聞きしたいのですけれども、橋、こういう事故は前にも あったのかどうか。

それと、損害賠償の額がかなり高額なので、これ車直すのにこんなにかかったのかな と内心思っているのですが、その内訳がわかればちょっと教えていただきたいなと思い ます。

○議長(佐藤勤君) 答弁を求めます。

星修二君。総務課長。

○参事兼総務課長(星修二君) 前にもあったかということにつきましては、建設課長のほ

うでお答えしますので、私のほうからは損害額83万8,134円の内容ですが、修繕料としまして49万374円、レンタカー代が、12月の15日、事故当日から2月1日の車両修繕までの間、レンタカー代としまして、34万7,760円ということで、合わせてこの修繕料となりました。

○議長(佐藤勤君) 答弁を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長(渡部芳夫君) 事故履歴についてのご質問でございますが、当該箇所につきましては、平成17年の12月25日に同じような場所で同じ雪塊の衝突事故を起こしております。

以上です。

- ○議長(佐藤勤君) 3番、室井亜男君。
- ○3番(室井亜男君) 平成17年にあったということは、10年サイドで1回ずつあるのだな と。ということを考えた場合、今回の場合にどういうような事故報告で町がわかったの か。一つは、警察からの連絡であったのか、本人からの連絡であったのか。

それと、もう一つは今回はこのぐらいの事故でよかったと思いますが、例えば死亡事故なんかとつながった場合には、ではどうするかという問題がこれから発生をせざるを得ない、考えざるを得ないということを考えた場合に、10年に1回のサイドということになった場合に、そういうふうな事故を考えた場合に、あそこの上に雪が落ちないような工夫をする。ちょっと考えてみれば、あの上に熱線みたいなものをやれば、溶けて雪が凍らない。そういうようなことも一応考えられるわけでありますが、今後何らかの対策というものを考えなければならない。町長、やはり少し何かしら考えなければならないのかなと思いますが、町長の考えをお尋ねを申し上げます。

- ○議長(佐藤勤君) 答弁を求めます。町長、星學君。
- ○町長(星學君) 3番、室井議員の質問にお答えしたいと思いますが、大変星昭男さんにはご迷惑をおかけいたしました。これからその補償については、この専決のとおり行いましたことを報告させていただきましたけれども、今後どのように対処するのか、どのように事故が起こらないようにするのかということになりますと、奥会津の三島地区あたりがアーチ型の橋が多いようでございます。その対策として、雪が降ったらば、それがスムーズに落ちるような対策をしているようです。あるいは場所によっては、今議員さんがおっしゃったように、電気で溶かす方法もやっているような情報も得ています。それらをひとつ、効果の出る方法、そして経費のかからない方法で検討してまいりたいと思いますので、ご了解をよろしくお願いします。
- ○議長(佐藤勤君) 再質問はありませんか。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長(渡部芳夫君) 今後の対応策でございますが、今ほど町長おっしゃいましたように国道49号の三島地区にかかっております。アーチ橋、これにも熱線処理をしているという情報を得ております。ただ、橋梁部ということで、なかなか効果が得られないと

いう話も聞いております。

今回私どものほうの対策といたしまして、この町道の起点、終点側に落雪注意ののぼり、注意喚起ということで、のぼりを立てさせていただきました。さらに、道路パトロールの強化ということも実施しております。さらに、予算上今年度、来年度も道路維持費の中に重機借上料を計上しております。この中で高所作業車等のレンタル等も考慮して、最悪の場合は対応していきたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(佐藤勤君) 質疑ありませんか。
- ○3番(室井亜男君) どういうふうな連絡であったのか。
- ○議長(佐藤勤君) 建設課長、渡部芳夫君。
- ○建設課長(渡部芳夫君) 失礼いたしました。事故連絡につきましては、本人から直接役場のほうに連絡がありました。
- ○議長(佐藤勤君) 3番、室井亜男君。
- ○3番(室井亜男君) 大方わかりました。雪降ったときに高所作業車でもってとるという 方法も一つの方法なのかなと、このようにも思います。

もう一つは、この金額というものは保険で賄って、保険で入金をして、一時預かって、 保険でもって支払いをしたと、こういうふうに解釈をしてよろしいのかどうか、この1 点だけお願いします。

○議長(佐藤勤君) 答弁を求めます。

総務課長、星修二君。

- ○参事兼総務課長(星修二君) おっしゃるとおり、保険で対応しております。
- ○議長(佐藤勤君) ご質疑ありませんね。
- ○3番(室井亜男君) はい。
- ○議長(佐藤勤君) 先ほど6番、淑孝君の再質疑言われていました。よろしくお願いします。
- ○6番(小椋淑孝君) 大丈夫です。
- ○議長(佐藤勤君) 大丈夫ですか。
- ○6番(小椋淑孝君) はい。
- ○議長(佐藤勤君) ほかにご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) これで質疑を終わります。

本件は、法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

これで報告第1号 専決処分の報告について(専決第2号 損害賠償の額の決定及び 和解について)の件を終わります。

日程第2 議案第1号 専決処分につき承認を求めることについて

(専決第1号 平成29年度下郷町一般会計補正予算(第6号))

○議長(佐藤勤君) 日程第2、議案第1号 専決処分につき承認を求めることについて(専

決第1号 平成29年度下郷町一般会計補正予算(第6号))の件を議題といたします。 職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

- ○議長(佐藤勤君) 本案について議案の説明を求めます。総務課長、星修二君。
- ○参事兼総務課長(星修二君) 4ページをごらんください。議案第1号 専決処分につき 承認を求めることについて(専決第1号 平成29年度下郷町一般会計補正予算(第6号)) でありますが、歳入歳出の総額に167万円を追加し、歳入歳出予算の総額を49億8,080万 1,000円とするものでございます。

10ページをごらんください。初めに、歳入でございますが、13款の国庫支出金、5目の総務費国庫補助金におきまして、女性活躍推進の観点から希望者を対象にマイナンバーカードへの旧氏名併記が可能になるよう、システムの改修をすることになりましたが、国からの改修仕様書が年明けに示され、また29年度事業に実施することとされていることから、システムの改修費の補助金としまして、167万円を予算計上しております。これにつきましては、100%補助でございます。

次のページになります。歳出でございますが、2款の総務費の委託料で、今ほど歳入でご説明いたしましたシステム改修費167万1,000円を予算計上しております。

次に、8款の土木費の除雪オペレーター賃金で50万円、除雪委託料で6,500万円、合わせまして6,550万円の増額計上としております。これにつきましては、全国的な大雪、本町におきましても例年に比べまして積雪が多く、今後の経費を含めまして予算不足が想定されたため、予算計上し、予備費で調整したものでございます。

以上でございます。

○議長(佐藤勤君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第1号 平成 29年度下郷町一般会計補正予算(第6号))の件を採決します。

お諮りします。本案を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

日程第3 議案第2号 教育長の任命について

○議長(佐藤勤君) 日程第3、議案第2号 教育長の任命についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長(佐藤勤君) お諮りいたします。

本案につきましては、さきに提案理由の説明がなされておりますので、会議規則第37条 第2項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 教育長の任命についての件は議案の説明を省略することに 決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、猪股謙喜君。

○8番(猪股謙喜君) 事前の説明の中でもありましたが、確認としてもう一度質問させて いただきますが、まずこの現在の教育長の任期はいつまでなのかということを質問いた します。

それと、星敏惠さんは現在社協の事務局長をやっていらっしゃるということでございますが、そういった部分の人事、よその団体の人事の心配はおかしいとも思うのですが、そういった部分は町長はどのように考えているのか、よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤勤君) 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長(星學君) 現在の教育長でございます渡部岩男教育長は、3月31日までの任期でございます。

それから、社会福祉協議会の今回ご提案しております星敏惠君は、同じく3月31日までの社会福祉協議会の事務局長としてお願いしているところでございまして、あとは社会福祉協議会の理事会等でご承認いただければそのように進んでいくと。ご承認いただければそのように進んで、4月1日からの任命行為になるということになるかと思います。

以上です。

○議長(佐藤勤君) では、ほかにご質疑ありませんか。(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) これで質疑を終わります。

お知らせいたします。人事案件に対する討論は行わないことを通例としております。 したがって、討論を省略し、直ちに採決に移ります。

これから議案第2号 教育長の任命についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 教育長の任命についての件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第3号 教育委員会委員の任命について

○議長(佐藤勤君) 日程第4、議案第3号 教育委員会委員の任命についての件を議題と いたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長(佐藤勤君) お諮りいたします。

本案につきましては、さきに提案理由の説明がなされておりますので、会議規則第37条 第2項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 教育委員会委員の任命についての件は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

3番、室井亜男君。

- ○3番(室井亜男君) 説明のときにちょっと聞いたような気がするのですが、小学生の子供とか中学生の子供がいたように説明があったようなのですが、中学生なのか、小学生なのか、何人いたのか、それだけ教えてください。
- ○議長(佐藤勤君) 答弁を求めます。

教育次長、渡部清一君。

- ○教育次長(渡部清一君) 長沼千恵さんには楢原小学校5年生のお子さん1人おります。
- ○議長(佐藤勤君) ご質疑ありませんね。ほかにご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) これで質疑を終わります。

お知らせいたします。人事案件に対する討論は行わないことを通例としております。 したがって、討論を省略し、直ちに採決に移ります。

これから議案第3号 教育委員会委員の任命についての件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長(佐藤勤君) 日程第5、議案第4号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長(佐藤勤君) お諮りいたします。

本案につきましては、さきに提案理由の説明がなされておりますので、会議規則第37条 第2項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 人権擁護委員候補者の推薦についての件は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

3番、室井亜男君。

○3番(室井亜男君) 教えてください。今まで誰やっていたったかちょっと忘れました。 何年ぐらいやったったのか。

それともう一つは、佐藤守孝さんは説明のときに高校の先生とか、そんなようなこと を説明あったように記憶しているのですが、どういうふうな経歴を持っていたのか、わ かったならば教えてください。

○議長(佐藤勤君) 答弁を求めます。

町民課長、大竹義則君。

○町民課長(大竹義則君) 佐藤守孝氏の前任者につきましては、音金の弓田忠夫さんでご ざいました。

(「何年」の声あり)

- ○町民課長(大竹義則君) 2期です。6年です。
- ○議長(佐藤勤君) 答弁を求めます。あと、経歴の。 総務課長、星修二君。
- ○参事兼総務課長(星修二君) 高校の先生を経歴しておりました。その後、退職ということで今回推薦されたということでございます。
- ○議長(佐藤勤君) 再質疑はありませんか。 3番、室井亜男君。
- ○3番(室井亜男君) そっちに行って俺でも答弁できます。高校の先生と。どこの先生な のかと、こういうふうなことを聞きたかったわけですが、わかったならば教えてくださ い。
- ○議長(佐藤勤君) 答弁を求めます。

では、総務課長より星修二君。

- ○参事兼総務課長(星修二君) 大変申しわけございませんでした。保原高校教員に採用されまして、最終的には若松商業高等学校に在席中に退職ということでございます。よろしくお願いいたします。
- ○議長(佐藤勤君) 再々質疑はありませんか。

- ○3番(室井亜男君) なし。
- ○議長(佐藤勤君) 5番、湯田純朗君。
- ○5番(湯田純朗君) この方、長年若松に、私ちょっと知っているのですけれども、長年 住んでいたのですが、いつ下郷に住所持ってきたのですか。そこら辺教えてください。
- ○議長(佐藤勤君) 答弁を求めます。

総務課長、星修二君。

- ○参事兼総務課長(星修二君) ただいまのご質問でございますが、現在手元に資料ございませんので、後ほどお答えします。申しわけございません。
- ○議長(佐藤勤君) よろしいですか。5番、湯田純朗君。
- ○5番(湯田純朗君) 手元に資料がなければ、すぐ調べられるでしょう。いかがですか。 (「議長、休憩」の声あり)
- ○議長(佐藤勤君) ちょっと待ってください。大丈夫。 暫時休憩します。(午前10時28分)
- ○議長(佐藤勤君) それでは、再開いたします。(午前10時32分) 答弁を求めます。

町民課長、大竹義則君。

○町民課長(大竹義則君) 大変申しわけございませんでした。平成23年の4月1日転入で ございます。

従前地につきましては、会津若松市となっております。

- ○議長(佐藤勤君) 再質疑ありませんか。 5番、湯田純朗君。
- ○5番(湯田純朗君) ありがとうございました。

それで、これ何人かいらっしゃると思うのですけれども、今現在ほかの現職で何人い らっしゃるのですか、擁護委員は。

それから、ここで、ちょっと私勉強不足で申しわけございませんが、人権擁護委員というのは主な仕事はどんな仕事でしょうか。そこら辺お聞かせください。 以上です。

○議長(佐藤勤君) 答弁を求めます。

町民課長、大竹義則君。

○町民課長(大竹義則君) 現在下郷町には3人の方がいらっしゃいます。地区割りという 形で旭田、楢原、江川に1人ずついらっしゃいます。

今の現在のところ、先ほど言いました旭田につきましては弓田忠夫さん、楢原につきましては神田隆宏さん、江川につきましては、五十嵐博さんがやっております。

仕事の中身なのですが、これは法務局のほうの絡みで、町のほうもあるのですが、人権擁護そのものでございます。DVとか、あるいはそういう人権、子供のいじめとか、そういう関係も含めた全てにわたる人権擁護の仕事でございます。委嘱の関係は、法務

省のほうで委嘱となります。町の委嘱ではございません。

- ○議長(佐藤勤君) 再々質疑ありませんか。
- ○5番(湯田純朗君) ありません。
- ○議長(佐藤勤君) ほかにご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) これで質疑を終わります。

お知らせいたします。人事案件に対する討論は行わないことを通例としております。 したがって、討論を省略し、直ちに採決に移ります。

これから議案第4号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を採決します。 お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例の設定について

○議長(佐藤勤君) 日程第6、議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用 弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

- ○議長(佐藤勤君) 本案について議案の説明を求めます。総務課長、星修二君。
- ○参事兼総務課長(星修二君) 15ページをごらんください。議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、次のページになります。今回の改正につきましては、昨日の予算委員会の中でもご説明申し上げましたが、平成30年度より下郷町歴史的風致維持向上計画の策定を計画しておることから、本計画の策定に向けた協議する場としまして、下郷町歴史的風致維持向上協議会を設置し、その委員報酬額を新たに定めたものでございます。

新旧対照表の1ページをごらんください。第2条関係の別表1の区分に歴史的風致維持向上協議会委員、それから報酬額に日額5,700円と追加するものでございます。

以上でございます。

- ○議長(佐藤勤君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。 3番、室井亜男君。
- ○3番(室井亜男君) これきのう予算のほうでもちょっと質問したのですが、12名ぐらいという、委嘱をしたいというようなことらしいのですが、説明のときに、この12名というものはどのような人を12名、言葉でよく学識経験者なんていうようなことがよくあるのですが、どのような人を結局選ぶ考えなのか、わかったならば教えていただきますよ

うお願いします。

- ○議長(佐藤勤君) 答弁を求めます。総務課長、星修二君。
- ○参事兼総務課長(星修二君) 今現在でございますが、知識、経験を有する者、それから 各種関係団体の代表者、それから関係行政機関の職員、その他町長が必要と認める者と いうことで、委員の数としましては15名以内ということで組織する予定でございます。 なお、この報酬につきましては予算上は12名程度が報酬に該当するものだということ で、予算のほうの措置はさせていただいております。

以上でございます。

- ○議長(佐藤勤君) 再質疑ありませんか。 3番、室井亜男君。
- ○3番(室井亜男君) 今みたいな各種団体の長みたいな学識経験者ということになりますと、いつもの協議会とか、そういうふうなものがつくられるわけですが、町のほうからこういうことですよというようなものもいかがなものでしょうかということで、悪いかいいかということで、大体町の方針に従って、それなりになるということで、ただここに委員になった場合の自分の意見というものはなかなか吐けないというのが今までの協議団体みたいなものですが、このようなことがないように、やはりこの委員になったらば、自分の意見が図れるような、そういうようなものの委員会にしていただきますようお願いを申し上げて、質問というか、要望というものか、やめますけれども、よろしくお願いいたします。
- ○議長(佐藤勤君) 一応答弁を求めます。
- ○3番(室井亜男君) 特に要らないと……
- ○議長(佐藤勤君) 要らないですか。わかりました。 8番、猪股謙喜君。
- ○8番(猪股謙喜君) この人選ですが、先ほどお聞きしましたが、実際に予算の特別委員会の中では、重要文化財ですか、を中心とした事業というような、大まかに言いますとそんな説明だったかなと思いますが、この委員になってほしいというような中での重要建造物とかの保存に関する人たちというのは、大体何名ぐらい、どのような経験者を想定しているのか、説明お願いします。
- ○議長(佐藤勤君) 答弁を求めます。総務課長、星修二君。
- ○参事兼総務課長(星修二君) 猪股議員のご質問でございますが、現段階で人数まではまだはっきり決まっておりませんが、いずれにしましても文化財もございますので、そういう知識を持っている、専門的な知識を持っている方も必要だというふうに考えております。
- ○議長(佐藤勤君) 再質疑ありませんか。(何事か声あり)
- ○議長(佐藤勤君) 5番、湯田純朗君。

- ○5番(湯田純朗君) 今総務課長から関係団体という言葉が出ましたが、その関係団体と いうのはどのような団体でしょうか。具体的にわかれば教えてください。
- ○議長(佐藤勤君) 答弁を求めます。総務課長、星修二君。
- ○参事兼総務課長(星修二君) 今現在まだ詳しくは決まっておりません。今後検討してまいりたいと思います。
- ○議長(佐藤勤君) 再質疑ありませんか。 5番、湯田純朗君。
- ○5番(湯田純朗君) それでは、何も決まっていないということですか。そういうことで しょうか。もう一度お答え願います。
- ○議長(佐藤勤君) 答弁を求めます。総務課長、星修二君。
- ○参事兼総務課長(星修二君) 設置要綱につきましては、案としましては現在作成中でございまして、その中に先ほど申し上げました協議会の組織としまして15名程度の委員を設置するということで、知識の経験を有する者とか関係団体、それから行政関係の職員とか、その他町長が必要と認める者ということで、それらについて今後人選についても検討してまいりたいと考えております。
- ○議長(佐藤勤君) 再々質疑ありませんか。
- ○5番(湯田純朗君) ありません。
- ○議長(佐藤勤君) ほかにご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- ○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。
 - これで質疑を終わります。
 - これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

- ○議長(佐藤勤君) 討論なしと認めます。
 - これで討論を終わります。

これから議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号 下郷町特別会計条例の一部を改正する条例の設定について

○議長(佐藤勤君) 日程第7、議案第6号 下郷町特別会計条例の一部を改正する条例の 設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長(佐藤勤君) 本案について議案の説明を求めます。 総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長(星修二君) 17ページをごらんください。議案第6号 下郷町特別会計 の一部を改正する条例の設定についてでございますが、次のページをごらんください。 今回の改正につきましては、宅地分譲特別会計において残り1区画となっておりました 分譲地が昨年の12月の28日に売却できたことによりまして、下郷町特別会計条例から第 1条第3号を削除し、本会計を廃止するものでございます。

新旧対照表の2ページをごらんください。第1条の第3号、右側になりますが、下郷 町宅地分譲事業特別会計、宅地分譲事業を削除するものでございます。

以上でございます。

- ○議長(佐藤勤君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。 8番、猪股謙喜君。
- ○8番(猪股謙喜君) それでは、特会廃止についての質問をさせていただきますが、まず は全部きれいにできたということで大変喜んでおります。今の総務課長さんは、不動産 屋あたりにまでチラシを配りに行ったというのを私記憶しておりまして、大変売るのに 苦労した物件だったなと思っておりますが、これで全てのものが終わりまして、あと書 類等の保存、それから処分等はどのようにするのかお尋ねします。
- ○議長(佐藤勤君) 答弁を求めます。

総務課長、星修二君。

- ○参事兼総務課長(星修二君) 基本的にこの契約につきましては、特約条項がございます。 というのは、10年間買った土地につきまして、転売とか、そういうものはできないとい うことになっておりますので、10年間は最低保管するという形になると思います。
- ○議長(佐藤勤君) 再質疑ありませんか。
- ○8番(猪股謙喜君) ないです。
- ほかにご質疑ありませんか。 ○議長(佐藤勤君)

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号 下郷町特別会計条例の一部を改正する条例の設定についての件 を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

日程第8 議案第7号 下郷町携帯電話基地局の設置及び管理に関する条例の一部を改 正する条例の設定について

○議長(佐藤勤君) 日程第8、議案第7号 下郷町携帯電話基地局の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

- ○議長(佐藤勤君) 本案について議案の説明を求めます。総務課長、星修二君。
- ○参事兼総務課長(星修二君) 19ページをごらんください。議案第7号 下郷町携帯電話 基地局の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございます が、次のページになります。今回の改正につきましては、新たに新開基地局の設置に伴いまして、第3条の表に追加するものでございます。

新旧対照表の3ページをごらんください。第3条の表の名称に新開基地局、1に下郷町字日影235番地の一部と追加するものでございます。

なお、本基地局につきましては、ソフトバンクとKDDIの2社が参入しております。 以上でございます。

- ○議長(佐藤勤君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。 3番、室井亜男君。
- ○3番(室井亜男君) 総務省から補助金が出るということで、そのときには下郷町全体が 7カ所だったと記憶しているのですが、この新開基地局ができて、この7カ所のうちに 通じないところがあと何カ所あるのか、これだけ教えていただきますようお願いします。
- ○議長(佐藤勤君) 答弁を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長(星修二君) 今年、今年度雑根地区に設置の予定をしております。それをもちまして、現在の段階で通話できないというのは柏木原、それから戸赤ですと木地小屋と赤土、それ以外は通話できているというような状況でございまして、その3つの地区につきましては、通信事業者が参入するかどうかで今後整備するかは決定されるわけでございますが、キャリアというか、事業者そのものが町ではなくて単独でやっているところもありまして、大沢地区とか、そういうところは事業者、NTTドコモがもう既にやっております。町の事業として実施するのは今年が雑根、それから先ほど言いました3つの地区につきましては、例えば今後、そういう事業者が参入したいということであれば、単独でやるか、もしくは町の補助を使ってやるか、どちらかの方法になるかと思います。

以上でございます。

○議長(佐藤勤君) 再質疑ありませんか。

3番、室井亜男君。

- ○3番(室井亜男君) 大倉は通じるのだっけか、大倉。この一言だけ。
- ○議長(佐藤勤君) 答弁を求めます。

星修二君。総務課長。

- ○参事兼総務課長(星修二君) 大倉につきましては、NTTドコモでもう整備済みでございます。
- ○議長(佐藤勤君) ほかにご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号 下郷町携帯電話基地局の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第8号 下郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定につい て

日程第10 議案第9号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について

○議長(佐藤勤君) この際、日程第9、議案第8号 下郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について、日程第10、議案第9号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定についての2件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

- ○議長(佐藤勤君) 議案第8号及び議案第9号について、順次議案の説明を求めます。 町民課長、大竹義則君。
- ○町民課長(大竹義則君) それでは、議案第8号 下郷町国民健康保険条例の一部を改正 する条例の設定についてご説明申し上げます。

議案書の22ページと、あわせて新旧対照表の4ページをお開き願いたいと思います。 現在、国民健康保険は、市町村が運営を担っておりますが、平成27年5月27日に成立した持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律により、平成30年度から都道府県が国保の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や 効率的な事業の確保等中心的な役割を担うこととなります。この制度改革に伴い、条例 の一部を改正するものでございます。

また、平成30年度から市町村が保険給付に要する費用を全額県が保険給付費交付金として交付することとなるため、基金の役割が変わるため、条例改正を行うものです。

それでは、新旧対照表の改正後により説明させていただきます。国民健康保険法の改正により第1章において、この町が行う国民健康保険の事務が追加され、第2章において、国民健康保険法第11条の市町村の国民健康保険運営協議会を置くと改正されたため、下郷町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に改めるものです。

また、第14条第1項を国民健康保険事業の健全な運営に必要な財源に充てるため、国民健康保険事業基金(以下「基金」という。)を設置するに改め、第14条の2を削るものです。第15条につきましては、基金として積み立てる額は、予算をもって定めるものとするに改正するものでございます。

また、附則におきまして、この条例につきまして平成30年4月1日から施行し、また特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、別表第1中、国民健康保険運営協議会委員を下郷町の国民健康保険事業の運営に関する協議会委員とするものです。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第9号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定についてご説明を申し上げます。議案書24ページと、あわせて新旧対照表の6ページをお開き願いたいと思います。地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布され、平成30年4月1日から施行される地方税法第730条の4第2項の改正に合わせ、条例改正を行うものです。

それでは、新旧対照表の改正後により説明させていただきます。これまでの課税額は、第2条におきまして、国民健康保険に要する費用、後期高齢者支援金等、介護納付金等に必要な額の合算額と定義されていましたが、平成30年度から国民健康保険の財政運営主体が県になるのに合わせ、定義が国民健康保険事業に要する費用、福島県の国民健康保険に関する特別会計において、負担する納付金に充てることとされたために改正するものでございます。

施行期日につきましては、平成30年4月1日となります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤勤君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号 下郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について

の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第9号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。 ただいまより休憩します。(午前10時59分)

○議長(佐藤勤君) 再開いたします。(午前11時10分)

日程第 1 1 議案第 1 0 号 下郷町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 の設定について

○議長(佐藤勤君) 日程第11、議案第10号 下郷町後期高齢者医療に関する条例の一部を 改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

- ○議長(佐藤勤君) 本案について議案の説明を求めます。 町民課長、大竹義則君。
- ○町民課長(大竹義則君) それでは、議案第10号 下郷町後期高齢者医療に関する条例の 一部を改正する条例の設定についてご説明を申し上げます。

議案書27ページと、あわせて新旧対照表9ページをお開き願いたいと思います。平成30年4月1日より持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する制令が施行され、住所地特例に係る事務の取り扱いが見直されたため、改正するものでございます。

ここで、住所地特例とはということでご説明申し上げます。被保険者が住所地以外の 市町村に所在する介護保険施設等に入所または入居することで、施設等の所在市町村に 住所を変更した場合、住所を移す前の市町村が引き続き保険者となる特例措置でござい ます。

中身なのですが、施設等を抱える市町村に当該市町村以外に住所を持つ利用者が施設等の入所等で住所を変更した場合、施設を抱える市町村が保険者となると当該保険者の負担が新規に発生し、財政を圧迫します。それらを防ぎ、保険者の負担が過大にならないようにするための措置でございます。

内容につきましては、これからご説明をします。国民健康保険の被保険者であって、国民健康保険法の規定による住所地特例の適用を受けて、従前の住所地の市町村の被保険者とされている者が後期高齢者医療制度に加入した場合はその住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となるため、新設された規定に基づく被保険者を本町の保険料徴収対象者に追加するため、改正を行うものでございます。

第3条関係につきましては、所要の整理を行うものでございます。

施行期日につきましては、平成30年4月1日となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- ○議長(佐藤勤君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。 3番、室井亜男君。
- ○3番(室井亜男君) こういうようなものを4月1日から、これ予算というか、こういう の出た場合に何人ぐらい該当する者がいたのか、そういうふうなものがわかったならば 教えていただきますようお願いします。
- ○議長(佐藤勤君) 答弁を求めます。町民課長、大竹義則君。
- ○町民課長(大竹義則君) 国民健康保険の住所地特例を引き続き持ったまま後期高齢者に移るということですので、現在の後期高齢者医療だけの住所地特例はあるのですが、福島県広域連合ということの中身にしますと、下郷町からほかの県外で入所している方はいらっしゃいません。ただ、国保の住所地特例は現在12名の方が、例えばあかまつ荘とか南郷ホームとか、いろんなところに行っていて、住所を移していらっしゃいます。それは、町の国民健康保険を使ってやっているということで、住所地特例で払っております。ですから、この住所地特例を引き続き持ったまま後期高齢者に行くということになりますと、今最高で70歳の方が住所地特例を受けておりますので、あと4年くらいは後期高齢のほうには、どっちにしろ福島県の中ですから、同じになってしまうのですが、県外に行った場合は広域連合が変わりますので、その場合には住所地特例を持ったまま行くということになります。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤勤君) ほかにご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号 下郷町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の設 定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第11号 下郷町小中学校入学祝金支給条例の設定について

○議長(佐藤勤君) 日程第12、議案第11号 下郷町小中学校入学祝金支給条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長(佐藤勤君) 本案について議案の説明を求めます。

健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長(渡部善一君) それでは、議案第11号 下郷町小中学校入学祝金支給条例 の設定についてご説明申し上げます。

議案書の29ページをお開きいただきたいと思います。ご提案申し上げます本条例は、本町の時代を担う児童生徒が学校教育法に定める小学校、中学校及び特別支援学校の小学部、中学部へ入学したとき、入学する児童生徒の保護者に対し、入学祝金を支給することにより、保護者の経済的負担を軽減するとともに、児童及び生徒の健全な成長と子育てを支援するため、入学祝金を支給する本条例を制定するものでございます。

第1条の目的につきましては、ただいま申し上げました入学祝金の支給の趣旨が条項 になっております。

第2条の支給対象者につきましては、本町に住所を有し、小学校、中学校等に入学する児童生徒を養育している町内に居住する保護者という条項になってございます。

第3条の祝金の額につきましては、入学者1人につき3万円と金額を定める条項となっております。

第4条の祝金の支給につきましては、支給する時期を原則4月と定める条項となって おります。

第5条の規則への委任につきましては、この条例に定めるもののほか、規則により申請等の手続方法、諸様式を定める条項になっております。

附則では、この条例の施行日を平成30年4月1日といたしまして、これにより、これまでの下郷町小学校入学祝金支給条例を廃止するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- ○議長(佐藤勤君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。 6番、小椋淑孝君。
- ○6番(小椋淑孝君) 質問させていただきます。

小中学校入学祝金、これはとてもいいことだと思うのですが、該当する生徒は小学校 何名、中学校何名になるのか。

それと、4月中に支給するとあるのは手渡しをするのか、振り込みにするのか、その 辺を教えていただきたいと思います。 ○議長(佐藤勤君) 答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長(渡部善一君) それでは、該当する児童生徒の数でございますが、支給対象者としまして、小学校は22名、中学校は41名ということでございます。 4月と定めると申しますのは、それぞれ入学式の日に手渡しで保護者のほうにお配りするということで考えてございます。

以上でございます。

- ○議長(佐藤勤君) 再質疑ありませんか。
- ○6番(小椋淑孝君) ありません。
- ○議長(佐藤勤君) 3番、室井亜男君。
- ○3番(室井亜男君) 4月中に入学をした人だけがもらえるということではなく、転校した子供たちにもやっぱり与えるべきではないだろうかと。それ相当の事情があって転校するわけでございますので、やはり下郷町に住みたいという人がいたならば、それについてくる子供がいるわけですから、転校する者もやっぱりある意味条文に私は載せるべきではなかったのかなと、このように思います。教育次長、ここ二、三年で転入というか、転校というのが何人ぐらいおったのか。おったならば教えてください。
- ○議長(佐藤勤君) 答弁を求めます。

教育次長、渡部清一君。

○教育次長(渡部清一君) 室井議員の質問でございますが、毎年転入される方というのは 公務員、例えば警察官のお子さんとか、その方々が主でございます。それ以外の方で転 入してくるというのは、ここ二、三年ございません。楢原駐在さん、江川駐在さん、1 人、2人ずつの転入でございます。

以上です。

- ○議長(佐藤勤君) 健康福祉課長、渡部善一君。
- ○健康福祉課長(渡部善一君) 室井議員おっしゃいますように、転入につきましても、例 えば異動などでありますと、4月1日付かと思います。それで、転入してきた場合、入 学式に間に合えば、その子も対象として支給するという考えでおります。

以上でございます。

- ○議長(佐藤勤君) 再質疑ありませんか。3番、室井亜男君。
- ○3番(室井亜男君) こういう条例をつくる場合に一番最後のほうに、ただし町長が認めた場合にはこの限りにあらずと、こういうふうなことをつけておくと、そういうふうなこともできるのではないだろうかと、こういうようなことを今後考えていただきますようお願い申し上げます。
- ○議長(佐藤勤君) いいですか。ほかにご質疑ありませんか。 8番、猪股謙喜君。
- ○8番(猪股謙喜君) 条例の条文についての説明を求めますが、まず質問としてはこの第 1条、終わりのほうに入学祝金を支給することにより、ちょっと飛ばして、児童及び生

徒の健全な育成を支援するということを目的とするということですが、この祝金を支給することで、どのように児童及び生徒の健全な育成を支援となるのか、その想定、この条文をつくったときの想定はどうなっていたのかお尋ねします。

次に、室井議員が2条の3項を質問してしまいましたので、ここ私も質問したかったのですが、室井議員の後ついて、特に必要とした部分、4月転入者で、なおかつ入学式に間に合った場合というふうに説明がありましたが、例えば職業によっては6月転勤とか、そういう人たちも、下郷にはいないのかもしれませんが、そういう団体職員だとか、特別な人の職員というのは4月転勤ではなくて、そのほかの転勤が一般的な業種の人たちもいます。そういった意味で、それで新入学と同じ、中学校1年生なり小学校1年生として下郷町に転入された場合は、この2条の3項、特に必要と認めるという場合に当てはまるのかどうか、お尋ねします。

それから、4条、やむを得ない事情があるときにはこの限りでないということですが、 これも2条の3項と4条というのはうまく組み合わさる可能性もあるのですが、ここら 辺やむを得ない事情というのは転入者のやむを得ない事情なのか、逆に町が、国が予算 が通らなくて交付金が見込めないからというような事態があって、町に財政的な余裕が なくて支払えないという状態を想定しているのかどうなのかというのをお尋ねします。

○議長(佐藤勤君) 答弁を求めます。

健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長(渡部善一君) それでは、第1条の健全な育成ということでございますが、 これはその入学する児童生徒の保護者に支給することによって、経済的な負担を軽減す ることによって、その児童生徒を健全に育成できるというふうな考えでございます。

あと、6月転勤の場合、該当するのかということでございますが、6月転勤の場合は 入学式は4月ですので、どこかの小学校、中学校に一度は入学しているのだろうと思い ます。それまでどこにも入学しないということは考えられませんので、6月転勤という ものについては祝金を支給することは考えておりません。

あと、4条のやむを得ない事情と申しますのは、祝金を4月中に支給するということを設定しておりますが、何らかの事情で4月に支給できないということで、これはやむを得ない事情と想定しますのは、何らかの災害ですとか、その入学資金のときに支給できない事情ということで、自然災害ですとか、そういうものを想定してございます。

以上でございます。

○議長(佐藤勤君) 再質疑ありませんか。

8番、猪股謙喜君。

○8番(猪股謙喜君) それでは、再質疑いたします。

1条で保護者がこの入学祝金で子供の健全な育成という方向に使ってほしいという希望を書いたという解釈でよろしいのかどうか。

それから、6月転勤はほかで入学しているから、入学祝金は場合によってはよそでやっているかもしれないというような意味合いなのか、勝手に想像しているのです。課長が別に言っているわけではないです。私の勝手な想像で、よそでこういった祝金みたい

なのがもらっている可能性があるから、二重渡しになってしまうのではないかというようなおそれで6月転勤は、4月以降の該当、新1年生、中学1年生、小学1年生には支給しないというような答弁だったのですが、よそがどうであれ、下郷に来れば入学祝金があるよというような解釈の仕方でも私はいいのではないのかなと、せっかくつくった制度ですから。ただ、転勤した人がまた転勤して、数年後また町からいなくなってしまうというような、転勤者にはよくあることではありますが、それでも下郷は子育てにいいところだよというような意味合いで考えれば、そんなに厳格にと言うとおかしいのですが、考えなくてもいいような気はするのですが、町長、どうでしょう、そこら辺は。もっと今後柔軟な対応という部分、町長が特に必要とするものという条項ですので、そこら辺は担当課とやはりよく、担当課のほうが町長によく相談してもいいような部分ではないのかなというように思われますのですが、町長と言ってしまいましたけれども、課長さん、どうでしょうか。

それから、4条、災害等ということで、町の懐は大丈夫だよという解釈でよろしいのですか。4月に支給する部分ですので、該当する小学生、中学生ぐらいの金額は現金でどんなことがあっても渡せると、普通であれば渡せるということでよろしいのですか、災害以外、町の財政状況という部分は大丈夫だということですね。回答お願いします。

○議長(佐藤勤君) 答弁を求めます。

健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長(渡部善一君) 猪股議員ご質問の先の2点につきましては、議員おっしゃられるとおりの考えでございます。

あと、4条につきましては、これは財政的なものではなく、物理的に渡せないという ことでございますので、そういうことで考えております。よろしくお願いします。

○議長(佐藤勤君) 再々質疑はありませんか。

8番、猪股謙喜君。

○8番(猪股謙喜君) では、最後の質問で。

4条、物理的な部分ということで理解しました。

なお、規則で定めるということですが、これ規則できているのか、これからつくるのか、それをお尋ねして終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(佐藤勤君) 答弁を求めます。

健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長(渡部善一君) 規則の素案については、できております。条例を可決いた だいた後に決裁をいただくというふうなことになってございます。

以上です。

○議長(佐藤勤君) ほかにご質疑ありませんか。

11番、佐藤盛雄君。

○11番(佐藤盛雄君) お尋ねします。

子宝祝金条例ができたときは、要するにここに定住する人のために子宝祝金を渡すということで、弁護士等に相談して、下郷に転入してから3年の経過要件、それから嫡出

子で第3子目に与えるのだというようなことでハードルを高くした経緯があります。その後、保育所の保育料をただにするとか、そういったいろんな子育で支援体制に対しているいろ施策をやってきましたけれども、1つは、私はやっぱりここに住んで、生まれて、ここで育った人に祝金を上げるという、要するに定住者のための施策として私は重視すべきだと思っております。ですから、要するに転勤族で4月1日に転入してきた、1年たったら、ほかに転入してしまうというようなことを、今までの質問の中の経過とすれば広く考えるべきだという意見もあるのでしょうけれども、私はここで生まれ育って、また町外からここにUターンした、やっぱりそういう人に重きを置けるべきではないかと、子宝祝金条例と1つのセットで考えた場合です。と思いますが、子宝祝金との整合性に対してどのようにまずお考えであるか。

それから、保護者の考え方、いろいろ再婚して、子供たくさんおられます。籍を入れないで同居する場合もあります。ですから、保護者の扱い、要するに子が嫡出子であるかどうか、扶養義務者であるのかどうか、その辺の考え方もきちっとしていないと、問題が起きる可能性としてはあると思います。ですから、その辺どのようにお考えであるかどうか、この2点お伺いいたします。

○議長(佐藤勤君) 答弁を求めます。

健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長(渡部善一君) それでは、佐藤盛雄議員のご質問にお答えします。

子宝祝金のハードルが高い部分ございますが、この入学祝金については、子育て支援という観点から、それとは別個に3年とか、そういう要件はつけないで支給したい。あと、入学式の日に支給するものですから、もらえる子ともらえない子が出てきてしまうのはちょっとあれですので、そればかりではございませんが、そういうふうにあまりハードルを、子育て支援の観点からハードルは高くしておりません。

対象者としましては、子供を養育しているという保護者に支給するというふうな考え でおります。

- ○議長(佐藤勤君) 再質疑ありませんか。
- ○11番(佐藤盛雄君) ありません。
- ○議長(佐藤勤君) 5番、湯田純朗君。
- ○5番(湯田純朗君) 入学祝金、質問出ていますが、この条例の第2条ですか、第2項のことが3項で前項、2項の規定にかかわらず町長が特に必要と認めるときはということは、かかわらずということは、2項では住所要件を多分言っているのですよね。3項では、かかわらずということは、住所がなくてもいいというふうなふうに私は捉えるのですけれども、そこら辺の町長が特に必要と認めるときとはどんなときなのでしょうか。

それから、3条の小中学校入学祝金一律3万円、小学校の入学と中学校の入学というの保護者にしますと、入学の準備が全然違うわけですよね。下郷中の制服でも結構いい値段するのですよね。それ一律、生まれたばかりだと、普通民間ですとお祝金だと1万円でご祝儀持っていくのでしょうけれども、それ小学校、どうせくれるのであれば、3万円、5万円とかにしたほうが私はいいのではないのかなと思いますけれども、そこら

辺の考えどうでしょうか、お聞きします。

○議長(佐藤勤君) 答弁を求めます。

健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長(渡部善一君) 湯田純朗議員の質問にお答えいたします。

支給対象者の住所要件でございますが、2項で町内の本町の住民基本台帳に記録され 云々という、そして居住しているとございますが、参考によって例外規定として、町長 が特に必要と認めるときということで、これは何らかの事情があって、そういうことも あろうかという想定のもとにこの例外規定を設けてございます。

あと、祝金の額につきましては、制服を買う金額ではございませんので、あくまでも 祝金ということで、3万円ということで金額を設定しておりますので、どうぞご理解を いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長(佐藤勤君) 再質疑ありませんか。

5番、湯田純朗君。

- ○5番(湯田純朗君) 課長、今の何らかのということ、その何らかが何なのか私聞いているのです。何らかの、つまり第2項の規定にかかわらず、町長が特に必要と定めるものと、こういう定めるもの、特にというのは、これは具体的にどういうことだと私聞いているのですけれども、何らかの事情ではなくて、具体的に挙げられる例を、そういう状態があれば教えてください。
- ○議長(佐藤勤君) 答弁を求めます。

健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長(渡部善一君) 2項の特例規定につきましては、考えられるものとしましては、例えば家族がほかの町外、県外にいらっしゃって、何らかの介護ですとか、病気ですとか、そういうので面倒を見なければならないとかが想定されるかと思います。そのほかにもいろいろあるかと思いますが、今ちょっと考えつくのはそんなことでございます。

以上でございます。

- ○議長(佐藤勤君) 再々質疑ありませんか。 5番、湯田純朗君。
- ○5番(湯田純朗君) これは、今課長が申したのは保護者の話ですか。子供が何らかの云々というのは、ここにいなければ、入学祝金もらえないわけですから、4月現在。4月現在の入学式に間に合わないともらえないという状態ですので、何らかのというのは、要するに単純に言うと、住所がなくてもくれると、町長の目にかなったものはくれるということですか、特に認めた場合というのは。そういうことになってしまうと、何でもくれてしまうのかなと。町長の判断次第では誰でもいただけると、こういう状態ですか。それとも、まさか地震災害が起きて下郷から、住所はここにあるけれども、行ってしまったというの、それは多分該当しないと思うのです。4月何日に入学式に間に合う者と先ほど申しましたので、そうするとなかなか私、それにかかわらずというのは想定でき

がたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長(佐藤勤君) 答弁を求めます。

健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長(渡部善一君) この3項の特例は、祝金の支給対象者ということでございますので、保護者を捉えております。

以上でございます。

○議長(佐藤勤君) 3回で終わりますので。ほかにご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号 下郷町小中学校入学祝金支給条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第12号 下郷町介護保険条例の一部を改正する条例の設定について

○議長(佐藤勤君) 日程第13、議案第12号 下郷町介護保険条例の一部を改正する条例の 設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長(佐藤勤君) 本案について議案の説明を求めます。

健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長(渡部善一君) それでは、議案第12号 下郷町介護保険条例の一部を改正 する条例の設定についてご説明いたします。

介護保険制度につきましては、平成12年度の創設以来18年を経過しようとしております。介護保険事業計画は、3年ごとに見直しを行い、介護保険料につきましてもこれまでの給付実績等により今後の見込み量を推計しまして、今後3カ年の給付費が賄える介護保険料を設定するものでございます。

本町の介護保険の現状を見ますと、介護保険制度への理解も進み、定着してまいりましたことから、介護認定者数が増加し、それに伴い、介護サービス給付費も年々増加しております。特に平成26年度及び平成27年度において、本町及び南会津町に特別養護老人ホームが開所しましたことから、施設介護サービス給付費が大きく伸びている状況に

ございます。このような状況を踏まえながら、平成30年度から平成32年度までの3年間 を計画期間とする第7期介護保険事業計画を策定したところでございます。

なお、策定に当たりましては、医療、保険、福祉の各関係者並びに有識者からなる下郷町介護保険運営協議会においてご審議いただいております。

介護保険料の算定につきましては、団塊の世代が全員後期高齢者となる平成37年を見据え、さらには施設入所者数の増加を見込んだ保険料の設定となっております。

また、第6期計画から所得水準に応じてきめ細かな保険料の設定を行うため、保険料の標準所得段階が6段階から9段階となってございます。

さらに、低所得者の保険料の負担軽減を図るために、公費を投入しまして、引き続き この負担軽減を実施されることとなったところでございます。

それでは、議案書の31ページと新旧対照表の11ページをお開きいただきたいと思います。介護保険料につきましては、介護保険法施行令第38条、保険料率の算定に関する基準により定められております。新旧対照表でご説明いたしますと、第3条につきましては、保険料率の年度を平成27年度から平成29年度までを、平成30年度から平成32年度までに改正するものでございます。

介護保険料の基準額となります第5号の保険料は、新旧対照表の現行で5万8,800円、改正額で7万4,400円、これが各段階の基準額となり、課税、非課税、所得金額等によりまして9段階に分かれ、各段階の保険料率が定められております。

第1号につきましては、基準額の10分の5の保険料率で、現行の2万9,400円から3万7,200円に改正し、年額7,800円を増額するものでございます。

第2号につきましては、基準額の10分の7.5の保険料率で、保険料を現行の4万4,100円から5万5,800円に改正しまして、年額で1万1,700円を増額するものでございます。

第3号につきましては、基準額の10分の7.5の保険料率で、保険料を現行の4万4,100円から5万5,800円に改正しまして、年額で1万1,700円を増額するものでございます。

第4号につきましては、基準額の10分の9の保険料率で、保険料を現行の5万2,920円から6万6,960円に改正し、年額1万4,040円増額するものでございます。

第5号につきましては、保険料率の基準額としまして、保険料を現行の5万8,800円から7万4,400円に改正しまして、年額1万5,600円増額するものでございます。

第6号につきましては、基準額の10分の10の保険料率で、現行の7万560円から8万9,280円に改正しまして、年額1万8,720円増額するものでございます。

第7号につきましては、基準額の10分の13の保険料率で、現行の7万6,440円から9万6,720円に改正しまして、年額2万280円増額するものでございます。

第8号につきましては、基準額の10分の15の保険料率で、現行の8万8,200円から11万 1,600円に改正し、年額2万3,400円増額するものでございます。

第9号につきましては、基準額の10分の17の保険料率で現行の9万9,960円から12万6,480円に改正し、年額2万6,520円増額するものでございます。

また、第2項につきましては、今後さらなる高齢化に伴い、介護費用増加と保険料負担水準上昇が避けられない中、制度を持続可能なものとするため、公費を投入しまして、

低所得者の保険料の負担軽減を行う仕組みとなっております。

内容は、第1項の規定にかかわらず第1号の保険料の減額賦課を行うもので、基準額の10分の5の保険料率から、さらに10分の0.5を軽減し、10分の4.5とし、保険料を年額3万3,480円とするものでございます。

また、減額賦課の実施年度を引き続き平成30年度から32年度まで実施するものでございます。

また、附則の第1条によりまして、本条例の施行期日を平成30年4月1日としまして、 第2条により経過措置を定めるものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤勤君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号 下郷町介護保険条例の一部を改正する条例の設定についての件 を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

- 日程第14 議案第13号 下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業 の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改 正する条例の設定について
- 日程第15 議案第14号 下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の設定について
- 日程第16 議案第15号 下郷町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人 員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のた めの効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を 改正する条例の設定について
- ○議長(佐藤勤君) この際、日程第14、議案第13号 下郷町介護保険法に基づく指定地域 密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する

条例の設定についての件から日程第16 議案第15号 下郷町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の設定についてまでの3件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長(佐藤勤君) 議案第13号、議案第14号及び議案第15号について、順次議案の説明を 求めます。

健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長(渡部善一君) それでは、議案第13号 下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

議案書の33ページ及び新旧対照表の12ページをお開きいただきたいと思います。今回の条例改正は、介護保険法の改正及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令第3条により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴いまして、下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正するものでございます。

主な内容といたしまして、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律によりまして、新たに介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法にまたがった共生型サービスが開始されることに伴い、共生型サービスの基準を追加し、さらには日常的な医学管理やみとり、ターミナルケア等の医療機能と生活施設としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設として従来の介護療養型医療施設にかわり、介護医療院が創設されますことから、その項目を追加し、また身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、それらの措置を講じるために、運営基準の見直しを図ることなどでございます。

それでは、改正部分の主なものについてご説明いたします。議案書は33ページから、新旧対照表は12ページからとなります。新旧対照表でご説明いたしますと、まず目次でございますが、15ページの改正前の欄にあります第10章、地域密着型通所介護を条例上の構成の面から12ページの改正後の欄の第3章の次に第3章の2、地域密着型通所介護とし、第4節の次に第5節として共生型地域密着型サービスに関する基準を加え、指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準を第6節とするものでございます。

続きまして、本文の第1条の趣旨に共生型地域密着型サービスの事業に係る部分を加え、共生型地域密着型サービスの基準となる規定を追加するものでございます。

次に、15ページから16ページにまたがりますが、第2条の定義につきまして、第1項の第4号を第7号とし、第3号を第5号とし、第5号の次に第6号として共生型地域密

着型サービスの定義を加えるものでございます。

同様に第1号を第3号、第2号を第4号としまして、第1号に地域密着型サービス事業者の定義を、第2号に指定地域密着型サービス事業者または指定地域密着型サービスの定義を加えるものでございます。

第6条につきましては、第2項の町長を厚生労働大臣に、ただし書き部分の福島県条例関係を厚生省令関係に改め、本条例の引用先をこれ以降厚生労働省令とするものでございます。

続いて、17ページになりますが、第5項にオペレーターが兼務可能な同一敷地内に所在する施設等に第12号として介護医療院を追加しまして、また第7項及び第8項では、随時対応サービス時間帯について、午後6時から午前8時までを24時間に変更するものでございます。

飛びまして21ページになりますが、先ほど目次において申し上げましたように、第10章、地域密着型通所介護を第3章の2、地域密着型通所介護としまして、条名も203条から239条を第59条の2からとし、第4節の次に第5節としまして共生型地域密着型サービスに関する基準を加え、共生型地域密着型通所介護の基準を定めており、指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準を第6節とするものでございます。

飛びまして44ページの第4章、認知症対応型通所介護に係ります第65条につきましては、共用型指定認知症対応型通所介護、共用型と申しますのは認知症対応型共同生活介護事業の居間または食堂において施設の利用者、入所者とともに行う通所介護、デイサービスのことでございます。そのうちユニット型、これは個室でございますが、指定地域密着型介護老人福祉施設において行われる認知症通所介護の利用定員について、施設ごとに3人以下からユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が12人以下に変更となります。

飛びまして51ページから52ページになりますが、第6章の認知症対応型共同生活介護に係ります第117条におきましては、第7項としまして身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3カ月に1回以上開催するとともに、その結果について介護従事者、その他の従事者に周知徹底を図るなどの措置を講じなければならないこととする基準などを定めなければならないことが加えられ、同様に54ページ、第7章、地域密着型特定入居者生活介護に係ります第138条第6項にも同様に58ページ、第8章、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係ります157条6項に加えられてございます。

また、58ページから59ページにまたがりますが、165条の2において、入所者の病状の 急変が生じた場合の医師との連携方法、緊急時等における対応方法等を定めておかなけ ればならない旨が定められました。

61ページ、182条第8項に同じく第8章、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 のユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に係る身体的拘束等の適正化を図るため の措置が加えられております。

63ページの191条から68ページの199条までは指定看護小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所の基準について定められております。

なお、そのほかにつきましては、文言の整理、条ずれ等について整理し、また附則において経過措置を定め、本条例の施行期日を平成30年4月1日とするものでございます。続きまして、議案第14号 下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の設定についてご説明いたします。議案書の59ページ及び新旧対照表の91ページをお開きいただきたいと思います。今回の条例改正は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令第6条によりまして、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴いまして、下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正するものでございます。

主な内容は、議案第13号でご説明申し上げましたが、新たに日常的な医学管理やみとり、ターミナルケアの医療機能と生活施設としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設として従来の介護療養型医療施設にかわり、介護医療院が創設されますことから、その項目を加え、また身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点からそれらの措置を講じるための運営基準の見直しを図ることでございます。

続きまして、議案第15号 下郷町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。議案書の62ページ及び新旧対照表の99ページをお開きいただきたいと思います。今回の条例改正は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令第5条によります指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴いまして、下郷町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正部分の主なものについてご説明申し上げます。議案書の62ページ及び新旧対照表の99ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表でご説明申し上げますと、第2条第4項に指定介護予防支援事業者が連携に努めなければならない施設として障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者を加えます。

次に、第5条第2項及び第3項に利用者の権利及び指定介護予防支援事業者の説明責任を加えます。

第31条第9号につきましては、サービス計画作成のため、サービス担当者会議には利

用者及びその家族の参加を基本とする旨を加えます。

同じく第12号につきましては、引用先を厚生労働省令とするため、県条例を厚生労働 省令に改めます。

同じく第13号につきましては、第12号同様、引用先を厚生労働省令とするため、県基 準条例を厚生労働省令基準に改めます。

次に、同条第14号の次に14号の2として利用者の服薬状況等の利用者の生活状況に係る状況を利用者の同意を得て主治医等に提供する旨の規定を追加するものでございます。 次に、同条第12号のイにおいては、引用先を福島県条例から厚生労働省令に改めるものでございます。

次に、同条第21号の次に21号の2としまして、担当者が介護予防サービス計画を作成 した際、その計画を主治医に交付しなければならない旨の規定を追加するものでござい ます。

その他、条、項ずれ等が生じているため、整理するものでございます。

また、附則において、本条例の施行期日を30年4月1日とするものでございます。 以上、よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤勤君) 正午となりましたが、このまま会議を続行したいと思います。ご協力 をお願いいたします。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、猪股謙喜君。

○8番(猪股謙喜君) ちょっと質問させていただきますが、ここでいう町内の指定事業所 というのはどういうものがあるのか。

それから、この条例に基づいて、町はどのようにそういった指定事業者に対しての、 実際にこの条例どおりにサービスを行っているかというチェック等を町がするのかどう なのか、その2点について質問いたします。

○議長(佐藤勤君) 答弁を求めます。

健康福祉課長、渡部善一君。

- ○健康福祉課長(渡部善一君) 指定地域密着型サービスにつきましては、現在町内には郷の家のグループホームがございます。それにつきましては、町が指定権限がございますので、町でいろいろな面でやっていくわけでございますが、何分専門的な知識がない面もございますので、県のご協力を仰ぎながらこれから進めていくということで、事務検査とか、そういうものについて、県と一緒にやらせていただいておりますので、今後もそのような形で進めていきたいと思っております。
- ○議長(佐藤勤君) 再質疑ありませんか。
- ○8番(猪股謙喜君) ありません。
- ○議長(佐藤勤君) 3番、室井亜男君。
- ○3番(室井亜男君) 地域密着型というのは、今わかったのですが、共生型地域密着型というのは、これはどこでやっているわけですか。名前がちょっと、私らも聞いていて、いろいろわからない。指定療養通所介護事業者、これはどこでどういうふうにやってい

るのか、町内は。この事業者の名前がちょっとわからないのです。健康福祉課長がただ 読み上げただけで、ずっと聞いていただけなのですが、下郷町では、今言われたような、 例えばレジデンスふじの郷は、今説明した中でどのようなことをやっているのか。また は、湯野上にある社会福祉協議会の、あれはどのようなことやっているのか。それから、 佐藤病院でやっている、今言われた郷の家というのはどの辺でやっておられるのか。または、 檜原にある特老というのは何をやっているのか。この4つに対してどういうよう なことをやっているのか、これちょっと説明お願いしたいのですが、指定介護予防支援 事業者、いつからこれやっているのか。この4つをちょっと教えてください。

○議長(佐藤勤君) 答弁を求めます。

健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長(渡部善一君) ただいま室井議員からご質問のありました共生型サービスと申しますのは、今度新たに開始されるものでございまして、これは介護保険と障害者総合支援法、あと児童福祉、この3つにまたがったものを共生型サービスということで、1つの免許と申しますか、届出をしていれば、介護も障害も児童福祉法もできるというようなことでございまして、これはこれから始まるものでございます。

あと、指定地域密着型につきましては、これは町が指定権を許認可権を持っているものでございまして、これは町、町内で申し上げますと、先ほど申しました郷の家がこの指定地域密着型に該当します。

あと、そのほかの特別養護老人ホームの下郷ホームレジデンスにつきましては、これは県指定でございますので、このあれには該当はしておりません。

以上でございます。

(何事か声あり)

- ○健康福祉課長(渡部善一君) 社会福祉協議会のデイサービスセンターにつきましては、 昨年地域密着型に移行しましたので、これに該当しております。
- ○3番(室井亜男君) 檜原のほうも該当するのだな。
- ○健康福祉課長(渡部善一君) 該当しません。
- ○議長(佐藤勤君) 再質疑ありますか。
- ○3番(室井亜男君) わからない。
- ○議長(佐藤勤君) ないですか。ほかにご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号 下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を 採決します。 お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第14号 下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの 事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のた めの効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の設定について の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第15号 下郷町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及 び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基 準に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまより休憩します。(午後 0時14分)

○議長(佐藤勤君) 再開に先立ち、ご連絡いたします。今定例会に説明員として出席を求めた者のうち、代表監査委員、渡部正晴君が所用のため、本日の午後の会議は欠席となりますので、ご了承願います。

再開いたします。(午後 1時00分)

日程第17 議案第16号 下郷町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する 基準を定める条例の設定について

○議長(佐藤勤君) 日程第17、議案第16号 下郷町指定居宅介護支援等の事業の人員及び 運営に関する基準を定める条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長(佐藤勤君) 本案について議案の説明を求めます。

健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長(渡部善一君) それでは、議案第16号 下郷町指定居宅介護支援等の事業 の人員及び運営に関する基準を定める条例の設定についてご説明いたします。

議案書の65ページからとなります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推

進を図るための関係法律の整備に関する法律、一括法でございますが、による介護保険 法の一部改正に伴いまして、従来都道府県指定都市及び中核市の条例で定めることとさ れていました指定居宅介護支援に関する基準については、平成30年4月1日より市町村 の条例で定めることとされました。このことによりまして、本町における当該基準等に ついて新たに条例を制定するものでございます。

条例の制定に当たりましては、国の基準に従い、または参酌し、定める必要があります。原則国が定める基準と同一の基準としますが、参酌すべき基準につきましては、地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるものでありますが、本町の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、原則として国の基準のとおりとします。ただし、居宅介護支援の利用者等の保護、事業者におけるサービスの質の確保、向上、本町の既存条例及びこれまで定められていた福島県条例との整合性の観点から独自に定める基準を決定し、反映させることといたします。

独自の基準といたしましては、保存すべき記録の保存期間を国の基準では2年間となっておりますが、本条例においては76ページ、第32条、記録の整備の第2項において5年間とするものでございます。

その理由といたしまして、事業者が不適正な介護報酬を受け取ったことが明らかになったとき、保険者はその介護報酬の返還請求をすることになりますが、返還請求の消滅事項は地方自治法第236条第1項の規定により、事業者が介護報酬を受け取ってから5年となっております。これに対して国の基準では、保存すべき記録の保存期間が2年と定められているため、返還額の確定等に必要な記録が事業所に残されておらず、保険者による事実の確認が困難な状況となり、不適正な介護報酬の返還を請求できない場合があり得ますことから、保存期間を5年とするものでございます。これ以外につきましては、国の示す基準のとおりとなっております。

なお、附則により本条例の施行期日を平成30年4月1日といたしますが、第16条第20号 の施行については平成30年10月1日からとするものでございます。

また、経過措置といたしまして、指定居宅介護支援事業者は事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならず、その管理者は主任介護支援専門員でなければなりませんが、 平成33年3月31日までは資格要件はなく、常勤の管理者であればよいというものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

- ○議長(佐藤勤君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。
 - (「なし」の声あり)
- ○議長(佐藤勤君) 質疑なしと認めます。
 - これで質疑を終わります。
 - これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号 下郷町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第17号 下郷町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を 改正する条例の設定について

○議長(佐藤勤君) 日程第18、議案第17号 下郷町重度心身障害者医療費の給付に関する 条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長(佐藤勤君) 本案について議案の説明を求めます。

健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長(渡部善一君) それでは、議案第17号 下郷町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

本条例は、重度心身障害者に対し、医療費の一部を助成することにより、福祉の増進を図ることを目的とするものでございます。

事業内容でございますが、助成対象者の重度心身障害者としまして、身体障害者手帳 1、2級、精神障害者保健福祉手帳1級等を取得している方が医療機関を受診した際に おける医療保険、診療内の医療費の自己負担分を助成するものでございます。

今回の条例改正は、引用いたします福島県重度障害者支援事業費補助金交付要綱の一部改正に伴いまして、本条例を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、住所地特例による医療の対象者を国民健康保険の被保険者としておりましたが、住所地特例により施設入所し、その施設が就労系の施設である場合、社会保険加入となる場合があり、その場合重度医療の給付対象者から外れることとなるため、住所地特例による社会保険加入者も重度医療の給付対象とするものでございます。

それでは、議案書の78ページ及び新旧対照表の103ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表の改正後の欄でご説明いたしますと、まず第2条第1項第3号の障害程度等3級に肝臓の機能障害を加えるものでございます。これは、身体障害者福祉法の政省令の改正によりまして、肝機能障害が身体障害者手帳の交付対象範囲に追加されたことによるものでございます。

第3条の医療費の給付及び対象者におきましては、入所、入院または入居における住 所地特例につきましては、これまで国民健康保険の被保険者である者とされておりまし たが、住所地特例による就労系の施設入所の場合、社保加入となる場合が出てきましたことから、第1号から第7号に入所、入院または入居している重度心身障害者については国民健康保険の被保険者のみならず、社保加入者においても重度医療の給付対象者に含めることとするものでございます。

続きまして、第2条関係の別表1におきましては改正前の欄の2段目のその他医療に 関する法令等老人保健法につきましては、老人保健法から後期高齢者医療制度に制度改 正していますことから、これを削除しまして、3段目のその他の医療に関する法令等、 老人保健法以外につきましては、制度改正されましたことから、老人保健法以外を削除 し、右欄の身体障害者福祉法第19条による更生医療に係る費用徴収金及び児童福祉法第 20条による育成医療に係る費用徴収金並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第32条による通院医療に係る負担金額は、障害者総合支援法の施行に伴いまして、障害 者総合支援法第58条による自立支援医療の算定に係る負担額にまとめます。

同じく第2条関係の別表2でございますが、この疾患名は適当でないことから、老年 痴呆、脳血管性痴呆を老年認知症、脳血管性認知症に改め、非定型、心因症、分裂感情 病等を非定型精神病、心因性精神病、統合失調感情障害に、人格障害等をパーソナリテ ィー障害等に、てんかん、症候性てんかん等をてんかん等に改め、注意欠陥多動障害を 注意欠陥多動性障害に改め、精神神経症等を神経症性障害等に改めるものでございます。 そして、附則によりまして、本条例の施行は公布の日からとするものでございます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。

- ○議長(佐藤勤君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。 3番、室井亜男君。
- ○3番(室井亜男君) こういうふうな身体障害者で重度心身障害者は1級と2級と言われましたけれども、何人ぐらいこれに当てはまるのがいるのか、または精神障害1級と言われましたが、うちの町ではどのぐらいこの重度心身障害者、これに該当するのがいるのか、人数を教えていただきますようお願いします。
- ○議長(佐藤勤君) 答弁を求めます。

健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長(渡部善一君) 今精神と身体障害者と合計の人数しか把握できておりませんが、受給者は全体で149名でございます。

以上でございます。

- ○議長(佐藤勤君) 再質疑ありませんか。
- ○3番(室井亜男君) なし。
- ○議長(佐藤勤君) ほかにご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号 下郷町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正 する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第18号 下郷町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の設定 について

○議長(佐藤勤君) 日程第19、議案第18号 下郷町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長(佐藤勤君) 本案について議案の説明を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長(渡部芳夫君) 議案第18号 下郷町農業集落排水施設条例の一部を改正する条 例の設定についてご説明いたします。

議案書81ページから82ページ、新旧対照表106ページから107ページでお願いいたします。現在当該施設の使用料に関する種別、基本使用料、超過使用料、適用範囲は、大きく一般用、営業 I 用、営業 II 用、業務用と4種類とされております。近年水道水のみ使用者と水道水、井戸水併用使用者との使用料に不平等感があるのではないかとの声が数年前からご指摘されておりました。今回これらのご指摘を改善し、使用料の公平性を図るよう供用開始年度を平成13年度以来の条例改正でございます。

新旧対照表をお願いします。種別の一般用と業務用は従前どおりとし、新たに営業Ⅲ 用を追加し、種別を4分類から5分類とするものでございます。営業Ⅲ用とは、土産物 屋等を指してございます。

基本使用料の月額は、一般用、営業 I 用、営業 I 用、業務用は10立方当たりそれぞれ 4,000円、1 万1,000円、8,000円、1 万1,000円と従前のとおりで、新たに営業 II 用、土産物屋等を4,000円と追加するものでございます。

超過使用料につきましては、1立方につき180円と従前どおりでございます。

適用範囲の一般用、業務用は変わらず、営業I用は従前の民宿、旅館、飲食店、製造業等の4分類を新たに旅館業法に基づく営業許可を受けており、旅館業法を営む者及び食品衛生法に基づく許可を受けており、調理業(飲食店営業のみ)を営む者との2分類へ改正、営業II用は、従前の理美容業店舗等は同じく理美容業店舗等と位置づけ、新たに食品衛生法に基づく許可を受けている営業I用以外の業を営む者、調理業、喫茶店営業のみ、製造業、処理業、販売業及び食品衛生法に基づく調理業(飲食店営業のみ)の

許可を受けており、軽食等のみ販売している者の2分類へ改正いたします。新たに営業Ⅲ用は、営業I用及び営業Ⅱ用のいずれにも該当しない店舗等を追加いたします。これにつきましては、土産物屋等を指してございます。

今回改正の条例料金改正内容につきましては、1月16日において説明会を実施し、地 区住民のご理解を得ているところでございます。

また、今回改正に伴い、使用料を従前の汚水処理量をもとに換算いたしますと、年間231万3,000円の使用料増の改善が見込まれております。

以上、下郷町農業集落排水施設条例の一部改正する条例の設定についての内容でございます。よろしくお願いいたします。

- ○議長(佐藤勤君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。 8番、猪股謙喜君。
- ○8番(猪股謙喜君) 猪股ですけれども、4月1日から民泊という制度が登録でできるようになりますが、この民泊というのが営業日数等は普通の民宿、旅館よりはぐっと規制は厳しくなるのですが、そういった新しい宿泊の業態に対しての部分は審議過程でどのように審議されたのか、どのように別表中心に定められたのかお尋ねいたします。
- ○議長(佐藤勤君) 答弁を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長(渡部芳夫君) 猪股議員のご質問にお答えいたします。

ただいまのご質問で民泊業の取り扱いでございますが、今現在旧料金につきましては、 分類といたしましては全て大内地区の申請という形で50戸分類分けしております。今回 今ほどの質問にありましたように、民泊業というものが含まれますと、旅館業法に含ま れると思われます。新たにこの条例改正に基づきまして施行するに当たり、新年度改め まして営業等の分類を再確認させていただくということも説明会で申し上げております ので、その時点で民泊業者が新たに増えるのかどうか、それにもし追加するのであれば、 旅館業に該当するように対応していきたいと思います。

- ○議長(佐藤勤君) 再質疑ありませんか。
- ○8番(猪股謙喜君) 了解です。
- ○議長(佐藤勤君) 3番、室井亜男君。
- ○3番(室井亜男君) そうすると、営業Ⅲ用というものが今回新たに追加をしたと、こういうふうなことの説明なのですが、この営業Ⅲ用には土産物を売っている店屋さんが入るのだ、今まで土産物を売っているものは何に該当していたのかな。それが1つ聞きたいのですが。それと、営業Ⅲ用というものを見てみますと一般用と同じなのです。10立方で4,000円。ですから、営業Ⅲ用は何か一般用でもいいのかなというのが私の感じなのですが、なぜここにⅢ用というものを設けたのかと。

もう一つ聞きたいのですが、おうちのこの集落排水で一般用が何件、営業Ⅰ用が何件、 営業Ⅱ用が何件、営業Ⅲ用が何件、業務用が何件、この分類がわかれば教えていただき ますようお願いします。

○議長(佐藤勤君) 答弁を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長(渡部芳夫君) 新たに設けました営業Ⅲ用、これにつきましては土産物屋ということでございますが、従来どおりの規定によりますと、営業Ⅱの中身に入ってございました。

それから、それぞれの分類の内訳でございますが、それぞれ申し上げます。従前の体系でございますが、水道のみの内訳でございますが、一般が16、営業 I 用が11、営業 I が 9 戸、III がなしで、業務が1 戸の37戸、これが水道水のみでございます。

同じく従前どおりの井戸水併用の戸数でございますが、一般が1、営業 I が7、営業 II が5、III がなしで、業務がゼロで13、合計で50戸ということでございます。

- ○議長(佐藤勤君) 再質疑ありませんか。
- ○3番(室井亜男君) 了解。
- ○議長(佐藤勤君) ほかにご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号 下郷町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第19号 下郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の設定に ついて

○議長(佐藤勤君) 日程第20、議案第19号 下郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する 条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長(佐藤勤君) 本案について議案の説明を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長(渡部芳夫君) 議案第19号 下郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 の設定についてご説明いたします。

議案書84ページから88ページ、新旧対照表108ページから112ページでお願いいたします。道路法におきましては、道路管理者は道路の占用につき、占用料を徴収することが

できるとされております。これに基づき、道路管理者はその道路の地価水準等を勘案し、 占用料を徴収しております。

今回改正は、平成29年12月26日付、福島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 の公布の通知に基づき、県に準じて平成27年3月25日以来の改正でございます。

新旧対照表をお願いいたします。主な改正は、占用料の単価の改正、占用物件の一部 追加、占用面積の単数処理の精緻化、いわゆるきめ細かく詳しくするという内容でござ います。

以上の3点が主な内容でございます。

単価改正につきましては、それぞれ1円から20円の減額となり、町占用物件の内訳として、率で平均2.75%減の改正でございます。

一部追加につきましては、新旧対照表によります別表4から8、10から16に見られます道路法32条関係、これは電柱電線、公衆電話、広告塔を指しております。及び道路法施行令7条、これは看板標識、旗ざお、横断幕等を指しております。に関する占用物件の追加でございます。

単数処理につきましては、別表4から8、11から16までの占用料の単位の欄に見られます金額ではなく、A、地価水準等に乗じた金額を記載されるよう、極めて細かく改正されております。

なお、このAにつきましては、近傍類地の土地の時価評価ということになっております。

以上が下郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の内容でございます。よろしくお願いいたします。

- ○議長(佐藤勤君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。 3番、室井亜男君。
- ○3番(室井亜男君) 29年度は、道路占用徴収料というのはどのぐらいの歳入になってき たのかな。全体の予算の歳入だけ教えてください。
- ○議長(佐藤勤君) 答弁を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

- ○建設課長(渡部芳夫君) 実績で3万869円ということになっております。
- ○議長(佐藤勤君) 再質疑はありませんか。
- ○3番(室井亜男君) なし。
- ○議長(佐藤勤君) 5番、湯田純朗君。
- ○5番(湯田純朗君) 道路占用ですけれども、一般町民個人で占用料払っている戸数はど のくらいあるのかお知らせください。
- ○議長(佐藤勤君) 答弁を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長(渡部芳夫君) 今ほどの湯田議員のご質問にお答えします。

個人分につきましては、54件の申請内容となっております。

それから、先ほど室井議員のご質問、私勘違いいたしましたので、訂正させていただ

きます。前年度の収入料でございますが、昨年度112万2,902円の収入でございます。先ほど申し上げましたのは、新年度減額分を申し上げました。大変失礼いたしました。

(「112万何ぼ」の声あり)

- ○建設課長(渡部芳夫君) 112万2,902円です。前年度です。
- ○議長(佐藤勤君) 再質疑ありませんか。
- ○5番(湯田純朗君) なし。
- ○議長(佐藤勤君) ほかにご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号 下郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第20号 平成29年度下郷町一般会計補正予算(第7号)

日程第22 議案第21号 平成29年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第4 号)

日程第23 議案第22号 平成29年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3号)

日程第24 議案第23号 平成29年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第4号)

日程第25 議案第24号 平成29年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第4 号)

日程第26 議案第25号 平成29年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第3号)

日程第27 議案第26号 平成29年度下郷町宅地分譲事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(佐藤勤君) この際、日程第21、議案第20号 平成29年度下郷町一般会計補正予算 (第7号)の件から日程第27、議案第26号 平成29年度下郷町宅地分譲事業特別会計補 正予算(第1号)までの7件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長(佐藤勤君) 本案について議案の説明を求めます。

議案第20号については総務課長、星修二君、議案第21号及び議案第22号については町 民課長、大竹義則君、議案第23号については健康福祉課長、渡部善一君、議案第24号及 び議案第25号については建設課長、渡部芳夫君、議案第26号については総務課長、星修 二君、順次説明を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長(星修二君) それでは、89ページをごらんください。議案第20号 平成29年度下郷町一般会計補正予算(第7号)でございますが、既決予算の総額から1億2,480万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ48億5,599万3,000円とするものでございます。

94ページをごらんください。初めに、第2表、地方債の補正でございますが、まず過疎対策事業債で新開地区の携帯電話等エリア整備事業費の確定によりまして130万円減額し、9,260万円とするものでございます。

その下の緊急防災・減災事業債につきましては、広域消防署庁舎建設事業費の確定によりまして300万円、県総合情報通信ネットワーク機器更新事業の事業費の確定によりまして40万円、合わせて340万円を減額し、1,400万円とするものでございます。

次に、次のページ、95ページになりますが、第3表、繰越明許費でございますが、今回につきましては、2件ございます。初めに、土木費の道路橋梁費につきましてでございますが、町道沼尾1号線の道路改修工事に伴います測量調査設計業務委託について、平成29年11月1日に契約し、事業を着手しておりましたが、調査に当たりましてモノレールの設置が必要となり、設置場所が民地であるため、境界の確認等が必要となり、また現地である沼尾地区は国土調査が行われていないことや降雪によりまして現地確認ができない状態で、年内での完了が困難となったため、2,916万円を繰り越すものでございます。

次に、同じ土木費で住宅費でございますが、姫川団地の建てかえ事業でございます。 本件につきましては、前回の12月定例議会におきまして、議案第57号で下郷町公営住宅 1-2号棟建設工事の請負工事について議決をいただいたところでございますが、年度 内での完成は困難であり、3,162万3,000円繰り越すものでございます。

次に、99ページをごらんください。初めに、歳入の主なものについてご説明いたします。まず、1款の町税の入湯税におきましては、宿泊者数等の減少によりまして117万9,000円の減額計上でございます。

1 つ飛びまして 6 款地方消費税交付金につきましては、額の確定によりまして583万9,000円の増額計上となっております。

次に、11款分担金及び負担金で、農業施設工事受益者分担金で事業費の確定によりまして69万3,000円の減額計上。携帯電話エリア整備事業分担金につきましては、事業費の確定により、供用開始分としまして事業者分担金で70万3,000円の増額計上となっております。

次のページ、100ページになります。12款使用料及び手数料関係では、ラウベの使用料、

クラインガルテン入居者の減少によりまして444万6,000円の減額となっております。

その下の13款国庫支出金になりますが、1目民生費国庫補助金では、事業費の確定によりまして、臨時福祉給付金事業補助金で237万円、その事務費分としまして9万4,000円、合わせて246万4,000円の減額となっております。

1つ飛ばしまして、3目土木国庫補助金では、公営住宅建替事業国庫補助金で事業費の確定によりまして2,688万円の減額計上でございます。これにつきましては、当初4棟予定しておりましたが、1棟減となったためのものでございます。

次に、100ページ、101ページにかかります県支出金につきましては、事業費の確定によりましてそれぞれ予算を整理し減額したものでございます。

一番下の16款寄附金、ふるさと応援寄附金につきましては、昨年度からインターネットによるポータルサイト、さとふるを利用することによりまして大きく伸びております。次に、次のページ、102ページになります。17款繰入金関係では、基金繰入金で、それぞれ事業費の確定によりまして、財政調整基金で8,000万円、ふるさと創生基金で50万円、ふるさと水と土保全基金で10万円、生活環境整備基金150万円、合わせて8,210万円の減額計上でございます。

次に、19款諸収入の雑入でございますが、中ほどの、まず報告第1号でも報告いたしましたが、自動車損害賠償共済金につきまして、自動車の修繕料が保険の適用となりまして83万8,000円を増額計上しております。その下の道の駅につきましては、道の駅の水道管の移設補償金で251万6,000円、またその下の戸石林業集落排水管移設補償金で30万9,000円につきましては、県発注の道路工事に伴う移設補償金でありまして、額の確定によりまして減額計上となっております。

次に、103ページ、町債関係でございますが、先ほど地方債補正でも説明いたしましたが、過疎対策事業債で130万円の減額、それから緊急防災・減災事業債で340万円、それぞれ事業費の確定により減額計上としております。

次に、104ページからは歳出になります。歳出の主なものにつきまして説明いたします。 初めに、給料、職員手当、共済費、賃金等につきましては、予算の精算によりましてそれぞれ減額計上しております。

まず、2款の総務費の2目の文書広報費から10目の諸費につきましては、事業費の確 定、入札請け差によりまして減額計上となっております。

105ページになります。同じく総務費の12目教育施設整備基金積立金では、各種事業費等の確定によりまして、予算を整理し発生した余剰金1,000万円を基金に積み立てするための増額計上でございます。

その下のふるさと創政事業費につきましては、海の子山の子アドベンチャー交流事業 関係で参加者等の減少によりまして、36万6,000円の減額計上でございます。

その下のふるさと応援基金積立金につきましては、ふるさと納税の増によりまして 211万円の増額計上でございます。

次のページをごらんください。106ページになります。中ほどの民生費の1目社会福祉 総務費の臨時福祉給付金で事業費の確定によりまして、237万円の減額計上でございます。 その下の3目老人福祉費につきましては、後期高齢者医療特別会計繰出金では、保険 基盤安定負担金の確定によりまして57万4,000円の減額計上でございます。

次のページ、107ページになります。4款の衛生費、2目の予防費及び3目の保健事業費の委託関係では、受診者の減少によりまして、それぞれ減額計上となっております。4目の環境衛生費の委託料では、河川の水質調査測定委託料で入札の請け差によりまして46万7,000円の減額計上となっております。5目母子衛生費の妊婦健診委託料では、受診者の減によりまして84万6,000円の減額計上となっております。

一番下の衛生費の1目清掃総務費の合併浄化槽設置整備事業補助金では、当初見込みより設置基数の減少によりまして283万6,000円の減額計上となっております。

次のページ、108ページになります。同じく衛生費で1目の簡易水道費の繰出金では、 町単工事分613万5,000円を高料金対策分へと組みかえたものでございます。

5款の労働費の2目雇用促進対策事業費、これは養鱒公園関係の経費でございますが、 修繕料でトイレ改修等の入札に請け差によりまして51万2,000円、備品関係でワンタッチ テント購入に伴います入札請け差で44万2,000円の減額計上となっております。

次に、109ページになります。同じく農林水産業費の一番上の道の駅給水管仮設工事費 につきましては、入札請け差によりまして236万円の減額計上となっております。

その下の備品購入関係では、一般備品で道の駅に配置されておりました食器洗浄機の 更新に伴う一般入札請け差で84万3,000円の減額となっています。その下の自動車等につ きましては、鳥獣被害対策実施隊の軽トラックの購入に伴います入札請け差10万3,000円 の減額計上となっております。

その下の19節負担金補助金及び交付金につきましては、それぞれ事業費の確定によりまして全体で755万5,000円の減額計上となっております。

一番下になります。農地費になりますが、まず農地費の委託料で、農業農村整備事業 経済効果算定業務委託料等の入札請け差で62万8,000円の減額計上となっております。

その下の工事請負費につきましては、事業費の確定によりまして農道舗装工事及び農業施設工事合わせて259万5,000円の減額となっております。

一番下の繰出金につきましては、農業集落排水事業特別会計の繰出金でございますが、 昨年の説明により損傷しました大内の処理施設、屋根の改修に係る工事費につきまして、 建物災害共済の確定により一般会計からの繰出金595万円を減額計上しております。

次に、110ページになります。同じく農林水産業費の6目国土調査費につきましては、 それぞれ事業費の確定によりまして44万6,000円の減額計上でございます。

7目の市民農園費、クラインガルテン関係でございます。備品購入費で収納ボックス 購入に伴います入札請け差で12万1,000円の減額となっております。

一番下の5目の観音沼施設管理費につきましては、紅葉シーズンの交通誘導について、 誘導員の手配がつかなかったということで、63万6,000円の減額計上となっております。 次に、111ページになります。7款商工費でございますが、1目商工振興費の補助金関係 では、宿泊施設持続化支援事業補助金について1,000万円の予算措置をしておりましたが、 利用者が1件ということで、942万円余の減額計上となっております。 2目の観光費の委託料で、観光循環バス委託料の精算によりまして、46万5,000円の減額となっております。

その下の備品購入費につきましては、AED3台購入に伴います入札請け差によりまして34万2,000円の減額でございます。

次に、8款土木費、1目道路橋梁総務費の道路台帳加除委託料では、入札請け差によりまして35万7,000円の減額計上でございます。

その下の3目の道路新設改良費で13節の委託料から12ページの22節の補償補填及び賠償金までにつきましては、事業費の確定によりましてそれぞれ減額計上となっております。

112ページの4目橋梁維持費の25節積立金でございますが、事業費等の確定によりまして発生した余剰金1,000万円を基金に積み立てするため、増額計上しております。

次に、土木費の1目の住宅管理費の12節の役務費につきましては、住宅維持管理料としまして空き部屋の共用費の負担分としまして、23万7,000円の増額計上となっております。

その下の移転補償につきましては、当初8世帯を予定しておりましたが、4世帯となったため、128万3,000円の減額計上となっております。

一番下の工事管理業務委託料では、入札請け差によりまして117万2,000円の減額計上でございます。

次のページ、113ページになります。一番上の公営住宅建てかえ工事費につきましては、 当初予定しておりました4棟建てかえに対しまして、1棟分の補助金を減額されたこと によりまして、これにあわせて5,600万円の減額計上となっております。

次に、9款消防費、1目非常備消防費の負担金では、広域消防署庁舎建設事業費の確 定によりまして220万4,000円の減額となっております。

その下の2目消防施設費の工事請負費では、消火栓看板設置工事に係る入札請け差で 25万3,000円の減額計上となっております。

一番下になりますが、10款の教育費、2目教育振興費の自動車借上料では、福祉バスを利用できたことから、75万4,000円の減額計上となっております。

次に、次のページ、114ページになります。同じく教育費の4目の文化財整備費の工事 請負費関係では大内防災設備、放水銃でございますが、改修工事費の請け差及び中山風 穴の整備事業費の入札請け差、合わせまして114万4,000円を減額計上しております。

その下の補助金関係では、事業費の確定によりまして、90万6,000円の減額計上となっております。

6目の町並み展示館費につきましては、屋根の修繕に伴います入札請け差111万 3,000円を減額し、予備費で調整しております。

以上、一般会計補正予算の主なものを説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

- ○議長(佐藤勤君) 次、町民課長、大竹義則君。
- ○町民課長(大竹義則君) 115ページをお開きください。議案第21号 平成29年度下郷町国

民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げたいと思います。

事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ627万3,000円を追加し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,500万2,000円とする内容のものでございます。

123ページをお開きください。歳出からご説明いたします。2款保険給付費、1目一般 被保険者療養給付費、2目退職被保険者等療養給付費、その下の1目一般被保険者高額 療養費につきましては、財源内訳の補正となっております。

一番下の7款共同事業拠出金、これは国保連合会の算定によるもので、拠出金の確定により、1目高額医療費共同事業拠出金は20万6,000円を増額し、2,295万6,000円となります。高額医療費共同事業のほうは、後ほど歳入で説明いたしますが、国、県4分の1の補助でございます。

同じく2目保険財政共同安定化事業拠出金は69万4,000円減額し、1億7,961万8,000円 となります。

次のページをお開きください。11款諸支出金につきましては、3目償還金において466万5,000円を増額し、839万2,000円となります。これは、高額医療費共同事業交付金の確定により超過交付となったため、精算するものでございます。通常は、拠出金との相殺により償還金として発生することはありませんが、今回は過年度の高額医療費の返還及び納付があったために発生するものでございます。

12款予備費については、財源調整により行っております。

121ページをお開きください。歳入についてご説明申し上げます。3款国庫支出金、2 目高額医療費共同事業負担金でございますが、国保連合会算定によるもので、5万1,000円増額し、573万8,000円となります。先ほど歳出で説明いたしました国4分の1の補助でございます。

4款療養給付費交付金、1目療養給付費交付金でございますが、139万7,000円減額し、1,524万1,000円となります。これは、支払い基金から交付されるものです。退職医療制度は、平成27年度より新規適用がなく、経過措置として残っている方々のみでございます。

6 款県支出金、2項県補助金、2目子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業補助金でございますが、41万6,000円の増額補正となります。福島県では子供の医療費無料化を現物給付方式で行っていますが、国では現物給付方式にすると、医療機関に受診する患者数が増えると解釈し、増えた医療費について国庫負担を減額するという仕組みでございます。これを県が肩がわりをしているものでございます。

122ページをお開きください。7款共同事業交付金でございますが、1目高額医療費共同事業交付金は、国保連合会算定により41万9,000円増額の1,763万5,000円となります。

2 目保険財政共同安定化事業交付金は、同じく国保連合会算定により398万2,000円増額の1億8,700万1,000円となります。県内市町村が拠出金を出し合って高額な医療費が

発生した市町村に交付するもので、再保険的なものになります。

11款諸収入、3項雑入、5目一般被保険者第三者納付金でございますが、275万1,000円を増額し、275万2,000円とするものでございます。これは、平成28年8月に発生した国保被保険者の交通事故に対する治療が完了したので、自動車保険から国保が負担した分の金額が支払われたものになります。手続等につきましては、全て国保連合会に委託しております。

以上、今回の補正内容でございますが、去る3月1日開催の第1回下郷町国民健康保 険運営協議会におきまして適当である旨の答申を得ておりますので、申し添えて説明と させていただきます。よろしくご審議願います。

続きまして、125ページをお開きください。議案第22号 平成29年度下郷町後期高齢者 医療特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げたいと思います。歳入歳出予 算の総額から歳入歳出それぞれ71万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ7,468万3,000円 とする内容のものでございます。

131ページをお開きください。歳入でございますが、1款後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料につきましては、現年分の収入見込み額を13万9,000円減額し、2,739万円とするものでございます。

3 款繰入金、2 目保険基盤安定繰入金でございますが、県後期高齢者広域連合の通知により57万4,000円を減額し、2,950万5,000円とするものでございます。

一番下の5款諸収入、2目還付加算金でございますが、1件見込まれることから1,000円増額し、8,000円とするものでございます。

次のページをお開きください。歳出でございますが、2款後期高齢者医療広域連合納付費につきましては、保険料と保険基盤安定負担金を合計いたしました71万3,000円を減額計上いたしまして、保険料納付費として広域連合のほうに支払う内容でございます。

3 款諸支出金、2 目還付加算金につきましては、先ほど1 件見込まれるということでございましたが、同じく1 件還付加算金が発生しますので、1,000円増額し、同じく8,000円とするものでございます。

以上、ご説明を申し上げました。よろしくお願いいたします。

- ○議長(佐藤勤君) 健康福祉課長、渡部善一君。
- ○健康福祉課長(渡部善一君) 議案書の133ページをお開きいただきたいと思います。議案 第23号 平成29年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第4号)についてご説明申し上 げます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,200万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,078万2,000円とするものでございます。

次に、140ページをお開きいただきたいと思います。2の歳入についてご説明いたします。11款町債、1目財政安定化基金貸付金でありますが、これは前年度繰越金の見込み増と給付費の精算による見込み減によりまして、借り入れの見込みがなくなりましたことから1,200万円を減額し、ゼロとするものでございます。

続きまして、141ページ、3の歳出についてご説明いたします。10款の予備費でありま

すが、財源調整のため1,200万円を減額するものであります。

なお、財政安定化基金貸付金の減額補正に伴いまして、地方債の変更は136ページ、第2表、地方債補正の変更によりまして地方債の限度額1,200万円をゼロ円に変更するものでございます。

以上、介護保険特別会計補正予算の内容でございます。よろしくお願いいたします。

- ○議長(佐藤勤君) 次に、建設課長、渡部芳夫君。
- ○建設課長(渡部芳夫君) 142ページをお願いします。議案第24号 平成29年度下郷町簡易 水道事業特別会計補正予算(第4号)についてご説明いたします。

歳出予算の総額2億1,554万7,000円に変更はないものといたします。

145ページをお願いします。第2表の繰越明許費でございますが、事業名、水道管布設替事業(桧原地区)となっております。これにつきましては、福島県が実施しております県道高陦田島線、沢田地区字中丸地内、特老施設の前の場所でございますが、この改良工事の繰り越しに伴いまして、この水道管布設工事も繰り越しとなる内容でございます。

149ページをお願いします。歳入でございます。 3 款繰入金、1目の一般会計繰入金、1 節の一般会計繰入金、高料金対策613万5,000円を増額いたしまして町単工事費分613万5,000円、これの減額の内容でございます。

以上でございます。

続きまして151ページをお願いします。議案第25号 平成29年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。歳入歳出予算の総額4,345万6,000円に変更はないものといたします。

157ページをお願いします。歳入でございます。繰入金、1目の他会計繰入金、1節一般会計繰入金、一般会計繰入金595万円を減額するものでございます。

その下、3款の諸収入、1目の雑入595万円、これは建物災害共済金として歳出といた しまして595万円の計上でございます。

以上でございます。

- ○議長(佐藤勤君) 次、総務課長、星修二君。
- ○参事兼総務課長(星修二君) 159ページをごらんください。議案第26号 平成29年度下郷町宅地分譲事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、既決予算の総額から16万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ597万1,000円とするものでございます。

初めに、歳入でございますが、165ページをごらんください。歳入につきましては、旅費、需要費、役務費等の事務費の確定によりまして一般会計からの繰入金16万5,000円を減額するものでございます。

次のページになります。歳出につきましては、今ほど歳入で申し上げました旅費、需用費、役務費等の確定によりまして6万7,000円を減額計上し、予備費で調整したものでございます。

以上、宅地分譲特別会計補正予算について説明させていただきました。よろしくお願

いいたします。

○議長(佐藤勤君) ただいまより休憩します。(午後 2時13分)

○議長(佐藤勤君) 再開いたします。(午後 2時25分)

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号 平成29年度下郷町一般会計補正予算(第7号)の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第21号 平成29年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の 件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第22号 平成29年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第23号 平成29年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第4号)の件を 採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第24号 平成29年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)の 件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第25号 平成29年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号) の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第26号 平成29年度下郷町宅地分譲事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第27号 平成30年度下郷町一般会計予算

日程第29 議案第28号 平成30年度下郷町国民健康保険特別会計予算

日程第30 議案第29号 平成30年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算

日程第31 議案第30号 平成30年度下郷町介護保険特別会計予算

日程第32 議案第31号 平成30年度下郷町簡易水道事業特別会計予算

日程第33 議案第32号 平成30年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算

○議長(佐藤勤君) この際、日程第28、議案第27号 平成30年度下郷町一般会計予算の件から日程第33、議案第32号 平成30年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算までの6件を一括議題といたします。

以上6件につきましては、3月9日の本会議において予算特別委員会に付託され、その審査結果が委員会報告書として提出されております。

お諮りします。委員長の報告は、会議規則第39条第3項の規定により省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認め、予算特別委員会委員長の報告は省略することに決定しました。

それでは、予算特別委員会委員長報告に対する質疑は省略し、これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号 平成30年度下郷町一般会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第28号 平成30年度下郷町国民健康保険特別会計予算の件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第29号 平成30年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第30号 平成30年度下郷町介護保険特別会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第31号 平成30年度下郷町簡易水道事業特別会計予算の件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第32号 平成30年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第34 議員提出議案第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見 書の提出について

○議長(佐藤勤君) 日程第34、議員提出議案第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発 効を求める意見書の提出についての件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長(佐藤勤君) お諮りします。

ただいま議題となっております議員提出議案第2号につきましては、会議規則第37条 第2項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員提出議案第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第35 議員派遣の件

○議長(佐藤勤君) 日程第35、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。本件につきましては発議の朗読を省略し、お手元に配付してございま す発議のとおりであります。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。この件については、発議のとおり決定することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については発議のとおり決定しました。

次に、お諮りします。ただいま可決された議員派遣の内容に今後変更を要するときは、 その取り扱いを議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認め、さよう決定しました。

日程第36 平成30年度行政視察について

○議長(佐藤勤君) 日程第36、平成30年度行政視察についての件を議題といたします。 本件につきましては、総務文教常任委員会委員長及び産業厚生常任委員会委員長から お手元に平成30年度行政視察についての件が提出されておりますので、朗読を省略し、 お配りの発議にてご了承願います。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。この件については発議のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、平成30年度行政視察についての件は発議のとおり決定しました。

日程の追加

○議長(佐藤勤君) 以上で上程された議案は全部終了しました。

お諮りします。議会運営委員会委員長、総務文教常任委員会委員長、産業厚生常任委員会委員長及び議会広報常任委員会委員長から閉会中の継続審査申出についての件が提出されております。この件につきましては、去る3月6日開催の議会運営委員会で協議された議事運営に沿って直ちに日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加議事日程を配付します。

(資料配付)

○議長(佐藤勤君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 配付漏れなしと認めます。

追加日程第1 閉会中の継続審査申出について

○議長(佐藤勤君) これから追加日程第1、閉会中の継続審査申出についての件を議題と いたします。

本件につきましては、議会運営委員会委員長、総務文教常任委員会委員長、産業厚生 常任委員会委員長及び議会広報常任委員会委員長からお手元に閉会中の継続審査申出書 が提出されておりますので、朗読を省略し、お配りの発議にてご了承願います。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。この件については、発議のとおり決定することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査申出についての件は発議のとおり決定しました。 ここで、町長及び教育長より発言を求められておりますので、これを許可します。 町長、星學君。

○町長(星學君) 大変皆さんお疲れのところ、一言お願い申し上げます。

このたび3月31日をもって現教育長であります渡部岩男氏が退任することになりました。3年間下郷町の教育行政に携わっていただき、誠にありがとうございました。

この退任に当たり、渡部岩男教育長から退任のご挨拶をいただきたいと思いますので、 ご了解をお願いいたします。よろしくお願いします。

- ○議長(佐藤勤君) 続きまして、それでは教育長、渡部岩男君よりご挨拶をいただきます。
- ○教育長(渡部岩男君) 貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。

今ほど町長より話がありましたように、3年前に星學町長よりお声をかけていただきまして、また議会の皆様のご同意を賜りまして、3年間下郷町教育委員会教育長として非常に貴重な業務に携わらせていただきました。就任しました3年前は、ちょうど新教育委員会制度がスタートをいたしまして、町長さんとは総合教育会議において協議し、さらには町長、副町長、総務課長と毎朝打ち合わせを行い、共通理解を図りながら万全な支援体制のもとで業務に当たることができましたことは、非常に心強く、本当にありがたいことだと思っております。議員の皆様にも多大なご支援を賜りまして、微力ではありますけれども、下郷町の教育行政に携わることができましたことは私の人生の中でも大変大きな誇りとなりました。本当に心から感謝申し上げます。

結びになりますけれども、下郷町のさらなる発展と町長さんを初め、議員の皆様、町 民の皆様のますますのご健勝をご祈念申し上げまして、退任のご挨拶とさせていただき ます。ありがとうございました。

○議長(佐藤勤君) 私から一言ご挨拶させていただきます。

ただいまご挨拶をいただきました教育長、渡部岩男君には卓越した手腕と豊富な識見を持って、本町教育行政の要として町政の進展にご尽力をいただきました。議会からも心からお礼を申し上げます。

今後とも本町発展のため、そして我々議会活動につきましてもご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。本当にご苦労さまでした。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りいたします。平成12年4月4日の全員協議会による申し合わせ事項によりまして、議会の構成について議会運営委員会で協議されました議事運営に沿って、議会全員協議会を開催したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

それでは、ただいまから休憩し、14時50分から全員協議会を開催いたします。なお、 執行部の皆さんはここで一時ご退席をお願いいたします。(午後2時42分)

○議長(佐藤勤君) 再開いたします。(午後 3時15分)

日程の追加

○議長(佐藤勤君) 先ほど副議長に対し議長辞職願を提出いたしました。

お諮りします。議会全員協議会における協議に基づきまして、皆さんに配付してあります追加議事日程により、議長の辞職許可の件を日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とするに決定いたしました。

追加日程第2 議長の辞職許可

○議長(佐藤勤君) 追加日程第2、議長の辞職許可を議題といたします。

この件は、私の一身上のことですので、地方自治法第117条の規定により退場いたします。

副議長、議長席に着席願います。

(副議長、議長席に着席。議長、佐藤勤君 除斥)

○副議長(佐藤盛雄君) 議長、佐藤勤君から議長の辞職願が提出されております。

職員に辞職願を朗読させます。

荒井康貴君。

(辞職願朗読)

○副議長(佐藤盛雄君) お諮りします。

佐藤勤君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

したがって、佐藤勤君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。 佐藤勤君の入場を認めます。

(12番 佐藤勤君 入場)

○副議長(佐藤盛雄君) お知らせいたします。

ただいま佐藤勤君の議長の辞職が許可されたことを告知いたします。

日程の追加

○副議長(佐藤盛雄君) ただいま議長が欠けました。

お諮りします。議長の選挙の日程を追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異 議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることを決定いたしました。

追加日程第3 議長の選挙

○副議長(佐藤盛雄君) 追加日程第3、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○副議長(佐藤盛雄君) ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に5番、湯田純朗君、3番、室井亜男君を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○副議長(佐藤盛雄君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(佐藤盛雄君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○副議長(佐藤盛雄君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

議会事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

議会事務局長、室井哲君。

(点呼・投票)

○副議長(佐藤盛雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(佐藤盛雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

5番、湯田純朗君、3番、室井亜男君、開票の立ち会いをお願いいたします。 それでは、開票をお願いします。

(開票)

○副議長(佐藤盛雄君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。うち有効投票12票、 無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、佐藤盛雄、6票、湯田健二君、6票、以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は3票であり、佐藤盛雄君と湯田健二君の得票数はいずれもこれを超えております。両君の得票数は同得票数であります。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじにより当選人を決定することになっております。

佐藤盛雄君と湯田健二君が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじの方法を議会事務局長から説明させます。

議会事務局長、室井哲君。

○議会事務局長(室井哲君) くじの方法についてご説明いたします。

くじは、2回引いていただきます。1回目は、くじを引く順序を定めるくじを行います。2回目は、その順序によりくじを引き、当選人を定めるくじを行います。

くじは、抽せん棒で行います。1回目の順序を定めるくじは、1番と2番の番号の抽せん棒を抽せん箱に入れ、各候補者が抽せん棒を選出。引いた番号がくじを引く順序となります。

次に、当選人を定める2回目のくじは、1番から10番までの抽せん棒を抽せん箱に入れ、決定されたくじの順序により交互に5回ずつ抽せん棒を引き、抽出された数字の合計数の多い候補者を議長選挙の当選人と定めることになります。

以上でございます。

○副議長(佐藤盛雄君) それでは、くじを行います。

議場の出入り口を閉じます。

(議場閉鎖)

○副議長(佐藤盛雄君) 佐藤盛雄君、湯田健二君の両名、前に進んでください。 3番、室井亜男君、5番、湯田純朗君の両名、くじの立ち会いをお願いいたします。 (くじ引き)

○副議長(佐藤盛雄君) くじの結果を報告します。

佐藤盛雄、29点、湯田健二君、26点。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、私、佐藤盛雄が議長に当選いたしました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○副議長(佐藤盛雄君) ここで執行部の皆様の出席を求めますので、暫時休憩いたします。 (午後 3時42分)

○副議長(佐藤盛雄君) 再開いたします。(午後 3時46分)

それでは、ただいま私、佐藤盛雄が議長に当選いたしました。ご挨拶を申し上げたい と存じます。 ○議長(佐藤盛雄君) 一言ご挨拶を申し上げます。

ただいまは、大勢の皆様のご支援をいただき、議長に選出していただきました。身に 余る光栄に存じます。心から御礼申し上げます。

皆様ご承知のとおり、私はまだまだ未熟者で、浅学非才な者でございますが、皆様のお力添えいただきながら、二元代表の一翼を担う立場から、町執行部と町民目線に立った立場から同じベクトルを向いて町発展のため頑張りたいと思います。

今後とも議員の皆様方、執行部の皆様方のご指導、ご鞭撻を心からお願い申し上げまして、甚だ簡単でございますが、議長就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

ここで、佐藤勤君より議長退任の挨拶の発言を許します。

佐藤勤君

○12番(佐藤勤君) 議長を退任するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

平成28年4月の初議会において議員各位のご協力により、名誉ある議長に就任し、以来2年間、皆様のご支援をいただき、大過なく職務を果たしましたことに対し衷心より厚く御礼を申し上げます。

在任中、議長に就任したことで、議会の権威を高めたい、議会の機能を十分に発揮するようにしたいという情熱で、議員各位の意に沿わぬ議事さばきなどもあったかと存じますが、2年もの間、浅学非才な私を盛り立て、ご支援等をいただきました御礼を申し上げようもありません。

議長を退任いたしましても町政の進展と住民福祉を願う心は皆様と全く同じでございます。変わらぬご指導をお願い申し上げまして、議長退任の挨拶とさせていただきます。 大変ありがとうございました。

○議長(佐藤盛雄君) 議長には2年間公務、本当に大変ご苦労さまでした。ありがとうご ざいました。

これからの議事の運営等につきまして、議会事務局長と打ち合わせのため、暫時休憩 いたします。(午後 3時50分)

○議長(佐藤盛雄君) 再開いたします。(午後 3時57分)

日程の追加

○議長(佐藤盛雄君) ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。ご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第4 副議長の選挙

○議長(佐藤盛雄君) 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(佐藤盛雄君) ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に5番、湯田純朗君、3番、室井亜男君を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(佐藤盛雄君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長(佐藤盛雄君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

議会事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

議会事務局長、室井哲君。

(点呼・投票)

○議長(佐藤盛雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

5番、湯田純朗君、3番、室井亜男君、開票の立ち会いをお願いいたします。 それでは、開票をお願いします。

(開票)

○議長(佐藤盛雄君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。うち有効投票12票、 無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、小玉智和君、5票、猪股謙喜君、5票、星輝夫君、1票、湯田健二君、1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であり、小玉智和君と猪股謙喜君の得票数はいずれもこれを超えております。両君の得票数は同得票数であります。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじにより当選人を決定

することになっています。

小玉智和君と猪股謙喜君が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじの方法は議会事務局長より説明させます。

議会事務局長、室井哲君。

○議会事務局長(室井哲君) それでは、くじの方法をご説明いたします。

くじは、2回引いていただきます。1回目は、くじを引く順序を定めるくじを行います。2回目は、その順序によりくじを引き、当選人を定めるくじを行います。

くじは、抽せん棒で行います。 1 回目の順序を定めるくじは、1 番と 2 番の番号の抽せん棒を抽せん箱に入れ、各候補者が抽せん棒を抽出。引いた番号がくじを引く順序となります。

次に、当選人を定める2回目のくじは、1番から10番までの抽せん棒を抽せん箱に入れ、決定されたくじの順序により交互に5回ずつ抽せん棒を引き、抽出された数字の合計数の多い候補者を副議長選挙の当選人と定めることになります。

以上でございます。

○議長(佐藤盛雄君) それでは、くじを行います。

議場の出入り口を閉じます。

(議場閉鎖)

○議長(佐藤盛雄君) 小玉智和君、猪股謙喜君のご両名、前にお進みください。 5番、湯田純朗君、3番、室井亜男君、くじの立ち会いをお願いいたします。

(くじ引き)

○議長(佐藤盛雄君) くじの結果を報告します。

小玉智和君、30点、猪股謙喜君、25点。

したがって、小玉智和君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(佐藤盛雄君) ただいま副議長に当選されました小玉智和君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

ここで、執行部の皆様の出席を求めますので、暫時休憩いたします。 (午後 4時17分)

○議長(佐藤盛雄君) 再開します。(午後 4時20分)

それでは、ただいま副議長に当選されました小玉智和君が議場におられます。発言を求めます。

○副議長(小玉智和君) それでは、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいまは、皆様のご推挙を得まして、副議長の栄職に選出を賜り、誠に身に余る光 栄に存じます。

私は、町議会議員としてのその経験も浅く、その器ではないことをよく承知でおりますが、副議長として議長の補佐役を全うするため、皆様のご協力を得まして、最善の努

力を尽くし、任務を果たす決意であります。

今後とも皆様の温かいご支援を心からお願い申し上げまして、就任の挨拶といたしま す。本日は誠にありがとうございました。

○議長(佐藤盛雄君) 執行部に大変申しわけありませんが、一時退席をお願い申し上げます。

日程の追加

○議長(佐藤盛雄君) お諮りいたします。

議席の一部変更及び総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会の所属変更の2件を 日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第5 議席の一部変更

○議長(佐藤盛雄君) 日程第5、議席の一部変更を行います。

ただいま議長、副議長の選挙に伴い、議長に私、佐藤盛雄が、副議長に小玉智和君が 決定されましたので、会議規則第4条第3項の規定によって議席の一部を変更します。

先例によりまして、議長、佐藤盛雄の議席は12番、副議長、小玉智和君の議席は11番ということでありますので、私の議席を12番、副議長、小玉智和君の議席を11番に、12番、佐藤勤君の議席を7番に変更します。交替をお願いいたします。

(議席の一部変更)

○議長(佐藤盛雄君) この際、先ほどの全員協議会において協議されましたとおり、委員会の所属決定のため暫時休憩いたします。(午後 4時26分)

○議長(佐藤盛雄君) 再開いたします。(午後 4時33分)

追加日程第6 総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会の所属変更

○議長(佐藤盛雄君) 追加日程第6、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会の所属 変更を行います。

委員会の名称、定数は、下郷町議会委員会条例第2条の規定により、総務文教常任委員会6名、産業厚生常任委員会6名となります。

お諮りいたします。総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会の所属変更については、委員会条例第5条第5項の規定に基づき、総務文教常任委員会委員に湯田健二君、 玉川邦夫君、星政征君、山名田久美子君、佐藤勤君、そして私の6名でございます。産 業厚生常任委員会委員に星輝夫君、湯田純朗君、室井亜男君、猪股謙喜君、小椋淑孝君、 小玉智和君の6名をそれぞれ指名し、所属を変更いたします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしましたとおり、総務文教常任委員会委員及び産業厚 生常任委員会委員とすることに決定しました。

○議長(佐藤盛雄君) 間もなく午後5時になります。本会議終了の時間となりますが、このまま会議時間を延長し、会議を続行したいと思います。ご協力をお願い申し上げます。

○議長(佐藤盛雄君) 続きまして、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会の構成等 のご協議をしていただくことになりますので、暫時休憩いたします。(午後 4時36 分)

○議長(佐藤盛雄君) 再開いたします。(午後 5時06分)

追加日程に入るに先立ち、委員会条例第6条第2項の規定に基づき、正副委員長に改選が生じましたので、議会事務局長より報告させます。

議会事務局長、室井哲君。

○議会事務局長(室井哲君) ご報告申し上げます。

総務文教常任委員会委員長、湯田健二議員、副委員長、玉川邦夫議員、産業厚生常任委員会委員長、小椋淑孝議員、副委員長、室井亜男議員の方々に改選されましたことをご報告申し上げます。

○議長(佐藤盛雄君) 先ほど総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会において議会広報常任委員会委員の選出をお願いしたところ、全ての委員の皆様が再任され、改選は生じませんでしたので、お知らせいたします。

なお、議会広報常任委員会の構成等のご協議をしていただくことになりますので、暫時休憩いたします。(午後 5時08分)

○議長(佐藤盛雄君) 再開いたします。(午後 5時22分)

議会広報常任委員会の構成をご協議願いましたところ、委員会条例第6条第2項の規定に基づき、正副委員長が互選されましたので、議会事務局長より報告させます。

議会事務局長、室井哲君。

○議会事務局長(室井哲君) ご報告申し上げます。 議会広報常任委員会委員長に山名田久美子君、副委員長に玉川邦夫君が決定されましたことをご報告申し上げます。

○議長(佐藤盛雄君) この際、暫時休憩し、全員協議会に切りかえたいと思います。 暫時休憩します。(午後 5時22分)

○議長(佐藤盛雄君) 本会議を再開いたします。(午後 5時37分)

日程の追加

○議長(佐藤盛雄君) 議会運営委員会委員の室井亜男君、星輝夫君、佐藤盛雄君、3名から辞任願が提出されております。

お諮りします。議会運営委員会委員の辞任許可の件を日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第7 議会運営委員会委員の辞任許可

○議長(佐藤盛雄君) 追加日程第7、議会運営委員会委員の辞任許可を議題といたします。 室井亜男君から議会運営委員会委員の辞任願が提出されております。

地方自治法第117条の規定によって室井亜男君の退場を求めます。

(3番 室井亜男君 除斥)

○議長(佐藤盛雄君) 職員に辞任願を朗読させます。

荒井康貴君。

(辞任願朗読)

○議長(佐藤盛雄君) お諮りします。

室井亜男君の議会運営委員会委員の辞任を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

したがって、室井亜男君の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定しました。 室井亜男君の入場を認めます。

(3番 室井亜男君 入場)

○議長(佐藤盛雄君) お知らせいたします。

ただいま室井亜男君の議会運営委員会委員の辞任が許可されたことを告知いたします。 星輝夫君から議会運営委員会の辞任願が提出されております。

地方自治法第117条の規定によって星輝夫君の退場を求めます。

(1番 星輝夫君 除斥)

○議長(佐藤盛雄君) 職員に辞任願を朗読させます。

荒井康貴君。

(辞任願朗読)

○議長(佐藤盛雄君) お諮りします。

星輝夫君の議会運営委員会委員の辞任を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

したがって、星輝夫君の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定しました。 星輝夫君の入場を認めます。

(1番 星輝夫君 入場)

○議長(佐藤盛雄君) お知らせします。

ただいま星輝夫君の議会運営委員会委員の辞任が許可されたことを告知いたします。 続きまして、私の一身上のことですので、副議長に議長席にお着き願います。

(副議長、議長席に着席)

○副議長(小玉智和君) それでは、佐藤盛雄君から議会運営委員会委員の辞任願が提出されております。

地方自治法第117条の規定によって佐藤盛雄君の退場を求めます。

(12番 佐藤盛雄君 除斥)

○副議長(小玉智和君) それでは、職員に辞任願を朗読させます。 荒井康貴君。

(辞任願朗読)

○副議長(小玉智和君) それでは、お諮りします。

佐藤盛雄君の議会運営委員会委員の辞任を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、佐藤盛雄君の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定いたしま した。

佐藤盛雄君の入場を認めます。

(12番 佐藤盛雄君 入場)

○副議長(小玉智和君) お知らせいたします。

ただいま佐藤盛雄君の議会運営委員会委員の辞任が許可されたことを告知いたします。 これによって議長としての任務は終了いたしました。議事進行についてご協力ありが とうございました。

議長、議長席にお願いいたします。

(議長、議長席に着席)

日程の追加

○議長(佐藤盛雄君) お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員が欠けましたので、議会運営委員会委員の選任の件を日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第8 議会運営委員会委員の選任

○議長(佐藤盛雄君) 議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

お諮りします。委員会条例第5条第4項の規定により新たに星政征君、小椋淑孝君、 小玉智和君、湯田健二君を指名したいと思います。ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

したがって、星政征君、小椋淑孝君、小玉智和君、湯田健二君が議会運営委員会委員 となることに決定されました。

次に、委員長が辞職しておりますので、暫時休憩し、委員会の構成をご協議願いたい と思います。議会運営委員会委員の方は303会議室にご参集願います。

暫時休憩いたします。(午後 5時47分)

○議長(佐藤盛雄君) 再開いたします。(午後 5時58分)

議会運営委員会の構成をご協議願いましたところ、委員会条例第6条第2項の規定に 基づき、正副委員長が互選されましたので、議会事務局長より報告させます。

議会事務局長、室井哲君。

○議会事務局長(室井哲君) ご報告いたします。

議会運営委員会委員長に星政征君、副委員長に湯田健二君が決定されましたことをご報告いたします。

日程の追加

○議長(佐藤盛雄君) 南会津地方広域市町村圏組合議会議員の湯田健二君から辞職の申し 入れがありました。

お諮りします。南会津地方広域市町村圏組合議会議員の辞職許可の件を日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第9 南会津地方広域市町村圏組合議会議員の辞職許可

○議長(佐藤盛雄君) 追加日程第9、南会津地方広域市町村圏組合議会議員の辞職許可を 議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって湯田健二君の退場を求めます。

(9番 湯田健二君 除斥)

○議長(佐藤盛雄君) お諮りします。

湯田健二君の南会津地方広域市町村圏組合議会議員の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

したがって、湯田健二君の南会津地方広域市町村圏組合議会議員の辞職を許可することに決定しました。

湯田健二君の入場を認めます。

(9番 湯田健二君 入場)

○議長(佐藤盛雄君) お知らせいたします。

湯田健二君の南会津地方広域市町村圏組合議会議員の辞職が許可されたことを告知いたします。

日程の追加

○議長(佐藤盛雄君) お諮りします。

南会津地方広域市町村圏組合議会議員の選挙の件を日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第10 南会津地方広域市町村圏組合議会議員の選挙

○議長(佐藤盛雄君) 追加日程第10、南会津地方広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。先刻全員協議会で了承されました内容に沿って、既に総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会で選出されており、さらに下郷町議会運営に関する先例の6により、議長指名で推薦を行うことになっておりますので、佐藤勤君、星輝夫君、佐藤盛雄君の3名を南会津地方広域市町村圏組合議会議員と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました佐藤勤君、星輝夫君、佐藤盛雄君を南会津地方広域市町村圏組合議会議員とすることに決定いたしました。

日程の追加

○議長(佐藤盛雄君) 南会津地方環境衛生組合議会議員の佐藤勤君、小玉智和君、小椋淑 孝君から辞職の申し出がありました。

お諮りします。南会津地方環境衛生組合議会議員の辞職許可の件を日程に追加し、直 ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第11 南会津地方環境衛生組合議会議員の辞職許可

○議長(佐藤盛雄君) 追加日程第11、南会津地方環境衛生組合議会議員の辞職許可を議題 といたします。 地方自治法第117条の規定によって佐藤勤君、小玉智和君、小椋淑孝君の退場を求めます。

(7番 佐藤勤君 除斥)

(11番 小玉智和君 除斥)

(6番 小椋淑孝君 除斥)

○議長(佐藤盛雄君) お諮りします。

佐藤勤君、小玉智和君、小椋淑孝君の南会津地方環境衛生組合議会議員の辞職を許可 することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

したがって、佐藤勤君、小玉智和君、小椋淑孝君の南会津地方環境衛生組合議会議員 の辞職を許可することに決定いたしました。

佐藤勤君、小玉智和君、小椋淑孝君の入場を認めます。

(7番 佐藤勤君 入場)

(11番 小玉智和君 入場)

(6番 小椋淑孝君 入場)

○議長(佐藤盛雄君) お知らせいたします。

ただいま佐藤勤君、小玉智和君、小椋淑孝君の南会津地方環境衛生組合議会議員の辞職が許可されたことを告知いたします。

日程の追加

○議長(佐藤盛雄君) お諮りします。

南会津地方環境衛生組合議会議員の選挙の件を日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第12 南会津地方環境衛生組合議会議員の選挙

○議長(佐藤盛雄君) 追加日程第12、南会津地方環境衛生組合議会議員の選挙を行います。 お諮りします。先刻全員協議会で了承されました内容に沿って、既に総務文教常任委 員会及び産業厚生常任委員会で選出されており、さらに下郷町議会運営に係る先例の6 により、議長指名で推選を行うことになっておりますので、湯田健二君、室井亜男君、 湯田純朗君、佐藤盛雄君の4名を南会津地方環境衛生組合議会議員と決定することにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました湯田健二君、室井亜男君、湯田純朗君、佐藤盛雄

君を南会津地方環境衛生組合議会議員とすることに決定いたしました。

次に、公有財産審議委員の選任につきましては、新たな委員について先ほどの総務文 教常任委員会及び産業厚生常任委員会において湯田健二君、星政征君、猪股謙喜君、小 椋淑孝君が選任されました。私より町長に対し、委員の推薦名簿を提出いたしますので、 ご了承願います。

ここで、執行部の皆さんの出席を求めますので、暫時休憩いたします。 (午後 6時 10分)

○議長(佐藤盛雄君) 再開いたします。(午後 6時13分)

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、本定例会は会議規則第7条の規定により本日で閉会にしたいと思います。 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

したがいまして、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成30年第1回下郷町議会定例会を閉会します。大変ご苦労さまでした。 (午後 6 時14分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年3月20日

下郷町議会議長

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員